

新・相模原市総合計画

「施策の実施状況に関する建議書」
における総合計画審議会からの
評価・意見に対する本市の対応方針

令和2年2月

相模原市

目次

総合計画の進行管理の概要	1
1 総合計画の進行管理について.....	1
2 評価の結果について.....	1
3 相模原市総合計画審議会（進行管理部会）委員一覧.....	3
「施策の実施状況に関する建議書」における総合計画審議会からの評価・意見 に対する本市の対応方針について	4
1 施策別評価に対する対応方針等.....	4
（1）総合計画施策進行管理 2次評価に対する本市の対応方針.....	6
（2）総合計画施策進行管理 2次評価に対する本市の改善工程表.....	42
（3）平成30年度「改善工程表モニタリング」結果について（施策別各論）..	80
（4）地方創生推進交付金活用事業を含む施策に係る意見に対する対応方針..	124
2 総括評価等に対する対応方針.....	125
（1）成果指標に係る主要な意見.....	125
（2）施策の総合評価の結果.....	126
（3）総合戦略の評価の結果.....	128
（4）改善工程表モニタリングの結果及び評価.....	129
相模原市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進行管理について	130
1 相模原市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進行管理について.....	130
2 各重点プロジェクトの進行管理について.....	130
（1）少子化対策プロジェクト.....	130
（2）雇用促進プロジェクト.....	133
（3）中山間地域対策プロジェクト.....	135
【付属資料】相模原市総合計画審議会の開催経過（令和元年度進行管理）	139

総合計画の進行管理の概要

1 総合計画の進行管理について

相模原市総合計画進行管理実施方針に基づき、全50施策について市が施策進行管理シートを用いて内部評価を行い、そのうち約3分の1の16施策について総合計画審議会進行管理部会による第三者評価を行いました。

また、昨年度施策評価で改善を要すると判定された9施策の改善工程表については、市が進捗状況について確認・自己評価を行った後、その取組内容や実施状況、その効果などについてモニタリング評価（総合計画審議会評価）を行いました。

2 評価の結果について

(1) 平成30年度実績に基づく評価

	1次評価 (内部評価)		左記の内、2次評価 対象施策の1次評価		2次評価 (第3者評価)	
	施策数	割合	施策数	割合	施策数	割合
A	26	52%	9	56%	8	50%
B	23	46%	6	38%	6	38%
C	1	2%	1	6%	2	12%
合計	50	100%	16	100%	16	100%

A ... 施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている

B ... 施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要

C ... 施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要

(2) 本年度評価対象施策ごとの評価結果

基本 目標	施策 No.	施策名	1次評価 結果	2次評価 結果	所管局
I	3	子どもを生きやすい環境の整備	A	A	こども・若者未来局
I	10	健康づくりの推進	B	B	健康福祉局
I	12	保健衛生体制の充実	A	A	健康福祉局
I	14	災害対策の推進	B	B	危機管理局
	17	家庭や地域における教育環境の向上	B	B	教育局
	19	生涯スポーツの振興	A	A	教育局
	20	文化の振興	A	B	市民局
	29	人と自然が共生する環境の形成	A	A	環境経済局
	30	生活環境の保全	A	A	環境経済局
	32	雇用対策と働きやすい環境の整備	A	A	環境経済局
	37	魅力ある観光の振興	B	C	環境経済局
	39	広域交流拠点都市にふさわしい都市拠点の形成	A	A	都市建設局
	40	新たな産業拠点の形成と地域の拠点の活性化	C	C	都市建設局
	45	安全で快適な住環境の形成	B	B	都市建設局
	46	基地の早期返還の実現	A	A	総務局
	49	行政サービス提供体制の充実	B	B	市民局

(3) 改善工程表のモニタリング対象施策

基本 目標	施策 No.	施策名	前年度 1・2次評価	前年度 3次評価	所管局
	1	地域福祉の推進	B	B	健康福祉局
	9	障害児の支援	B	B	健康福祉局
	22	人権尊重・男女共同参画の推進	B	B	市民局
	23	世界平和の尊重	B	B	総務局
	24	地球温暖化対策の推進	B	B	環境経済局
	28	水源環境の保全・再生	B	B	環境経済局
	33	地域経済を支える産業基盤の確立	B	B	環境経済局
	36	都市農業の振興	B	B	環境経済局
	48	皆で担うまちづくりの推進	B	B	市民局

3 相模原市総合計画審議会（進行管理部会）委員一覧

	氏 名	所 属 等	備 考
1	朝山 あつこ	認定NPO法人 キーパーソン21 代表理事	
2	今岡 英一郎	公募	
3	金森 剛	相模女子大学 人間社会学部 社会マネジメント学科 教授	審議会副会長
4	隅河内 司	田園調布学園大学 人間福祉学部 教授	
5	長野 基	首都大学東京 都市環境学部 都市政策科学科 准教授	
6	松平 菜保子	公募	
7	山口 正子	公募	
8	横田 樹広	東京都市大学 環境学部 環境創生学科 准教授	
9	吉田 民雄	総合政策プランナー	審議会会長
10	渡邊 健一	公募	

「施策の実施状況に関する建議書」における総合計画審議会からの評価・意見に対する本市の対応方針について

1 施策別評価に対する対応方針等

令和元年度（平成30年度実績）2次評価対象施策

対応方針について 2次評価対象施策全ての16施策について作成

改善工程表について 2次評価対象施策のうちA評価でなかった8施策について作成

施策No.	施策名	所管局	1次評価結果	2次評価結果	対応方針 (様式A)	改善工程表 (様式B)
3	子どもを生きやすい環境の整備	こども・若者未来局	A	A		
10	健康づくりの推進	健康福祉局	B	B		
12	保健衛生体制の充実	健康福祉局	A	A		
14	災害対策の推進	危機管理局	B	B		
17	家庭や地域における教育環境の向上	教育局	B	B		
19	生涯スポーツの振興	教育局	A	A		
20	文化の振興	市民局	A	B		
29	人と自然が共生する環境の形成	環境経済局	A	A		
30	生活環境の保全	環境経済局	A	A		
32	雇用対策と働きやすい環境の整備	環境経済局	A	A		
37	魅力ある観光の振興	環境経済局	B	C		
39	広域交流拠点都市にふさわしい都市拠点の形成	都市建設局	A	A		
40	新たな産業拠点の形成と地域の拠点の活性化	都市建設局	C	C		
45	安全で快適な住環境の形成	都市建設局	B	B		
46	基地の早期返還の実現	総務局	A	A		
49	行政サービス提供体制の充実	市民局	B	B		

平成30年度（平成29年度実績）改善工程表モニタリング評価対象施策

改善策検討シートについて

平成29年度実績に基づく平成30年度総合計画進行管理においてA評価以外の施策について作成

施策No.	施策名	所管局
1	地域福祉の推進	健康福祉局
9	障害児の支援	健康福祉局
22	人権尊重・男女共同参画の推進	市民局
23	世界平和の尊重	総務局
24	地球温暖化対策の推進	環境経済局
28	水源環境の保全・再生	環境経済局
33	地域経済を支える産業基盤の確立	環境経済局
36	都市農業の振興	環境経済局
48	皆で担うまちづくりの推進	市民局

(1) 総合計画施策進行管理 2次評価に対する本市の対応方針

基本目標 誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市

施策番号	3	施策名	子どもを生みやすい環境の整備
1次評価	A	施策所管局	こども・若者未来局
2次評価	A	局・区長名	菅谷 貴子

No.	2次評価 意見 (check)	対応方針 (act)
1	<p>成果指標「合計特殊出生率」は、施策の最終的な成果として「こども・若者未来局」が自ら設定し、その達成を市民と約束したものであり、また人口減少のペースを遅らせるためにも目標達成は重要である。現在の実績値1.24は、現在の全国値1.42、あるいは国の目標とする希望出生率1.80を考慮すると低水準にあり、しかもこれまで9年間1.2台のあまりにも低い実績値で推移している。実施するさまざまな事業は、成果達成のための手段という位置づけにあり、事業実施の結果としてどれだけ成果を達成したかが問われるということを十分に留意されたい。子育てなど保育分野にとどまらず、優れた学習環境を提供する教育、若者世代を呼び込む産業、快適な暮らしを提供する都市計画分野など、庁内横断的に連携して出生率を向上させるための抜本的な支援・改革、新たな事業展開を検討し、その目標達成を図られたい。</p>	<p>成果指標「合計特殊出生率」の目標値は、平成27年度に策定した「相模原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に設定された値を総合計画で引き継ぎ、再設定したものである。</p> <p>具体的な対応策としては、平成29年度に創設されたこども・若者未来局では、これまで実施されてきた妊婦健康診査の充実や保育所等の待機児童対策等を引き続き推進し、子育て環境の充実を図っている。また、新たに「子ども・若者未来基金」を創設し、総合教育会議をはじめとする庁内横断的な連携によって、子育てや教育等の観点から課題を抽出しながら、基金の活用により、子どもの貧困対策や学力保障の充実を図り、子どもが生まれた環境に左右されることのないよう、子育てがしやすい環境づくりを進めてきた。次期総合計画においては、分野横断的に取り組む重点テーマとして、「少子化対策」を掲げ、企画部門や雇用施策等との庁内横断的な連携を一層推進し、若者が子どもを生み育てたいと思うまちづくりに取り組んでいく。</p>
2	<p>施策を構成する事業が多数あり、問題を抱えた人がどのサービスを使うとよいかの分かりにくいいため、市民の視点に立った情報伝達を図られたい。</p>	<p>市広報や子育てガイドによる周知に加え、「さがみはら子育てきずなメール」や電子母子健康手帳アプリ「さがプリコ」による電子媒体での情報発信、さらには子育て世代に向けたホームページの機能を充実することにより、子育てに関する情報を取得しやすい環境を整備するとともに、各区子育て支援センターを拠点とした、妊娠期から子育て期にお</p>

		ける様々な相談に対応するなど、子育て家庭への切れ目のない支援に取り組んでいく。
3	成果指標「子どもを産みやすい環境であると感じている市民の割合」及び業績評価指標「乳幼児の健康状況把握率」、業績評価指標「妊婦届出時に保健師と面接している割合」はいずれも目標達成されているが、達成率が低下傾向にあり、目標値の達成を維持するように努められたい。	達成率の向上へ向け、今後も妊娠届出時の保健師面接率の向上を目指し、子育て支援センターにおける母子健康手帳の交付に努め、妊娠期からの支援の充実を図っていく。また、乳幼児健康診査事業においては、未受診対策の充実を図り、対象児の健康状況の把握率の向上に努める。
4	子どもを産み育てやすい環境にはなりつつあると思うが、今後、夜間保育の確保にも取り組まれたい。	本市では、夜間保育所として1施設が運営を行っているが、今後の夜間保育所の設置については、保護者の働き方が多様化していることから、保育需要などの地域バランスに配慮しながら、検討していく。
5	依然として「子育ては母親の仕事」という考え方が残っており、現状を打開するためには、既存の枠組みに囚われない工夫が必要である。“母子保健”を“親子保健”と改名するなど、意識の改善に向けた取組を検討するとともに、父子家庭に対する支援も推進されたい。	母子保健法に基づき事業を実施している状況ではあるが、既存事業においても、父親への支援を含めた事業の展開を検討し、また、母子だけでなく、親子が意識できるよう周知の際の表現方法を改善し、意識の改善に努める。
6	病児・病後児を受け入れる施設の利用状況の把握を引き続き行い、計画的な対応を図られたい。	病児・病後児を受け入れる施設の利用状況を把握し、需要に応じた受入ができるよう取り組んでいく。
7	医学的なチェックと子育て支援の両方を行う必要があることから、行政や医療機関、関係機関の連携による支援体制の整備を検討されたい。	相模原市内の産科医療機関と行政の間で実施している継続看護連絡会の充実、及び医師会と共通の課題を解決するための検討ワーキング会議を実施するなど、連携による支援体制に努める。
8	保育の無償化に伴い、質の高い保育提供をするため、民間企業などを利用し保育士のスキルを高める事業展開を期待する。	平成30年度から実施している「相模原市保育者ステップアップ研修」の充実を図るとともに、民間企業などの第三者評価を活用し、客観的な評価に基づき、より質の高い保育提供ができるよう保育士等のスキルアップに取り組んでいく。
9	施策を構成する主な事業が重複しているため、削除あるいは再掲とするなど、目的・手段の関係を明確にされたい。	次期総合計画においては、事業の掲載内容や方法について精査、工夫し、施策と事業の関係性がより分かりやすくなるよう検討する。

施策番号	10	施策名	健康づくりの推進
1次評価	B	施策所管局	健康福祉局
2次評価	B	局・区長名	小林 和明

No.	2次評価 意見 (check)	対応方針 (act)
1	<p>業績評価指標「ゲートキーパー養成研修修了者数」、「精神医学基礎研修参加者の理解度」、「野菜 350g 摂取の必要性について普及啓発を受けた人数」が補完、あるいは達成すべき成果指標が設定されていない。どのような成果を達成するために業績評価指標が設定されているのかが市民に分かるように目的・手段の体系の明確化を図られたい。</p>	<p>次期総合計画において、「心の健康づくりと自殺総合対策の推進」という取組の方向について、「ゲートキーパーの養成数」及び「精神疾患や心の健康に関して市に相談窓口があることを知っている市民の割合」の増加を新たな成果指標として設定することにより、目的・手段の明確化を図る。</p> <p>また、「野菜 350g 摂取の必要性について普及啓発を受けた人数」については、業績評価指標として達成すべき成果指標との関連がわかりにくいものであったため、次期総合計画における指標の設定に当たっては、成果指標である「健康のために取り組んでいることがある市民の割合」の達成に向けて、設定の理由や関連が市民によりわかりやすいものとなるよう、目的・手段の体系について明確化を図る。</p>
2	<p>成果指標「自分が健康であると感じている人の割合」、「日常生活で健康づくりに取り組んでいる市民の割合」及び業績評価指標「65歳未満の心疾患及び脳血栓疾患の死亡率」の3指標がB評価で目標未達成である。特に重要評価指標である2つの成果指標について、「自分が健康であると感じている人の割合」は9年連続、「日常生活で健康づくりに取り組んでいる市民の割合」は7年連続と、長期にわたり未達成で推移している。実施する様々な事業は、成果達成のための手段という位置づけにあり、事業実施の結果としてどれだけ成果を達成したかが問われるということを十分に留意してそれらの目標達成を図られたい。</p>	<p>成果指標の目標を達成するため、様々な事業を実施しているが、事業の目的・成果目標を十分認識して実施するよう努める。</p>

3	<p>「無関心層や壮年期の運動習慣定着」は、これまでの方法だと大きな改善が見られないため、達成に向けた具体的な対応策を検討されたい。また、対応策の検討にあたっては、健康増進の取組における民間との役割分担を明確化し、「ウェルネスさがみはら」という保健・医療・福祉の連携拠点の有効活用を図られたい。</p>	<p>健康無関心層や壮年期の運動習慣の定着に向け、民間との役割分担を意識し、また「ウェルネスさがみはら」等の拠点の有効活用を踏まえた具体的な対応策の検討に努める。</p>
4	<p>「こんにちは赤ちゃん事業」等による出産・子育て支援施策について、これまでは庁内横断的な取組が可能な直営方式により事業を実施しているが、今後、新たな事業展開が求められた場合には、丁寧かつ素早い対応が必要とされる。他市では業務をアウトソーシングしている事例もあるため、社会需要に応じて、望ましい事業推進体制について検討されたい。</p>	<p>「こんにちは赤ちゃん事業」は、母子健康手帳交付時面接、4か月児健康診査事業等の母子保健事業、医療機関等と密接に連携を取り、保健師等の専門職が従事する直営方式によりの確な事業推進が図られている。今後も妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援へ向けて、望ましい事業推進体制の維持に努める。</p>
5	<p>食育フェアに学校給食センターが参加し、地場野菜を取り入れた、季節の食材を使った給食をアピールするような取組も検討されたい。</p>	<p>食育フェアには、学校給食センターを統括している学校保健課が参加しており、相模原の地場農産物を取り入れた「さがみはら大好き給食」について紹介するパネル展示を既に実施しPRしている。</p> <p>今後も、健康増進に資するPR活動等に引き続き、取り組んでいく。</p>
6	<p>日本の女性は、マンモグラフィ検査だけでは見つけられない高濃度乳房という乳房の密度が高い方が半数以上という報告があるため、補完的に超音波検査も行えるような制度を検討されたい。</p>	<p>現在、国において、市町村がん検診への乳房超音波検査を含めた新たな検査項目の導入検討が進められている。今後、乳房超音波検査が検査方法として認められた際に本市のがん検診でも導入していけるよう、国の動向を注視し、情報の収集に努めるとともに、関係団体と情報の共有を図る。</p> <p>また、乳房超音波検査の導入にあたっては、受益者負担等を踏まえて検討を行っていく必要があると考えている。</p>
7	<p>ゲートキーパーの数は増加しているものの、自殺者数は減少していない。経済的困窮だけでなく、人間関係や心身の状態など様々な問題が複合していることから、全庁的に取り組まれたい。</p>	<p>自殺者数は減少傾向にあるものの、継続的な取組は必須であることから、現在実施している新採用職員及び新任副主幹を対象とした階層別研修のほか、自殺対策に関連する幅広い部局を対象とした自殺対策庁内会議において、各部署の業務と自殺対策の関連性や</p>

		取り組むべき課題の理解を促進することにより、自殺対策の必要性の共有化が図れるように取り組んでいく。
--	--	---

施策番号	1 2	施策名	保健衛生体制の充実
1次評価	A	施策所管局	健康福祉局
2次評価	A	局・区長名	小林 和明

No.	2次評価 意見 (check)	対応方針 (act)
1	業績評価指標「収容した犬の返還・譲渡率」、「収容した猫の譲渡率」、「浴槽水等検査実施率」が補完、あるいは達成すべき成果指標が設定されていない。どのような成果を達成するために業績評価指標が設定されているのかが市民に分かるように目的・手段の体系の明確化を図られたい。	次期総合計画において、動物愛護管理を推進するための成果指標として「ペットの所有明示を行っている飼い主の割合」を、生活衛生関係営業施設の衛生的な生活環境の確保を図るための新たな成果指標として「公衆浴場等における改善率」を設定していく。
2	成果指標「結核患者数」及び業績評価指標「収容した犬の返還・譲渡率」、「収容した猫の譲渡率」はいずれもA評価であるが、しかし目標値を実績値が大きく上回って推移している。市民からすれば次年度の目標値がなぜ今年度の実績値よりも低いのかという疑問が生じる。しかも、業績評価指標「収容した犬の返還・譲渡率」及び「収容した猫の譲渡率」は、これまで5年間連続で平成31年度の最終目標値を上回って推移している。設定した目標値を再検討し、その根拠、その妥当性を明らかにされたい。	次期総合計画において、結核については成果指標を「結核罹患率」(人口10万人あたりの新規結核患者数)とし、罹患率の低い指定都市の値や過去の推移を踏まえて、目標を設定していく。 また、動物愛護については「ペットの所有明示を行っている飼い主の割合」を成果指標として設定し、市民アンケートの結果による基準値と、社会的な動向を加味した目標値としていく。
3	感染症に関して、市は、予防策や感染の状況などをいち早く市民へ伝えられるよう状況の把握に努められたい。	平成31年1月に衛生研究所内に開設した「感染症情報センター」において、地方衛生研究所全国協議会が開発したソフトを導入し、従前に比べて1週間早く感染症情報を提供している。 また、本市の感染症の動向に関する情報を分析し、感染症ごとの報告数の増減を可視化した「週報」を市ホームページで提供するほか、インフルエンザ等の注意報や警報発令時等には「ヤフー防災」を活用した情報提供等を実施しており、引き続き、迅速かつ的確に感染症情報を提供するよう努める。

4	<p>業績評価指標「浴槽水等検査実施率」について、目標を下回っているのは問題であり改善を図られたい。</p>	<p>浴槽水等検査については、抜き打ちで検査を実施している。</p> <p>検査の性質上、施設の状況により検査が実施できない場合があることから、業績評価指標を見直し、次期総合計画において、生活衛生関係営業施設において衛生的な生活環境の確保が図られていることを見るため「公衆浴場等における改善率」を新たな指標として、適切な目標管理を行う。</p>
5	<p>感染症について、他市では流行期になると小学校や中学校で「感染症防止係」を決め、生徒自ら役割を持たせて予防に取り組んでいる事例があるので、本市でも教育委員会を通じた実施を検討されたい。</p>	<p>学校における感染症の予防については、学校医と連携しながら、必要な対応を適宜、実施しているほか、保健だよりなどを活用し、児童生徒及び保護者への啓発を行っている。</p> <p>また、保健委員の児童生徒が手洗いやうがいの励行等の感染症の予防に取り組んでおり、保健所では、手洗いチェッカーの貸出しも行っている。</p> <p>今後も、引き続き、教育委員会との連携により主体的な感染症の予防策を講じるよう、取り組んでいく。</p>

施策番号	14	施策名	災害対策の推進
1次評価	B	施策所管局	危機管理局
2次評価	B	局・区長名	古井 隆一

No.	2次評価 意見 (check)	対応方針 (act)
1	<p>成果指標「災害対策をしている市民の割合」がA評価からB評価に落ち、目標達成されていない。A評価を維持するように取り組まれない。</p>	<p>協働事業提案制度「防災意識の普及啓発、持続可能なエネルギーと人の繋がり」の活性化事業により、災害時に役立つ知識や防災・減災に資する知識、自助や共助の重要性などについて幅広い世代へ普及啓発するため、イベント等への出展やワークショップを実施する。</p>
2	<p>業績評価指標「災害に対する家庭での事前対策を行っている市民の割合」は3年連続でB評価であり、業績評価指標「土砂災害対策の認知度」もA評価からB評価に落ちている。実施するさまざまな事業は、成果・業績達成のための手段という位置づけにあり、事業実施の結果としてどれだけ成果・業績を達成したかが問われるということを十分に留意して目標達成を図られたい。</p>	<p>災害に対する家庭での事前対策を行っている市民の割合を増やすため、防災マイスターによる防災講座等の内容を見直す。</p>
3	<p>今般の台風19号による災害に見られるとおり、河川災害や土砂災害は地域性に依存する割合が大きいため、災害対応改善策の推進は区別対応の必要性を認識し、地理的条件など地域に密着した検討を進められたい。</p>	<p>市民が地域の災害リスクを認識し、災害に備えていただけるよう普及啓発を行う。</p>
4	<p>「雨水流出抑制の機能を高める」ための具体的な取組を検討されたい。「雨水流出抑制の機能を高める」ためには流域レベルでの取組が必要であり、公有地における対策と合わせて、上流域の中山間地域における防災対策の観点から、市民の住宅建築時における対策やインセンティブを設けることについて検討されたい。</p>	<p>雨水流出抑制の機能を高めるため、宅地内に降った雨水を地下に浸透させる雨水浸透ますの設置を住宅建築時に指導する。また、市が認定した雨水浸透ますを設置する場合の費用の一部助成を引き続き行い、イベント等での更なるPRに努める。</p>

5	<p>成果指標「避難路整備率」について、「広幅員道路＝避難道路」とされているが、単に幅員が広い道路を整備すればいいというものではなく、緊急時に避難路としての機能が担保されるかという道路の質が重要である。また、達成率はH27年度以降継続して100%を超えており、施設のメンテナンスの重要性が高まっている背景を踏まえ、目標値の妥当性や、「避難道路の長さ」を継続して指標とし続けている点の妥当性が不明確であるため、見直しを検討されたい。</p>	<p>成果指標「避難路整備率」については、アウトプット指標であることから、次期総合計画においては、施策推進の効果を適切に測るため、「防災意識の向上」などのアウトカム指標を設定していくこととしている。</p> <p>なお、緊急時の避難路としての機能を高めるためには、避難路の整備率だけでなく、予防保全による効果的・効率的な維持管理などの老朽化対策を含めた、総合的な対応を行うことが必要であることから、次期総合計画においては、「公共施設マネジメントの取組の推進」において着実な推進を図っていく。</p>
6	<p>成果指標「災害対策をしている市民の割合」、業績評価指標「災害に対する家庭での事前対策を行っている市民の割合」では、地域防災組織活動そのものを的確に把握することが難しいため、見直しを検討されたい。</p>	<p>地域防災組織の活動について、防災対策の充実状況を適切に測る指標を設定することが困難なため、次期総合計画においても、引き続き、市民の自助の取組状況を測る指標として「防災意識の向上度(災害対策をしている市民の割合)」を設定することとしている。</p>
7	<p>成果指標「災害対策をしている市民の割合」が、年々低下傾向にあることに対して、具体的な分析と課題設定を行われたい。</p>	<p>大規模災害の発生から時間が経過すると防災意識は低下する傾向にあると考えられることから、被災経験に基づいた災害対策の重要性について、防災に対して関心の低い市民を含め、幅広く普及啓発を行うことで指標の改善に努める。</p>
8	<p>防災・減災プログラムについて、災害種別やケース毎に具体的な検証を実施されたい。</p>	<p>現在、対象となっている事業の適切な進捗管理を行うとともに、市民の防災知識の向上が図られるような事業を推進していく。</p>
9	<p>河川改修工事において入札不調であったとのことであり、将来的な労働力不足などのリスクも踏まえた、事業発注の長期プランを検討されたい。</p>	<p>次期総合計画を踏まえた長期的計画に基づく、継続した事業の実施を推進していく。</p>
10	<p>防災対策普及啓発推進事業について、「自助及び共助の考え方」や防災マイスター制度は市民にはあまり知られてないため、更なる周知に努められたい。また、防災マイスターについては、マイスター同士の繋がりを支援するとともに、要援護・要支援者に対する学習プログラムに取り組</p>	<p>市内事業者を含め、防災マイスターの利用対象者へ制度周知に努めるとともに、マイスター同士の連携や活動が活性化するよう情報共有等の仕組みづくりを支援していく。</p> <p>また、要援護者の積極的な避難行動の一助となるよう警戒レベルや緊急放流に関するスキルアップ研修を実施する。</p>

	<p>まれない。防災意識の普及啓発など、ソフト面での防災対策を創意工夫し、一層推進されたい。</p>	
11	<p>災害時要援護者避難支援事業について、高齢化に伴う一人暮らしの増加や外国人への支援など現状を踏まえ、要援護者支援の取組は所管だけでなく庁内横断的な取組、民間活力や地域の独自性を活かした取組として更なる強化を図られたい。</p>	<p>災害時要援護者避難支援に関して、各自治会へアンケート調査を実施することにより取組状況の確認を行い、その結果を踏まえ地域の実情にあった取組が促進されるよう、各区役所まちづくりセンターと連携し、避難支援体制の構築を支援する。</p>
12	<p>避難やケースごとの支援を伴う場面を想定した防災訓練を実施する際には、障害当事者ととも避難所や避難経路に立ち会いながら実地検証を行うなど、連携・協働しながら実態に即した視点で取り組まされたい。</p>	<p>今年度実施した風水害対策訓練において、市職員立ち会いのもと、要配慮者利用施設の職員及び利用者を対象とした避難訓練を実施し、避難経路の検証等を行った。今後も、要配慮者を対象にした避難訓練等を実施していく。</p>

基本目標 学びあい 人と地域をはぐくむ教育・文化都市

施策番号	17	施策名	家庭や地域における教育環境の向上
1次評価	B	施策所管局	教育局
2次評価	B	局・区長名	小林 輝明

No.	2次評価 意見 (check)	対応方針 (act)
1	<p>成果指標「地域における子どもの育成活動に参加した市民の割合」は4年連続で目標達成しておらず、また業績評価指標「家庭教育事業へ参加した保護者の割合」は2年間連続で目標達成されず、しかも最新年度でB評価からC評価に落ち込んでいる。また、成果指標「地域行事に参加している子どもの割合」は9年連続B評価で目標達成されておらず、業績評価指標「青少年を対象とした事業への参加人数」はA評価からB評価に落ちており、いずれも目標達成されていない。これらは、施策の最終的な成果としてその達成を市民と約束し、「教育局」自ら設定した指標及び目標値であり、市民に対する説明責任を果たすためにも、その達成を図りたい。実施する様々な事業は、成果達成のための手段という位置づけにあり、事業実施の結果としてどれだけ成果を達成したかが問われるということを十分に留意してその目標達成を図りたい。</p>	<p>「地域における子どもの育成活動に参加した市民の割合」及び「地域行事に参加している子どもの割合」については、目標達成はされていないものの、数値は前年度から微増しており、引き続き、参加しやすい事業内容や開催時期、時間帯等の検討を行う。</p> <p>「家庭教育事業へ参加した保護者の割合」については、駅から近い公共施設で開催するなど参加しやすい環境づくりに努めているが、新たに市ホームページへ情報を掲載するなど多くの方が参加できる事業となるよう、周知方法や事業内容、日程、会場などについて検討する。</p> <p>「青少年を対象とした事業への参加人数」については、清新公民館の大規模改修が終了し、平成29年度と同程度の事業数となることから、目標達成は可能と考えられる。</p>
2	<p>成果指標「地域における子どもの育成活動に参加した市民の割合」、「地域行事に参加している子どもの割合」の改善策として、小中学校の部活動の顧問に地域の有志に参加してもらう、または地域の有志が行う活動に小中学生を参加させることを検討されたい。</p>	<p>顧問として地域住民等を活用する仕組みである部活動指導員について、人材確保が課題となっており、資格要件の緩和などを検討する。</p> <p>また、小中学生の地域活動への参加については、コミュニティ・スクール等の場を活用して、学校・家庭・地域が地域活動に関する情報を共有するなどの方策について研究していく。</p>

3	<p>地域学校協働活動の円滑な推進のためにも、「地域で子育てをする」という意識の醸成に向けた事業を検討されたい。</p>	<p>現在、策定を進めている次期相模原市総合計画基本計画において、学校・家庭・地域の連携による教育力の向上を図るため、「地域全体で子どもの成長を支える取組を推進する」としており、地域学校協働活動については、今後策定予定の次期相模原市総合計画実施計画において位置付ける予定としており、具体的な内容については、実施計画の策定に合わせて検討する。</p>
4	<p>児童虐待相談件数を6年間の推移で見ると、H25年度の1,359件からH30年度の2,332件と急増しており、「泣き声通告」などへの丁寧な対応や保護者との信頼関係の維持に努めるとともに、より一層丁寧な対応に向けて、可能な範囲内で民間活力を活用するなど、体制整備の充実について検討されたい。</p>	<p>増加する児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、改正児童福祉法や「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づいて、児童相談所職員の適正な配置を図るとともに、令和2年度からは、児童相談所内に3つの課を新設し、各所管分野において、これまで以上に専門性を発揮できる体制を構築する。</p> <p>また、担当区域が広範囲に渡る緑区内のケースへの迅速な対応や、継続的な相談で来所される市民の利便性向上のため、緑区を担当する職員を緑区合同庁舎内に配置する。</p> <p>さらに、警察や関係機関との連携強化や、民間活力を活用した平日夜間及び休日における児童虐待に関する電話相談の継続実施及び一時保護専用施設の開設などにより、より一層丁寧な対応に向けて体制整備の充実を図る。</p>
5	<p>家庭教育事業の参加を増やすため、講演内容の精査や開催日時の再検討を図られたい。</p>	<p>家庭教育事業については、駅から近い公共施設で開催するなど参加しやすい環境づくりに努めているが、新たに市ホームページへ情報を掲載するなど多くの方が参加できる事業となるよう、周知方法や事業内容、日程、会場などについて検討する。</p>
6	<p>子どもの登下校時における安全確保は重要な課題であるため、子ども安全見守り活動に携わる方々への助成・支援は継続されたい。また、子ども安全見守り活動の啓発と更なる普及を推進されたい。</p>	<p>見守り活動団体に対して活動費助成を継続するとともに、広報による活動の周知、団体への表彰や意見交換会を通じて、活動の支援を行う。</p> <p>また、見守り活動の更なる普及・啓発について研究し、参加者増加につながる新たな取組を推進する。</p>

7	<p>学校と地域の協働推進事業について、学校支援のみならず、今後は学校と地域がパートナーとして教育に携わる人材を地域に求めるという趣旨を念頭に、地域人材に対する適切な支援を図られたい。</p>	<p>地域人材に対する研修などの支援について、地域学校協働活動と併せて実施することなどを検討していく。</p>
8	<p>年次の教育課程に組み込まれる活動に継続して携わる地域人材の人選には、教育的責任の一端を講師にも共有していただく意味からも、学校を巡回する新たな講師委嘱制度のような人員確保施策も含め、事業名称を「地域教育力活用事業」から「学校地域パートナーシップ事業」とするなど、配慮と工夫を図られたい。</p>	<p>地域人材の活用方法について、効果的な手法を研究していく。事業名称については、事業内容により適切に対応していく。</p>
9	<p>平成 29 年度改正の地方教育行政法における「学校運営協議会(コミュニティスクール化)」をすべての学校で目指すべきとの規定を踏まえ、現モデル校を含む市内小中学校での更なる取組を推進されたい。</p>	<p>現在、市内各区に1つずつ設置している中学校区単位でのコミュニティ・スクールモデル校の成果・課題の検証結果を踏まえつつ、今後、学校単位でのコミュニティ・スクールの設置とその効果についても研究する。</p>
10	<p>地域学校協働活動推進員の質的向上に向け、学校の支援や社会教育について専門的な知識を有する人材育成に努められたい。</p>	<p>地域学校協働活動については、次期相模原市総合計画実施計画において位置付ける予定としており、地域学校協働活動推進員に関する事など、具体的な内容については、実施計画の策定に合わせて検討する。</p>

施策番号	19	施策名	生涯スポーツの振興
1次評価	A	施策所管局	教育局
2次評価	A	局・区長名	小林 輝明

No.	2次評価 意見 (check)	対応方針 (act)
1	<p>成果指標「スポーツを定期的に行う割合」が8年連続でB評価であり、目標未達成である。この目標値・指標は「教育局」が自ら設定し、その達成を市民と約束したものであり、施策の成果を示すために目標達成を図られたい。実施するさまざまな事業は、成果達成のための手段という位置づけにあり、事業実施の結果としてどれだけ成果を達成したかが問われるということを十分に留意されたい。</p>	<p>成果指標「スポーツを定期的に行う市民の割合」については、20～50歳代の働き盛り・子育て世代における割合が低迷していることが、実績値を押し下げる要因となっている。</p> <p>そのため、親子をターゲットとしたスポーツ教室や親子で楽しめるイベントを充実していくとともに、健康づくり部門と連携し、健康な職場づくりに関する普及啓発や通勤時間、休憩時間等に簡単に取り組めるスポーツの普及啓発を推進し、働き盛り・子育て世代のスポーツ実施率の向上を図っていく。</p>
2	<p>スポーツクラブの創設支援など積極的に取り組まれているが、各種のスポーツ支援サービス提供にとどまらず、活発なスポーツ活動を次世代に引き継いでいくためにはスポーツの経済的効果を視野に入れてスポーツ産業の集積を図る方策を検討されたい。</p>	<p>スポーツの経済的効果を視野に入れた施策の推進について、現在、策定を進めている令和2年度からを計画期間とする「スポーツ推進計画」に新たに位置付ける予定であり、スポーツをきっかけとした市外からの来訪を促進し、交流の機会を創出するとともに、経済の活性化を目指していく。</p> <p>具体的には、湖水や山なみなどの地域特性を生かした大会、大規模スポーツ施設やホームタウンチームを活用した集客性・話題性に優れたイベントや大会の開催を中心に、地域の魅力的なスポーツ資源を生かしたスポーツツーリズムを推進していく。併せて、スポーツを核としたにぎわいやコミュニティの創出など、スポーツによるまちづくりの取組を推進していく。</p>

3	<p>高齢者のスポーツ参加率が低下しているため、具体的な対応策を検討されたい。</p>	<p>高齢者のスポーツ実施率は、平成30年度は低下したものの、直近5年間では、毎年増減を繰り返しつつも増加傾向にある。</p> <p>健康志向の高まりから、健康づくりとしてのスポーツに対する需要が高まっていると考えられ、引き続き、高齢者のニーズに応じたスポーツ教室を充実していくとともに、スポーツや健康に関わるイベント・事業の実施に当たっては、健康づくり部門と連携した取組を推進していくことにより、高齢者のスポーツ実施率の更なる向上を図っていく。</p>
4	<p>学校現場の働き方改革が求められている中、学校体育施設開放事業の手法については、学校や教員の負担軽減に向けて積極的に検討されたい。</p>	<p>学校体育施設開放事業については、学校現場の負担を軽減できるよう、利用団体の対応や学校への情報提供等を行っているが、今後も学校現場の負担軽減に留意しながら、事業に取り組んでいく。</p>
5	<p>将来、オリンピック・パラリンピックを目指す人材の発掘と育成および施設の整備に期待する。</p>	<p>トップレベルで活躍する人材について、引き続き情報収集に努めるとともに、技術・競技力の強化に取り組むスポーツ団体への支援や全国大会等への出場支援に取り組んでいく。</p> <p>日本水泳連盟による国際公認を取得しているさがみはらグリーンプールや、全国でも数少ない設備を備えた小山公園ニュースポーツ広場は、練習拠点としている選手の中から、国際レベルで活躍するトップ選手を輩出しており、今後もトップレベルの選手の育成のために、維持・保全を行っていく。</p>

施策番号	20	施策名	文化の振興
1次評価	A	施策所管局	市民局
2次評価	B	局・区長名	樋口 一美

No.	2次評価 意見 (check)	対応方針 (act)
1	<p>成果指標「文化・芸術に親しんでいる市民の割合」及び業績評価指標「市民文化祭への参加者数及び入場者数」は3年連続B評価、業績評価指標「文化財普及活動へのボランティア参加者数」は2年連続B評価で、いずれも目標達成されていない。「市民局」が施策の最終目標として自ら設定し、その達成を市民と約束した目標値・指標であり、市民に説明責任を果たすためにも目標達成されたい。実施する様々な事業は、成果達成のための手段という位置づけにあり、事業実施の結果としてどれだけ成果を達成したかが問われるということを十分に留意して、成果達成に焦点を合わせた事業推進を図られたい。</p>	<p>市民文化祭については、新たに駅前デッキに横断幕を設置し市民周知と集客力の強化を図るとともに、令和2年度より舞台パフォーマンスの部門を新設し、若年層の参加を促進するなど、より幅広い方々に参加いただけるよう改善を図る。</p> <p>文化財普及活動を行うボランティアについては、令和元年度に新たに15名が登録された。目標の達成に向け、登録者数の増加と文化財公開施設等における活用事業の充実を図る。</p> <p>身近な地域での文化活動の活性化に向け、専門職を活用し市民文化団体への活動支援を強化するほか、市HPでの市民団体のイベント情報の掲載(R元年実施済)やSNSを活用し、文化情報全般の情報発信の強化を図る。</p> <p>また、芸術家を学校に派遣する学校訪問事業等の地域文化教育についても充実を図る。</p>
2	<p>業績評価指標「市内文化施設で行っている自主事業の入場者数」はA評価で目標達成されているものの、5年連続で実績値が目標値を大きく上回っており、市民からすれば次年度の目標値がなぜ今年度の実績値よりも低いのかという疑問が生じる。設定した目標値を再検討し、その根拠、その妥当性を明らかにされたい。</p>	<p>平成31年度の目標値については、指定管理者と協議の上、近年の実績(平成27～30年度の平均)。ただし、平成29年度については周辺ホールが複数改修工事を行ったなどの外部要因で急増したため外れ値として除外)に基づき90,000人へと上方修正する。</p>

<p>3</p>	<p>総合評価が自己評価でAとされている。だが、施策の最終的な成果を示すものとして設定された成果指標「文化・芸術に親しんでいる市民の割合」が3年連続で目標達成されていないという事実からすれば、あまり改善が進んでいずB評価にとどまる。施策の最終的な成果を示すものとして「市民局」が自ら設定した成果指標が目標達成されていず、またそれを補完する業績評価指標の結果も前述のようである。文化担当セクションの実施するさまざまな事業は、最終的な成果達成のための手段という位置づけにあり、事業実施の結果として市民と約束した成果目標及び業績目標をどれだけ達成したかが問われるということを十分に留意して、成果達成に焦点を合わせた事業推進を図られたい。</p>	<p>市民文化祭については、新たに駅前デッキに横断幕を設置し市民周知と集客力の強化を図るとともに、令和2年度より舞台パフォーマンスの部門を新設し、若年層の参加を促進するなど、より幅広い方々に参加いただけるよう改善を図る。</p> <p>文化財普及活動を行うボランティアについては、令和元年度に新たに15名が登録された。目標の達成に向け、登録者数の増加と文化財公開施設等における活用事業の充実を図る。</p> <p>身近な地域での文化活動の活性化に向け、専門職を活用し市民文化団体への活動支援を強化するほか、市HPでの市民団体のイベント情報の掲載（R元年実施済）やSNSを活用し、文化情報全般の情報発信の強化を図る。</p> <p>また、芸術家を学校に派遣する学校訪問事業等の地域文化教育についても充実を図る。 （再掲）</p>
<p>4</p>	<p>「改正文化芸術基本法」はまちづくり、産業、観光など多様な分野と連携して地域振興と結びつけた文化政策の推進を求めており、また「文化経済戦略」（内閣府、文化庁）は文化関連産業の発展や文化活動の経済的波及効果に着目して芸術・文化の継承・発展を図る文化政策の推進へと舵を切っている。その狙いは、従来の保護最優先から地域振興に結びつけて次世代に受け継ぐ文化の振興にある。こうした近年の文化政策の動向に注目すると、単に芸術・文化サービスの充実にとどまらず、文化産業の振興により多様な文化産業の集積を図り、活気のある文化を次世代に引き継ぐという文化政策の推進が求められる。</p>	<p>文化資源と大学や企業等を結び付け、新たな価値や魅力を創出する取組を進めるため、アートラボはしもとや市民文化財団など専門機関においてニーズの把握に努めるとともにマッチング機能の強化を図る。</p> <p>文化を支える様々な主体と連携し、市内に存在する文化資源を活用した地域振興を図るとともに、集客が見込まれるイベント等と連携して文化事業を実施する。</p>

5	<p>文化財等は他の自治体と同様なものが見られる。事業費が毎年増加している中、保存整備については保存物の精査と事業費の課題を鑑みつつ実施されたい。</p>	<p>文化財については、引き続き市条例に基づく基準や、文化財保護審議会への諮問等を通じて、その価値を適切に評価した上で指定・登録を行う。また、保存整備事業については、個々の文化財の保存状態や活用の状況等を鑑み優先順位を精査した上で実施していく。</p>
6	<p>大学などとの連携により文化活動への参加を促進していくとされているが、近隣の美術・芸術関連大学へのヒアリング等を実施し、課題を明確にした上で事業推進を図られたい。また、文化財については市立博物館と連携した分析も実施されたい。</p>	<p>現在、アトラボの再整備に向けた新しい連携の在り方について各大学と協議を進めている。</p> <p>また、オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした写真文化の振興における新たな連携事業も検討を進めている。</p> <p>文化財については、津久井城の調査などにおける、文化財の調査研究や保存・活用について、発掘調査成果の展示など博物館とさらに連携を強化する。</p>
7	<p>JAXA は国の最先端技術研究機関であり、本市は JAXA から文化・教育における最高の恩恵を得ることができ、その活用に向けて積極的な連携を推進されたい。</p>	<p>JAXA の研究者を招いた講演会やワークショップなどを市内文化施設で実施していく。</p> <p>また、連携強化に向けた協議会を実施する予定であり、協力強化に向けた要請を行っていく。</p>
8	<p>文化・芸術に親しんでいる市民の割合を高めるには、総合的な美術館の整備は効果的である。事業の推進にあたっては、美術系大学とのヒアリングを実施し、さらに、既存の美術館の運営管理調査の実施を考慮した上での推進を検討されたい。</p>	<p>収蔵美術品展については、昨年度から開催回数を大幅に増やす(年1回 年4回)など、既存の文化施設を用いて充実を図ったところ。</p> <p>また、こうした催しの情報を、今後 SNS などを活用し、より広く周知していくことで、市民が身近な場所で優れた芸術に触れる機会を提供し、文化を身近に感じる環境づくりに努めるとともに、文化芸術鑑賞拠点の充実に向けた検討を進めていく。</p>

基本目標 やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市

施策番号	29	施策名	人と自然が共生する環境の形成
1次評価	A	施策所管局	環境経済局
2次評価	A	局・区長名	岡 正彦

No.	2次評価 意見 (check)	対応方針 (act)
1	<p>成果指標「緑地率」は4年連続B評価で目標達成されていない。成果指標は施策の最終的な成果を示すものであり、市民に対する説明責任を果たす上でもその目標達成を図りたい。</p>	<p>緑地率は、4年連続 99.9%となっているが、街区公園等の増加と保安林等の減少が相殺されて 99.9%となっている。</p> <p>今後は、公園等の確保を継続しながら、保安林等の減少を抑制できるよう関係機関との連携を図りながら目標達成に努める。</p>
2	<p>緑地保全への市民参加に力が入れられていることは評価できる。今後、人口減少・高齢化により財政資源が厳しくなる情勢にあり、緑の保全・創造のための主体的な緑化政策の立案により緑化の推進を図りたい。「都市緑地法」の 緑地保全地区の指定、 特別緑地保全地域の指定、 緑化協定の締結、 空き家、空き地など民有地の公共的利用を図る市民緑地制度の活用など体系的な取組が求められる。特別緑地保全地域の指定やホテル条例による区域指定はされているようであるが、その他の項目の活用が見られない。また、リニア中央新幹線の整備等による地価高騰の影響等により市街化区域内の緑地等の宅地化も懸念されるが、緑空間はいまや都市生活に欠かせぬインフラであり、その保全を図りたい。市街化区域内の空き家、空き地を利用したコミュニティ・ガーデン（都市農園）づくりも有効である。</p>	<p>第2次相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略（令和2年3月策定予定）において、本市域における市街化区域を「緑化重点地区」と定めることとしている。</p> <p>市民緑地認定制度は、緑化重点地区の区域内で設定することができる制度であり、今後、上記計画の施策を展開する中で、民有地の土地所有者や事業者等へのPR活動を行うことによって、事業用地の空地や空き地等を活用した緑空間の保全、再生又は創出に努める。</p>
3	<p>生物絶滅に対する対策を企業や自治体の努力義務とする「生物多様性基本法」は、都市開発事業でも鳥や昆虫の集まりやすい環境づくり等を求めているが、そうした観点からの具体的な取組がみられない。都</p>	<p>第2次相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略（令和2年3月策定予定）において、生物多様性に関する知識を深めるための庁内研修の実施や、市民協働による生物の生息・生育に関する情報の蓄積といった施策</p>

	市空間全体を生態的に健全なものとするという発想で具体的な取組を進められたい。	を位置付けており、これらの取組を推進することによって、多様な生物と共生する環境づくりに繋がるよう努める。
4	成果指標「緑地率」が量的な成果指標となっているが、現状維持が目標となっており、環境保全重要度の指標とは言い難いため、生物多様性等の視点から環境保全重要度を反映した量的指標が必要である。また、緑地のまとまり・つながりや、グリーンインフラとしての機能を反映した成果指標も必要であり、見直しを検討されたい。	生物多様性やグリーンインフラの視点から考えると、行政だけでなく、市民との協働によるみどりの保全や活用が重要な要素となる。 次期総合計画においては、生物多様性の認知度や都市緑化に関する活動への参加者数を成果指標として設定し、概念や考え方の浸透度を計るほか、既存施設やみどりを有効に活用するための取組の検討等を進めていく。
5	業績評価指標「市民協働による緑地・河川敷の維持管理面積」は、現状維持が目標ではなく、プラスに設定する若しくはプラス評価もできる指標とするよう見直しを検討されたい。	市民協働の観点では、維持管理面積ではなく、市民の主体性を問う成果指標の方がより成果指標としての意義を見出せるため、次期総合計画における成果指標として「都市緑化に関する活動への参加者数」を設定していくこととしている。
6	生物多様性と有害鳥獣の捕獲の調整は、市民協働事業として実施し、解決策を検討されたい。	アライグマのように、生活・農作物被害を及ぼす有害鳥獣であり、かつ生態系への影響を及ぼす特定外来生物であれば、市が捕獲を行うほか、希望する市民への捕獲許可を行い、協働して防除を行っている。 ニホンジカやニホンザル等の在来種は、農業被害を及ぼす有害鳥獣ではあるものの、生物多様性の保全という観点では、保全すべき生物であることから、人と自然や生物との共生に向けた取組として検討を進めていく。

施策番号	30	施策名	生活環境の保全
1次評価	A	施策所管局	環境経済局
2次評価	A	局・区長名	岡 正彦

No.	2次評価 意見 (check)	対応方針 (act)
1	<p>成果指標「大気・水質規制基準適合率」が、3年連続でB評価と目標未達成となっており、市民との約束を果たす上で目標達成に努められたい。</p>	<p>継続して規制対象事業者への立入検査を行い、適正な管理運営を促すよう指導していく。また、基準を超過した事業所に対しては、再発防止のため対策の実施状況の確認を行う。</p>
2	<p>生活環境の保全(環境汚染対策)に、「適正な水循環の確保」が含まれているが、分流入化に関するものに留まっている。これらは取組のレベル、方法が異なる課題であり、混合しない方がよい。指標、目標・実績、自己評価にわたり、環境汚染対策は明確化されているのに対し、水循環に対しては記載がないものが多く、PDCAを的確に回していると判断し難い。健全な水循環に関する施策に関しては、水源林に関する施策や水害対策における流域対策、緑地整備の施策と統合させ、グリーンインフラ関連施策として横断的に体系化すべきである。</p>	<p>健全な水循環に関する施策に関しては、総合計画の部門別計画である「第3次環境基本計画(令和2年3月策定予定)」の基本目標「水源を育み 恵み豊かな自然を次世代へ」の中で、「緑地の保全」や「水循環機能の向上」などを取組方針として掲げ、水源林に関する施策や水害対策における流域対策、緑地整備の施策に取り組んでいく。</p>
3	<p>実績として大気、水質の規制基準ともに基準違反が見られているが、各事業所が自ら基準測定を行い市に報告する等といった、違反の未然防止策を検討されたい。</p>	<p>測定義務のある事業所は、結果を保管することとなっており、立入検査時に確認している。また、測定義務のない事業所には、適宜、立入検査を行うことにより管理運営状況を確認するとともに、適正な管理のための自主的取組を促していく。</p>

4	<p>光化学オキシダントとアスベスト公害は環境問題の大きな課題である。アスベスト公害については法的規制で減少しているが、光化学オキシダント対策については、国の環境基準に捉われない独自基準を設けるなど、積極的な取組を検討されたい。また、広域的な取組が必要であることから、他自治体等と連携した取組を図られたい。</p>	<p>引き続き、大気環境の監視及び九都県市として大気環境の改善に向け国への提案活動を行うとともに、近隣自治体と連携し排出ガス等の低減に向け広報活動等を実施していく。</p>
5	<p>「施策を構成する主な事業」で環境監視測定事業が重複しており、「再掲」と明記されたい。</p>	<p>「再掲」と明記する。</p>

施策番号	32	施策名	雇用対策と働きやすい環境の整備
1次評価	A	施策所管局	環境経済局
2次評価	A	局・区長名	岡 正彦

No.	2次評価 意見 (check)	対応方針 (act)
1	働きやすい環境の整備には、男女が無理なく働ける社会の実現が求められ、そのためには企業の就業環境の改善が必要とされる。現状では企業の表彰とパンフレットの作成などが試みられているようであるが、もう一步踏み込んだ積極的な対応を図られたい。	市内企業の就業環境の現状や行政に求める支援等の把握に努め、庁内各課や関係機関と連携しながら、効果的な取組を推進する。
2	全般に優れた成果が得られている。これからは、少子化対策への貢献という観点からも、ワークライフバランス改善に向けた施策推進を一層図られたい。	仕事と家庭両立支援推進企業表彰では、従業員の子育てを応援する制度や取組を評価項目とするなど、少子化対策の観点を含むものと考えている。今後も、子育てなどの家庭生活と職業生活の両立の実現に向けた周知・啓発等を行う。
3	仕事と家庭両立支援事業について、女性を主な対象とした事業展開ではなく、男性も共に子育てや介護を行っていけるような労働環境整備に向けた取組を推進されたい。	仕事と家庭両立支援事業では、これまでも男性を対象とした育児に関する講座等を行ってきた。今後も、性別や世代を問わず多様な方々を対象とした事業を展開し、誰もが働きやすい環境整備を図る。
4	女性の社会進出や共働き世帯が増加など、人々の生き方の多様化時代にあって、柔軟な働き方を求めている人に対応するため、育児休業の取得や保育の受入等といった社会的基盤の整備、推進に向けた具体的な対応策を検討されたい。	仕事と家庭生活の両立に向けた育児休業の取得推進等の環境整備については、国において各種助成制度等が設けられていることから、市としては、ワーク・ライフ・バランスの理念や支援制度等について市民や市内企業向けの周知・啓発を図るため、引き続き必要な取組を推進する。

5	<p>若年無業者、フリーターへの就労支援は評価できるが、就労した後のフォロー体制を企業側と連携する必要がある。引きこもり状態の方に対しても、福祉部門と連携した支援に取り組まれない。</p>	<p>支援対象者の就業後のフォローについては、自立促進という点に鑑み、本人と企業との間に入った積極的な支援は行っていないが、本人の希望に応じた個人面談等による支援を行っている。また、引きこもり状態の方に対する支援については、子ども・若者支援協議会における福祉部門等の関係機関との情報交換等により連携を深め、効果的な支援に努めている。</p>
6	<p>就労支援の充実に向けて福祉分野等との連携を謳っているが、雇用政策に対する市の姿勢に曖昧さが窺えるため、市が主体的・積極的に行うべき雇用政策のビジョンを明確にされたい。</p>	<p>市では、就労意欲のある全ての人が個性や能力に応じて働けるようきめ細かな支援を行っている。特に、総合就職支援センターにおいては、国（労働局）との協定により、若年者やひとり親に対するキャリアカウンセリングなどを市の役割として明確化し、両者による一体的な支援に取り組んでいる。</p>
7	<p>市職員の障害者雇用率が低い実態があるため、市職員の障害者雇用率の改善に向け、障害の種類や程度、個々の能力に応じた個別具体的な環境整備等の取組を引き続き推進されたい。</p>	<p>障害のある職員と共に働く同僚や上司の障害に対する理解を深め、温かく見守り、支援する応援者となるよう、研修等を実施するとともに、障害のある職員本人からの相談を受け、職場への適応を円滑に進めるための助言や支援の更なる充実を図るほか、障害のある職員が働きやすい職場環境を整えるための機器の導入及び設備の改善等の取組を推進する。</p>

施策番号	37	施策名	魅力ある観光の振興
1次評価	B	施策所管局	環境経済局
2次評価	C	局・区長名	岡 正彦

No.	2次評価 意見 (check)	対応方針 (act)
1	業績評価指標「観光人材育成研修の参加者」に対応する成果指標が設定されていないが、どのような成果を達成するために業績評価指標が設定されているのかが市民に分かるように体系の明確化を図られたい。	業績評価指標「観光人材育成研修の参加者」は、成果指標「入込観光客数」に対応するものであるとして、施策体系を明確化するよう表記を改める。
2	成果指標「入込観光客数」が3年連続でC評価であり、しかも達成率は低下傾向にある。もう一つの成果指標「1人あたり観光客消費額」も3年連続B評価で目標達成されていない。また、業績評価指標「相模原市観光協会ホームページアクセス数」も3年連続で目標達成されず、最新年度はC評価に落ち、しかも達成率は低下傾向にある。これらは、「環境経済局」が自ら目標値・指標を設定し、市民とその達成を約束したものであり、施策の成果について市民に対してきちんとした説明責任を果たすためにも目標達成されたい。	2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、外国人観光客を主ターゲットに近隣都市と進めている広域連携事業や、市民協働提案事業を活用した高尾山登山客の誘客を促す環境整備事業等を進めており、今後も目標達成に向け引き続き取り組んでいく。 なお、観光行事における天候等の影響などによる年ごとの増減があることから、中長期的な視点から成果を検証すべきものと考えらる。
3	総合評価の自己評価はB評価となっている。だが、前述の成果目標、業績目標の達成状況から判断するとC評価が妥当であり、担当セクションの奮起を期待したい。	今後、少子高齢化が進行する中、地域の再生や活性化の有力な手段として、観光に対する期待がますます高まり、訪日外国人観光客の増加などを背景として、国内外の観光客の獲得に向けた都市間の競争が激しくなることから、観光を産業の柱の一つと見据え、本市の個性を際立たせるような、新たな視点による観光施策を推進する。
4	個人旅行中心の時代で、体験型観光の増加や経験価値の重視など、観光ニーズは多様化している。外国人も含めて、魅力的な「シナリオ」を用意する必要がある。一方で、特定時期に特定イベントに観光客が集中すると、交通渋滞などにより十分に集客	年間を通じて一定の観光客と観光消費を受け入れて需要を平準化させることは、観光客にとっては、ゆとりある快適な旅の実現のほか、受け入れ側としては、安定した収入の確保に繋がる等メリットがあることから、需要の平準化にも留意しつつ施策を推進して

	できないという課題もあるため、需要の平準化も重要であることに留意されたい。	いく。
5	取組の方向「都市の魅力と豊かな自然資源を生かした観光振興」に、「自然や歴史、文化を生かした体験・交流型のプログラムの提供」とあるが、このような観光の質(魅力向上)に関する目標の設定を検討されたい。	観光の質に関する目標の設定として、体験・交流型のプログラムの参加者に対するアンケート等の実施による満足度調査について検討する。
6	観光振興をどのように展開していくかという施策構造が明確になっていない。どのような効果を見込んでどのような取組を進めるのかという点を明らかにした上で、エコツーリズムやアグリツーリズムなど、観光振興に関する主体的な観光政策の立案により体系的な魅力づくり方策を検討されたい。また、観光振興では、“観光客の増加”は手段であり、“地域が潤うこと”が目的である点に留意されたい。様々な産業や施設、市民を含む担い手が一体となって観光振興に関わっていく事業展開を検討されたい。	現在、令和2年度を計画開始年度とする「第3次相模原市観光振興計画(案)」の策定を進めている。 その中で、目指すべき将来像の一つとして、「国内外からの交流人口の増加に伴う、既存産業の発展や新たなビジネスチャンスの創出によって、地域経済の活性化が促進されている」ことを掲げているほか、目指すべき将来像の実現に向けた基本方針として、「地域主導型の推進体制づくり」、「多様な産業との連携による観光交流の創出」を定めており、これらの方針に基づき、多様な担い手と一体となって施策を推進することで、観光による交流人口を増加させ、地域経済の活性化を促進させていく。
7	観光施策には、魅力的な景観の形成など、都市計画施策との関連性が強く、横断的な取組を具体化されたい。	豊かな自然と調和し、点在する歴史的・文化的資源を生かした景観形成など、庁内横断的な取組を進めていく。
8	民間活力の活用について、より積極的な企業との連携によるプロモーション等を検討されたい。	民間企業も会員として多く在籍する市観光協会の協力を得ながら、企業との連携によるプロモーション等を検討する。

基本目標 活力にあふれ多様な交流が生まれる広域交流拠点都市

施策番号	39	施策名	広域交流拠点都市にふさわしい都市拠点の形成
1次評価	A	施策所管局	都市建設局
2次評価	A	局・区長名	田雑 隆昌

No.	2次評価 意見 (check)	対応方針 (act)
1	<p>橋本駅周辺地区整備促進及び相模原駅周辺地区の整備促進など3つの駅周辺整備事業の取組の方向をみると、他の大都市と同様のものがイメージされているように感じる。だが、それでは人や企業を引きつける吸引力をもたず、むしろ東京都心に吸い取られるだけであり、相模原市の個性、独自性を際立たせた整備を図られたい。</p>	<p>【橋本】 橋本駅周辺地区については、周辺部が工業系の用途とされ、産業集積やインキュベーション(起業支援)施設の立地があることから、リニア新駅や圏央道相模原ICとの近接性を生かし、産業交流拠点、イノベーション拠点としての機能集積を図るなど、県内唯一のリニア新駅が設置される機会を生かした特色あるまちづくりを進める。</p> <p>【相模原】 相模原駅周辺地区については、隣接する橋本駅にリニア中央新幹線の新駅が設置されることや、小田急多摩線の延伸、相模総合補給廠の全面返還の可能性など、他の地域には無い特性や高いポテンシャルを有しているため、それらを生かし、市民の皆様の御意見を伺いながらまちづくりの検討を行っている。</p> <p>令和2年度は、今年度策定予定の相模原駅北口のまちづくりコンセプト案をもとに市民が中心となった会議体で、駅北口に必要な機能を改めて検討する。</p> <p>【相模大野】 相模大野駅周辺地区については、本市南部の玄関口としてふさわしい個性と魅力にあふれたまちづくりに向けて、商業・文化の核(伊勢丹・グリーンホール相模大野)、商業・交通の核(小田急相模大野ステーションスクエア)、魅力づくりの核(ポーノ相模大野)を整備し、「三核構造のまちづくり」を実現してきた。</p> <p>引き続き、「三核構造のまちづくり」のコ</p>

		<p>ンセプトを踏まえ、まちのにぎわいや回遊性をさらに高め、持続可能なまちづくりに取り組んでいく。</p>
2	<p>橋本駅南口、相模原駅北口、相模大野の伊勢丹(撤退後)跡地についてのビジョンとスケジュールを明確にされたい。</p>	<p>【橋本】 橋本駅南口の整備については、優先的に土地利用を図る重点地区として位置づけ、令和9年のリニア中央新幹線の開業を見据え、検討を行っている。 令和2年度は、都市基盤整備に係る大規模事業評価を実施し、今後の都市計画決定や事業認可後の速やかな事業実施に向け、調査や協議を行う。</p> <p>【相模原】 相模原駅北口の整備については、今年度、市民アンケートや有識者ヒアリングなど、まちづくりのコンセプト案の策定に向けた取組を進めている。 令和2年度は、市民が中心となった会議体で導入機能をまとめた土地利用方針を定めたいと考えている。 その後、具体的な導入施設等について検討を行い、土地利用計画を策定し、令和4年度を目途に国有財産審議会に諮れるよう進めたいと考えている。</p> <p>【相模大野】 伊勢丹の撤退後の跡地を含め、相模大野駅周辺地区全体を面として捉えたまちづくりをあらためて検討する必要があると考えている。 検討にあたっては、庁内に横断的な組織を立ち上げ、地域との連携を図りながら、魅力と風格のあるまちづくりに向けた検討を進めている。 スケジュールについては、今後の伊勢丹の撤退後の土地利用の進捗を踏まえながら、適切に対応していく。</p>
3	<p>経済的な活力を見る上で、路線価は毎年度公式統計が公表される重要なデータである。業績評価指標「相模大野駅周辺の通行量」は、3年に一度の測定と設定されて</p>	<p>相模大野駅周辺地区の整備促進については、次期総合計画基本計画(施策24)において、指標を設定しないこととしている。 市街地の整備は、その効果の発現に長期的</p>

	おり、これを補完する意味でも路線価による達成度の捕捉を検討されたい。	な時間を要し、成果指標の設定が馴染まないことから、次期総合計画基本計画においては設定しないこととした。
4	橋本駅周辺整備事業はリニア中央新幹線駅の設置と連動して、駅南側の車道幅の拡張や歩行者用高架コンコース等の整備を含めて幅広く検討されたい。	橋本駅南口の都市基盤については、令和9年のリニア中央新幹線の開業を見据え、検討を行っている。

施策番号	40	施策名	新たな産業拠点の形成と地域の拠点の形成
1次評価	C	施策所管局	都市建設局
2次評価	C	局・区長名	田雑 隆昌

No.	2次評価 意見 (check)	対応方針 (act)
1	<p>成果指標「インターチェンジ周辺の企業立地件数」が3年連続B評価で推移している。これは、施策の最終的な成果として達成を市民と約束したものであり、目標達成を図られたい。</p>	<p>麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業については、大量の地中障害物の発出に伴い処理方法や費用負担等について現在の取扱方針では対応できない事例が生じたこと等から令和元年6月に一時立ち止まり、検証組織による検証を進めている。11月の検証経過の報告では、再開にあたっては事業計画の変更を検討したうえで慎重な判断が必要との方向性が示されており、事業計画の変更等に向け必要な課題の整理及び課題の解決に向けた取組を進める。</p> <p>また、相模原インターチェンジ周辺新拠点まちづくり事業については、地元検討組織とともに引き続き事業実施に向けた検討を進める。</p>
2	<p>業績評価指標「土地区画整理事業における使用収益開始面積」が目標未達成であり、しかもC評価である。目標達成を図られたい。</p>	<p>麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業については、大量の地中障害物の発出に伴い処理方法や費用負担等について現在の取扱方針では対応できない事例が生じたこと等から令和元年6月に一時立ち止まり、検証組織による検証を進めている。11月の検証経過の報告では、再開に当たっては事業計画の変更を検討したうえで慎重な判断が必要との方向性が示されており、事業計画の変更等に向け必要な課題の整理及び課題の解決に向けた取組を進める。</p>

施策番号	4 5	施策名	安全で快適な住環境の形成
1次評価	B	施策所管局	都市建設局
2次評価	B	局・区長名	田雑 隆昌

No.	2次評価 意見 (check)	対応方針 (act)
1	業績評価指標「マンション管理セミナー参加者数」に対応する成果指標が設定されていない。どのような成果を達成するために業績評価指標が設定されているのかが市民に分かるように体系の明確化を図りたい。	「マンション管理セミナー参加者数」はマンション管理・運営に対する意識の醸成・向上を図る指標として設定したものであるため、セミナー参加者の行動により自己のマンションの管理等の改善が図られた事例を成果指標とするなど、成果と評価の設定が明確となるよう検討する。
2	成果指標「住宅の耐震化率」が、3年連続B評価で目標未達成であり、市民と約束したとおり目標達成を図りたい。また、毎年成果を公表して市民に説明責任を果たさねばならず、評価時期に合わせて数値が得られるような成果指標を検討されたい。「住宅の耐震化率」は参考指標として調査年度ごとでの公表が求められる。	耐震診断等補助制度の広報を通じた市民全体への周知に加え、過去の耐震診断実施者への個別周知の実施とともに、耐震改修費用に負担を感じている補助対象者に対し耐震シェルター等の一部屋耐震に関する補助制度の周知方法を検討する。また、令和2年度の市耐震改修促進計画の改定に合わせ、税務部門と住宅の除却や建て替え時の課税にかかる課題の整理及び耐震化率の算定基礎情報の提供時期を調整し、評価時期に合わせた成果指標を検討する。
3	市営住宅の供給に力を入れるということであるが、今日、住宅総数が世帯総数を上回り空き家が増え、国も空き家を準公共住宅として活用するという方向を示している。今後、人口減少・高齢化で空き家、空き室の急増が予想される。空き家等の活用で建設コストを抑えたり、団地の空き室を介護支援施設、認知症支援施設等に切り替えたり、既存施設を活用するリノベーションの時代にあり、従来型の住宅政策の発想を切り替える必要がある。	民間賃貸住宅の空き家・空き室を活用し、低額所得者、高齢者などをはじめとする住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録を促進し、公的賃貸住宅との両輪による重層的な住宅セーフティネットの構築を図り、令和9年度までに500戸の登録を目指すため、年間約60戸の登録を目標とする。 人口減少により市営住宅需要が減少すると予想されることから、適正な管理戸数へと削減しながら、今あるストックを総合的に活用し、供給できるよう見直す。 令和5年度から15年度までの期間、ストック数削減のため、随時、契約期間満了となる借上げ住宅を返還していく。

		適正な管理戸数へと削減するため、従来型の住宅政策を切り替える。
4	<p>地区計画や建築協定は、良好な住環境の保護という面では大きな効果を持つが、一方で、住宅以外の用途を認めない住宅地形成となりがちである。今後、人口減少・高齢化が進行する社会においては、生活者のライフスタイルの変化に応じて必要となる福祉施設や店舗等の設置を阻み、柔軟な都市空間の形成の阻害要因となる可能性があるため、生活者のニーズに柔軟に対応できる地区計画制度の運用を図りたい。</p>	<p>地区計画や建築協定は目指すべき街の姿に向け、地域住民が主体となって街づくりのルールを検討し、定めるもので、市は街づくり活動推進条例に基づき、それらの取組に対し、街づくりアドバイザーの派遣等の支援を行っている。街づくりアドバイザーからは専門的な見地で人口減少や高齢化への対応も含めた地域の将来を見据えた的確なアドバイスをいただいている。</p> <p>今後も引き続き、街づくり活動推進条例に基づき、地域の将来を見据えた住民主体の街づくりを推進していく。</p>
5	<p>マンション管理について相談やアドバイザー派遣を中心に取り組まれているようであるが、今後はマンションの建替え問題が増加してくると予想される。住民の合意形成や資金負担などの難しい課題はあるが、成功例などを研究しつつ、今後は、他の大都市でみられるように老朽化するマンションの適正管理を促す条例を制定し、管理組合に管理費や修繕積立金の報告を義務付ける予防策の実施が求められる。</p>	<p>これまでのマンション管理相談における相談内容及び平成30年度の市内マンションへの実態調査の結果等を分析し、本市のマンションの課題を整理する。また、国のマンション施策や他市におけるマンション管理に係る条例等の制定状況を研究し、新たなマンション支援策について検討する。</p>
6	<p>住民主体の住環境のルールを定めることは重要であるが、それ自体を目的化するのではなく、行政と市民の連携による街の環境の質の担保など、実質的な協働の目標を設定することが重要である。行政だけでは対応が難しい地域課題に対して、何を実現していくのかという目的を明確にし、どのような住環境が形成・維持されているかという質的な成果を把握した上で、取組を推進されたい。</p>	<p>住民主体による街づくり活動の取組は、街づくりのルールを策定した後の運用や、その実効性が重要と考えており、その成果を把握し、共有することは自らの街への愛着につながるなど様々な効果があると捉えている。</p> <p>次期相模原市総合計画基本計画においては、より質的な成果を把握するため住環境に対する満足度等を指標化することとし、取組を進めていく。</p>
7	<p>地震の頻発が予想される昨今、住宅の耐震化は、住んでいる人だけでなく、地域全体に影響がある重要な課題であるので、市民への普及啓発を継続しつつ、効果的な住宅耐震化制度の導入も検討されたい。</p>	<p>戸建住宅等の補助対象者への普及啓発活動とともに、避難路沿道の住宅等の所有者へ補助制度の周知及び申請サポートを実施する。</p>

8	住まいのエコ・バリアフリー化への改修費補助申請が低下しているため、改善策を検討されたい。	中古住宅を購入し、リフォームする若年・子育て世帯に対する支援や高齢期を迎える世帯に対するバリアフリーや断熱改修等への支援等、新たな支援策について、令和3年度からの実施に向けて検討を進めていく。
---	--	--

施策番号	4 6	施策名	基地の早期返還の実現
1次評価	A	施策所管局	総務局
2次評価	A	局・区長名	熊坂 誠

No .	2次評価 意見 (check)	対応方針 (act)
1	相模総合補給廠の一部返還など成果を上げているが、成果指標「基地の存在が日常生活において支障があると感じている市民の割合」はB評価で未達成であり、目標達成に努められたい。	市民の日常生活に騒音被害をもたらすヘリコプターによる飛行訓練や市民に不安を与えるような訓練・演習や物資の備蓄等を行わないよう、相模原市米軍基地返還促進等市民協議会とともに要請等を行うことにより、国及び米軍に対し、引き続き求めていく。
2	相模総合補給廠の未返還地区において、北側に位置する小山地区側は米軍施設が少ないこともあり、ここが返還されれば東西間の市民の交通網の大幅な改善が期待される。したがって、当該地区に対する部分返還又は共同使用に向けて、国と米軍への陳情アクションに係わる施策を起こしていく必要がある。	相模総合補給廠をはじめとする市内米軍基地の機能、必要性、利用状況等を点検し、その更なる返還をはじめ、市民生活の不便解消や、計画的なまちづくりを進める上で障害となっている箇所返還又は共同使用を実現するよう、国及び米軍に対し、引き続き要請していく。
3	南北道路、東西道路の暫定供用により、近隣住民にとっては利便性の向上が図られた部分はあるが、市全体としては一部返還の実感はまだないのではないかと。管理受託部分の利用可能を広く市民に周知する必要がある。	管理受託部分の市民利用については、市のホームページによる周知を行っているところだが、今後はより分かりやすい内容になるようホームページを更新するとともに、周知媒体を増やす等の工夫を行うことにより、更なる周知に努めていく。

基本目標 市民とともに創る自立分権都市

施策番号	49	施策名	行政サービス提供体制の充実
1次評価	B	施策所管局	市民局
2次評価	B	局・区長名	樋口 一美

No.	2次評価 意見 (check)	対応方針 (act)
1	<p>「『施策』、『成果指標』、『事務事業』及び『総合戦略の位置づけ』の体系」において“道路情報管理システム再構築事業”、“公共建築物の長寿命化計画の策定”の達成すべき成果、業績がなく、どのような成果、業績を達成するためにこれらの事業が設定されているのかが市民に分かるように体系の明確化を図られたい。</p>	<p><道路情報管理システム再構築事業> 市民サービスの充実に図るために、窓口のみで提供している各種図面をインターネットでも取得できるようにするための事業であり、次期総合計画においては、施策44「効率的な行政サービスの提供」に位置づけ、成果指標としては「行政サービスの利便性満足度」を設定していく。</p> <p><公共建築物の長寿命化計画の策定> 新・相模原市総合計画後期実施計画において、公共建築物の長寿命化計画の策定が事業内容となっていた。次期総合計画においては、施策46「公共施設マネジメントの取組の推進」に移行し、取組の方向として「2公共施設の長寿命化による効果的・効率的な保全」に位置付け、成果指標としては、「公共施設の適切な維持・活用に対する満足度」を設定していく。</p>
2	<p>成果指標「求めている行政サービスが必要なときに身近な場所で受け取ることができると感じている市民の割合」が8年連続でB評価であり、市民と約束した目標達成を図られたい。また、指標名が長すぎるので簡潔な表現にされたい。正確な指標名は注で処理されたい。</p>	<p>証明書の交付については、コンビニ交付サービスを活用するよう、地域情報紙等、様々な媒体を利用し周知を図るとともに、利用に向けた実態を把握分析する。</p> <p>指標名を改め、次期総合計画において、令和9年度には満足度が73.1%になることを目標として、「行政サービスの利便性満足度」として指標を設定する。</p>
3	<p>業績評価指標「諸証明書交付の全体数に占める自動交付機等、窓口以外での交付件数の割合」も2年連続でB評価であり、これらの指標・目標値は「市民局」が自ら設定したものであり、目標達成を図られた</p>	<p>コンビニ交付サービスの普及の前提となるマイナンバーカードの取得促進として、申請補助説明会の開催回数を増やすとともに、各区に臨時交付窓口等を開設して交付時間を拡大する。</p>

	い。また、指標名が長すぎるので簡潔な表現にされたい。	指標名を改め、次期総合計画において、マイナンバーカードの普及によるコンビニ交付数の増加などを踏まえ、「住民票の写し、印鑑登録証明書を窓口以外で交付した割合」として指標を設定する。
4	窓口サービスの向上について、コンビニ交付もよいが、インターネット（スマホ）の使用だけで手続きが完結できるようなサービスの実現に向けた検討を図られたい。	市民が市役所の窓口へ出向くことなく、インターネット（スマホ）の使用だけで手続きが完結できるサービス（電子申請等）の導入を推進する。
5	今後も、持続的な行政サービスを提供できる自治体運営を行っていくためには、隣接する地域や同じ課題を持つ地域と連携した対応も図られたい。	戸籍住民事務運営協議会において、情報・意見交換を行うとともに、県内指定都市や隣接する自治体、同じ課題を持つ地域と必要に応じて情報共有や課題の解決に向けた調整を図る。
6	証明書交付における自動交付機とコンビニ交付について、さがみはらカードとマイナンバーカードの使用区別の周知徹底を引き続き実施されたい。	令和元年6月末で自動交付機は廃止したが、引き続きさがみはらカードが必要となるため、広報やホームページを通じて周知を図るとともに、来所の機会をとらえて窓口での案内も進めていく。
7	区役所などにおけるサービスの充実について、区役所や出先機関は言うまでもなく、各局が所管する“情報センター”や“支援センター”、“相談センター”などのセンター機能についても、市民にきめ細かいサービスが提供できるよう改善・強化を目指されたい。	市民ニーズや効率的な行政運営など様々な観点から、提供する行政サービスや市民が求める利便性など、各局が所管するセンター機能なども踏まえて、区域における行政サービスのあり方について検討を進める。
8	城山総合事務所周辺の公共施設再編の推進について、全市的な「モデル事業」として重視し、公民の別なく、多様な市民や企業と連携し、協力し合って、地区の新たな拠点づくりを進めていくことを期待する。	市公共施設マネジメント推進プラン及び「城山総合事務所周辺公共施設再編方針」に基づき、市民の利便性向上、公共施設の有効活用及び管理・運営の効率化を図るための拠点づくり（機能再編）とともに、城山総合事務所本館の解体に向け、地域や民間と連携し、持続可能な公共サービスを推進する。

(2) 総合計画施策進行管理 2次評価に対する本市の改善工程表

基本目標 誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市

施策名	No. 10	健康づくりの推進	所管局	健康福祉局	局長名	小林 和明
-----	--------	----------	-----	-------	-----	-------

平成30年度実績データ

指標 No.	指標名	目標値 (a)	実績値 (b)	達成率(%) (b/a 又は a/b)	評価
成果指標 1	自分が健康であると感じている人の割合	79.6	72.2	90.7%	B
成果指標 2	日常生活で健康づくりに取り組んでいる市民の割合	84.2	80.3	95.4%	B
業績評価指標 1	65 歳未満の心疾患及び脳血管疾患の死亡率(人口 10 万対)	30.4	31.1	97.7%	B
業績評価指標 2	ゲートキーパー養成研修修了者数	3,700	4,697	126.9%	A
業績評価指標 3	精神医学基礎研修参加者の理解度	95.0	95.8	100.8%	A
業績評価指標 4	野菜 350g 摂取について普及啓発を受けた人の数	3,626	3,595	99.1%	B
1次評価 (所管局による内部評価)		B	2次評価 (総合計画審議会による外部評価)		B

対応方針

No.	項目	内容
1	建議書における総合計画審議会からの意見	<p>業績評価指標「ゲートキーパー養成研修修了者数」、「精神医学基礎研修参加者の理解度」、「野菜 350g 摂取の必要性について普及啓発を受けた人数」が補完、あるいは達成すべき成果指標が設定されていない。どのような成果を達成するために業績評価指標が設定されているのかが市民にわかるように目的・手段の体系の明確化を図りたい。</p> <p>成果指標「自分が健康であると感じている人の割合」、「日常生活で健康づくりに取り組んでいる市民の割合」及び業績評価指標「65 歳未満の心疾患及び脳血管疾患の死亡率」の3指標がB評価で目標未達成である。これらは施策の最終的な成果を示すものとして「健康福祉局」が自ら目標値・指標</p>

No.	項 目	内 容
1	<p>建議書における総合計画審議会からの意見</p>	<p>を設定し、その達成を市民と約束したものである。特に重要評価指標である2つの成果指標について、「自分が健康であると感じている人の割合」は9年連続、「日常生活で健康づくりに取り組んでいる市民の割合」は7年連続と、長期にわたり未達成で推移している。実施する様々な事業は、成果達成のための手段という位置づけにあり、事業実施の結果としてどれだけ成果を達成したかが問われるということを十分に留意してそれらの目標達成を図られたい。</p> <p>「無関心層や壮年期の運動習慣定着」は、これまでの方法だと大きな改善が見られないため、達成に向けた具体的な対応策を検討されたい。また、対応策の検討にあたっては、健康増進の取組における民間との役割分担を明確化し、「ウェルネスさがみはら」という保健・医療・福祉の連携拠点の有効活用を図られたい。</p> <p>「こんにちは赤ちゃん事業」等による出産・子育て支援施策について、これまでは庁内横断的な取組が可能な直営方式により事業を実施しているが、今後、新たな事業展開が求められた場合には、丁寧かつ素早い対応が必要とされる。他市では業務をアウトソーシングしている事例もあるため、社会需要に応じて、望ましい事業推進体制について検討されたい。</p> <p>食育フェアに学校給食センターが参加し、地場野菜を取り入れた、季節の食材を使った給食をアピールするような取組も検討されたい。</p> <p>日本の女性は、マンモグラフィ検査だけでは見つけられない高濃度乳房という乳腺の密度が高い方が半数以上という報告があるため、補完的に超音波検査も行えるような制度を検討されたい。</p> <p>ゲートキーパーの数は増加しているものの、自殺者数は減少していない。経済的困窮だけでなく、人間関係や心身の状態など様々な問題が複合していることから、全庁的に取り組まれたい。</p>
2	<p>課題の分析</p> <p>記載欄内の番号は「1」の番号と一致している</p>	<p>成果指標と業績評価指標であるのか、市民にも分かりやすいように目的・手段の体系を明確化する必要がある。</p> <p>目標達成のため実施する様々な事業について、どれだけの成果が必要かを十分留意して実施する必要がある。</p> <p>生活習慣病の予防には、日常生活の中に運動習慣を取り入れることが有効であることから、運動習慣がない健康無関心層や壮年期の人に向けて、理解の促進が課題となっている。</p> <p>現在は、直営方式によりの確な事業推進が図られているが、新たな社会需要が生じた際には体制の見直しの必要が生じる可能性がある。</p> <p>食育フェアにおいて地場野菜を取り入れた学校給食をアピールする必要がある。</p> <p>高濃度乳房の場合、乳腺の陰に病変が隠れていることがあり、がんが見つかりにくい傾向がある。一方で市町村が健康増進法に基づき実施する「乳がん検診」の検査方法において、乳房超音波検査は、死亡率が減少するかどうかについての科学的根拠が明らかになっておらず推奨されていない。</p> <p>自殺対策については、自殺者数が減少傾向にある中においても、市民に日々接する市職員が自殺の実態を正しく知るとともに、各部署の業務において取り組むべき課題・対策に対する理解を促進・浸透させることが必要である。</p>

No.	項 目	内 容
3	<p>対応方針（改善内容）</p> <p>記載欄内の番号は「1」の番号と一致している</p>	<p>次期総合計画において、「心の健康づくりと自殺総合対策の推進」という取組の方向について、「ゲートキーパーの養成数」及び「精神疾患や心の健康に関して市に相談窓口があることを知っている市民の割合」の増加を新たな成果指標として設定することにより、目的・手段の明確化を図る。</p> <p>また、「野菜 350g 摂取の必要性について普及啓発を受けた人数」については、業績評価指標として達成すべき成果指標との関連がわかりにくいものであったため、次期総合計画における指標の設定に当たっては、成果指標である「健康のために取り組んでいることがある市民の割合」の達成に向けて、設定の理由や関連が市民によりわかりやすいものとなるよう、目的・手段の体系について明確化を図る。</p> <p>成果指標の目標を達成するため、様々な事業を実施しているが、事業の目的・成果目標を十分認識して実施するよう努める。</p> <p>健康無関心層や壮年期の運動習慣の定着に向け、民間との役割分担を意識し、また「ウェルネスさがみはら」等の拠点の有効活用を踏まえた具体的な対応策の検討に努める。</p> <p>「こんにちは赤ちゃん事業」は、母子健康手帳交付時面接、4か月児健康診査事業等の母子保健事業、医療機関等と密接に連携を取り、保健師等の専門職が従事する直営方式によりの確な事業推進が図られている。今後も妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援へ向け、望ましい事業推進体制の維持に努める。</p> <p>食育フェアには、学校給食センターを統括している学校保健課が参加しており、相模原の地場農産物を取り入れた「さがみはら大好き給食」について紹介するパネル展示を既に実施しPRしている。</p> <p>今後も、健康増進に資するPR活動等に引き続き、取り組んでいく。</p> <p>現在、国において、市町村がん検診への乳房超音波検査を含めた新たな検査項目の導入検討が進められている。今後、乳房超音波検査が検査方法として認められた際に本市のがん検診でも導入していけるよう、国の動向を注視し、情報の収集に努めるとともに、関係団体と情報の共有を図る。</p> <p>また、乳房超音波検査の導入にあたっては、受益者負担等を踏まえて検討を行っていく必要があると考えている。</p> <p>自殺者数は減少傾向にあるものの、継続的な取組は必須であることから、現在実施している新採用職員及び新任副主幹を対象とした階層別研修のほか、自殺対策に関連する幅広い部局を対象とした自殺対策庁内会議において、各部署の業務と自殺対策の関連性や取り組むべき課題の理解を促進することにより、自殺対策の必要性の共有化が図れるように取り組んでいく。</p>
4	<p>改善によって見込まれる効果 【対応方針の目的・意図】</p> <p>記載欄内の番号は「1」の番号と一致している</p>	<p>取組の方向と成果指標の体系について、市民にも分かりやすくなる。</p> <p>また、成人の1日あたりの野菜摂取目標 350g を普及啓発する目的を明確化することで、食育の推進につながる。</p> <p>事業の目的・成果目標を意識して実施することで、事業の充実や、事業に携わる者の意識向上につながる。</p> <p>健康無関心層や壮年期の人が運動などの健康づくりに取り組むことで、生活習慣病発症予防の効果が期待できる。</p> <p>必要に応じて、事業推進体制を見直すことで、社会需要に的確に対応した事業推進を図ることができる。</p> <p>食育フェアにおいて地場野菜を取り入れた学校給食を周知することで、地域の食文化を伝承する場となり、食育の推進につながる。</p>

No.	項目	内容			
		ある年齢層の受診者のがん発見率に上昇が見込まれる。 (乳がんによる死亡率減少効果、医療費削減効果) 市職員が自殺の実態を正しく理解することにより、自殺総合対策に関する全庁的な取組が推進される。			
5	令和2年度当初予算へ反映した内容	健康教育事業 運動習慣支援事業 健康相談事業 訪問指導事業 骨粗しょう症予防事業 市民健康づくり運動推進事業 栄養改善事業 精神保健相談・訪問指導事業 自殺総合対策事業			
		令和元年度 当初予算	34,937 千円	令和2年度 当初予算	26,947 千円

改善工程表

No.	項目	内容				
		第1四半期 [R2.1月~3月]	第2四半期 [R2.4月~6月]	第3四半期 [R2.7月~9月]	第4四半期 [R2.10月~12月]	
1	スケジュール(工程) 記載欄内の番号は「対応方針1」の番号と一致している	次期総合計画における新たな取組の方向及び成果指標の設定、進行管理				→
		事業目的・成果を意識した事業の実施	事業目的・成果を意識した事業の実施	事業目的・成果を意識した事業の実施	事業目的・成果を意識した事業の実施	
		事業*内容の検討 事業*の実施 *健康づくり推進団体と連携した事業、インセンティブ事業、運動習慣支援事業等	事業内容の検討 事業の実施	事業の実施	事業の実施	
		妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援へ向けた事業推進体制の維持				→
		第10回食育フェアにおいて、「さがみはら大好き給食」のパネル展示を実施				→
		・国の動向を注視	・国の動向を注視 国の推奨が決定した場合 ・関係機関との協議	・国の動向を注視、他市へ照会 ・関係機関との協議	・国の動向を注視 ・庁議、予算要求	

No.	項 目	内 容			
		階層研修等職員 研修の実施	自殺対策庁内会 議の開催		自殺対策庁内会 議の開催
2	対応方針及び改善工程 スケジュールの評価 記載欄内の番号は「対応方針1」 の番号と一致している	取組結果に対する分析・評価(第2四半期までの取組状況)			
		取組結果により得られた具体的な成果及び第4四半期終了時点で見込まれる効果			
3	(2に対する)総合計画 審議会のモニタリング評価				
4	3(総合計画審議会からの 評価)を受けての改善策				

施策名	No. 14	災害対策の推進	所管局	危機管理局	局長名	古井 隆一
-----	--------	---------	-----	-------	-----	-------

平成30年度実績データ

指標 No.	指標名	目標値 (a)	実績値 (b)	達成率(%) (b/a 又は a/b)	評価	
成果指標 1	避難路整備率	83.4	86.2	103.4%	A	
成果指標 2	浸水被害警戒対象地域の解消率	-	-	-	-	
成果指標 3	災害対策をしている市民の割合	16.1	14.9	92.5%	B	
業績評価指標 1	避難路整備延長	4.5	4.7	104.4%	A	
業績評価指標 2	緊急雨水対策事業箇所における浸水被害の解消率	78.6	78.6	100%	A	
業績評価指標 3	災害に対する家庭での事前対策を行っている市民の割合	39.2	38.2	97.4%	B	
業績評価指標 4	土砂災害対策の認知度	55.0	52.7	95.8%	B	
1次評価 (所管局による内部評価)		B		2次評価 (総合計画審議会による外部評価)		B

対応方針

No.	項目	内容
1	建議書における総合計画審議会からの意見	<p>成果指標「災害対策をしている市民の割合」がA評価からB評価に落ち、目標達成されていない。A評価を維持するよう取り組まれない。</p> <p>業績評価指標「災害に対する家庭での事前対策を行っている市民の割合」は3年連続でB評価であり、業績評価指標「土砂災害対策の認知度」もA評価からB評価に落ちている。実施するさまざまな事業は、成果・業績達成のための手段という位置づけにあり、事業実施の結果としてどれだけ成果・業績を達成したかが問われるということを十分に留意して目標達成を図られたい。</p> <p>今般の台風19号による災害に見られるとおり、河川災害や土砂災害は地域性に依存する割合が大きいいため、災害対応改善策の推進は区別対応の必要性を認識し、地理的条件など地域に密着した検討を進められたい。</p> <p>「雨水流出抑制の機能を高める」ための具体的な取組を検</p>

No.	項 目	内 容
1	<p>建議書における総合計画審議会からの意見</p>	<p>討されたい。「雨水流出抑制の機能を高める」ためには流域レベルでの取組が必要であり、公有地における対策と合わせて、上流域の中山間地域における防災対策の観点から、市民の住宅建築時における対策やインセンティブを設けることについて検討されたい。</p> <p>成果指標「避難路整備率」について、「広幅員道路＝避難道路」とされているが、単に幅員が広い道路を整備すればいいというのではなく、緊急時に避難路としての機能が担保されるかという道路の質が重要である。また、達成率はH27年度以降継続して100%を超えており、施設のメンテナンスの重要性が高まっている背景を踏まえ、目標値の妥当性や、「避難道路の長さ」を継続して指標とし続けている点の妥当性が不明確であるため、見直しを検討されたい。</p> <p>成果指標「災害対策をしている市民の割合」、業績評価指標「災害に対する家庭での事前対策を行っている市民の割合」では、地域防災組織活動そのものを的確に把握することが難しいため、見直しを検討されたい。</p> <p>成果指標「災害対策をしている市民の割合」が、年々低下傾向にあることに対して、具体的な分析と課題設定を行われたい。</p> <p>防災・減災プログラムについて、災害種別やケース毎に具体的な検証を実施されたい。</p> <p>河川改修工事において入札不調であったとのことであり、将来的な労働力不足などのリスクも踏まえた、事業発注の長期プランを検討されたい。</p> <p>防災対策普及啓発推進事業について、「自助及び共助の考え方」や防災マイスター制度は市民にはあまり知られてないため、更なる周知に努められたい。また、防災マイスターについては、マイスター同士の繋がりを支援するとともに、要援護・要支援者に対する学習プログラムに取り組みされたい。防災意識の普及啓発など、ソフト面での防災対策を創意工夫し、一層推進されたい。</p> <p>災害時要援護者避難支援事業について、高齢化に伴う一人暮らしの増加や外国人への支援など現状を踏まえ、要援護者支援の取組は所管だけでなく庁内横断的な取組、民間活力や地域の独自性を活かした取組として更なる強化を図られたい。</p> <p>避難やケースごとの支援を伴う場面を想定した防災訓練を実施する際には、障害当事者とともに避難所や避難経路に立ち会いながら実地検証を行うなど、連携・協働しながら実態に即した視点で取り組みされたい。</p>
2	<p>課題の分析</p> <p>記載欄内の番号は「1」の番号と一致している</p>	<p>指標の目標値を達成するためには、市民が防災に関する情報に触れる機会を増やす必要がある。</p> <p>(と同様)</p> <p>浸水被害や土砂災害など、地域により災害の危険性が異なることから、そうした危険性を理解したうえで、災害に備えることは重要である。</p> <p>雨水の流出抑制機能を高めるためには、雨水を地下に浸透させることが効果的であり、住宅建築時等において、個々の住宅に地下浸透を促進させる必要がある。ただし、中山間地域などの急傾斜地では、崩落の危険性があることから雨水を浸透させることは避ける必要がある。</p> <p>緊急時の避難路としての機能を高めるためには、避難路の整備率だけでなく、予防保全による効果的・効率的な維持管理などの老朽化対策を含めた、総合的な対応を行うことが必要である</p> <p>市民の防災意識の向上度合いを測るため、「災害対策をし</p>

No.	項 目	内 容
2	課題の分析 記載欄内の番号は「1」の番号と一致している	<p>ている市民の割合」「災害に対する家庭での事前対策を行っている市民の割合」を指標として設定しているものであり、地域防災組織の活動については、定量的に防災対策の充実状況を把握することが困難であると考ええる。</p> <p>大規模災害の発生から時間の経過とともに、防災意識は低下する傾向にあると考ええる。</p> <p>毎年度、各事業の進捗管理を行っているが、更なる市民の防災知識が向上するような事業を推進する必要がある。</p> <p>計画に基づく、継続した事業を実施するためには、契約に係る契約条件、施工条件、施工期間等の条件を考慮する必要がある。</p> <p>防災マイスター制度については、制度そのものが十分に認知されていない状況にあることから、更なる周知が必要である。また、防災マイスターによる防災講座等の内容の充実を図る必要がある。</p> <p>災害時に避難支援が必要な方が増加しており、要援護者支援の取組は所管だけでなく市内横断的な取組、民間活力や地域の独自性を活かした取組として更なる強化を図る必要がある。</p> <p>水防法の改正により要配慮者利用施設は避難確保計画を策定することが義務づけられた。要配慮者の避難に際しては共助の取組も重要となり、地域との連携が必要である。</p>
3	対応方針（改善内容） 記載欄内の番号は「1」の番号と一致している	<p>協働事業提案制度「防災意識の普及啓発、持続可能なエネルギーと人の繋がり活性化事業」により、災害時に役立つ知識や防災・減災に資する知識、自助や共助の重要性などについて幅広い世代へ普及啓発するため、イベント等への出展やワークショップを実施する。</p> <p>災害に対する家庭での事前対策を行っている市民の割合を増やすため、防災マイスターによる防災講座等の内容を見直す。</p> <p>市民が地域の災害リスクを認識し、災害に備えていただけるよう普及啓発を行う。</p> <p>雨水流出抑制の機能を高めるため、宅地内に降った雨水を地下に浸透させる雨水浸透ますの設置を住宅建築時に指導する。また、市が認定した雨水浸透ますを設置する場合の費用の一部助成を引き続き行い、イベント等での更なるPRに努める。</p> <p>成果指標「避難路整備率」については、アウトプット指標であることから、次期総合計画においては、施策推進の効果を適切に測るため、「防災意識の向上」などのアウトカム指標を設定していくこととしている。</p> <p>なお、緊急時の避難路としての機能を高めるためには、避難路の整備率だけでなく、予防保全による効果的・効率的な維持管理などの老朽化対策を含めた、総合的な対応を行うことが必要であることから、次期総合計画においては、「公共施設マネジメントの取組の推進」において着実な推進を図っていく。</p> <p>地域防災組織の活動について、防災対策の充実状況を適切に測る指標を設定することが困難なため、次期総合計画においても、引き続き、市民の自助の取組状況を測る指標として「防災意識の向上度（災害対策をしている市民の割合）」を設定することとしている。</p> <p>大規模災害の発生から時間が経過すると防災意識は低下する傾向にあると考えられることから、被災経験に基づいた災害対策の重要性について、防災に対して関心の低い市民を含め、幅広く普及啓発を行うことで指標の改善に努める。</p> <p>現在、対象となっている事業の適切な進捗管理を行うと</p>

No.	項 目	内 容																				
3	対応方針（改善内容） 記載欄内の番号は「1」の番号と一致している	<p>もに、市民の防災知識の向上が図られるような事業を推進していく。</p> <p>施工条件、施工期間等に配慮した設計を行い、契約条件等の調整を図る。</p> <p>市内事業者を含め、防災マイスターの利用対象者へ制度周知に努めるとともに、マイスター同士の連携や活動が活性化するように情報共有等の仕組みづくりを支援していく。</p> <p>また、要援護者の積極的な避難行動の一助となるよう警戒レベルや緊急放流に関するスキルアップ研修を実施する。</p> <p>災害時要援護者避難支援に関して、各自治会へアンケート調査を実施することにより取組状況の確認を行い、その結果を踏まえ地域の実情にあった取組が促進されるよう、各区役所まちづくりセンターと連携し、避難支援体制の構築を支援する。</p> <p>今年度実施した風水害対策訓練において、市職員立ち会いのもと、要配慮者利用施設の職員及び利用者を対象とした避難訓練を実施し、避難経路の検証等を行った。今後も、要配慮者を対象にした避難訓練等を実施していく。</p>																				
4	改善によって見込まれる効果 【対応方針の目的・意図】 記載欄内の番号は「1」の番号と一致している	<p>防災に対する関心が薄い市民を含めた幅広い世代に対して、防災に関する情報に触れる機会を増やすことで、市民の防災意識の向上が見込まれる。</p> <p>防災マイスターによる防災講座の見直しにより、より受講者の生活に沿った講座を行うことができるようになるため、各家庭での事前対策が増加すると見込まれる。</p> <p>地域の災害リスクを理解し、事前の災害対策を行う市民が増えることが見込まれる。</p> <p>住宅建築時に指導することで、確実に雨水浸透ますが設置されることに加え、助成を行うことでより促進が図られる。</p> <p>アウトプット指標であった「避難路整備率」から「防災意識の向上」などのアウトカム指標を設定することで、施策推進の効果を適切に測ることができる。</p> <p>市民の自助の取組状況を把握することで、施策推進の効果を適切に測ることができる。</p> <p>本市の被災経験を踏まえた普及啓発により、防災に関心の低い市民に対しても災害対策の重要性が伝わる。</p> <p>市民の自助・共助を中心とした防災知識の向上が図られる。</p> <p>計画に基づいた、継続した事業の実施が可能となる。</p> <p>これまで積極的に周知を行っていなかった市内事業者等に対して、マイスター制度を周知することにより、より幅広い団体からの受講希望が見込まれる。</p> <p>自治会アンケート結果を踏まえ、避難支援体制の構築を支援することで、地域の実情にあった取組が促進されることが見込まれる。</p> <p>市が実施する訓練では自治会や消防団等の地域住民が参加している。同訓練に要配慮者利用施設が参加することで、顔の見える関係を構築でき、災害時における共助の取り組みの推進に繋がることが期待できる。</p>																				
5	令和2年度当初予算へ反映した内容	<table border="1"> <tr> <td colspan="4" data-bbox="651 1787 1407 1816">協働事業提案制度事業(0円、3,150千円)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="651 1816 1407 1845">防災マイスター関連経費(824千円、964千円)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="651 1845 1407 1910">都市計画道路整備事業(箇所指定)(2,677,073千円、2,250,706千円)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="651 1910 1407 1939">災害時要援護者支援普及啓発推進事業(900千円、877千円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 1939 798 2033">令和元年度 当初予算</td> <td data-bbox="798 1939 1038 2033">2,678,797千円</td> <td data-bbox="1038 1939 1197 2033">令和2年度 当初予算</td> <td data-bbox="1197 1939 1407 2033">2,255,697千円</td> </tr> </table>	協働事業提案制度事業(0円、3,150千円)				防災マイスター関連経費(824千円、964千円)				都市計画道路整備事業(箇所指定)(2,677,073千円、2,250,706千円)				災害時要援護者支援普及啓発推進事業(900千円、877千円)				令和元年度 当初予算	2,678,797千円	令和2年度 当初予算	2,255,697千円
協働事業提案制度事業(0円、3,150千円)																						
防災マイスター関連経費(824千円、964千円)																						
都市計画道路整備事業(箇所指定)(2,677,073千円、2,250,706千円)																						
災害時要援護者支援普及啓発推進事業(900千円、877千円)																						
令和元年度 当初予算	2,678,797千円	令和2年度 当初予算	2,255,697千円																			

改善工程表

No.	項 目	内 容			
		第1四半期 [R2.1月~3月]	第2四半期 [R2.4月~6月]	第3四半期 [R2.7月~9月]	第4四半期 [R2.10月~12月]
1	スケジュール(工程) 記載欄内の番号は「対応方針1」の番号と一致している	協働事業の事業内容の検討	協働事業の実施	→	→
		防災マイスタースキルアップ研修の実施	防災マイスターによる防災講座等の普及啓発		防災マイスタースキルアップ研修の実施
		普及啓発の実施	→	→	→
		雨水浸透ますの設置指導や啓発、助成金事業の推進	→	→	→
		次期総合計画に基づく施策推進・新たな指標による進行管理の実施	→	→	→
		風水害に特化したリーフレット等の普及啓発資料の内容検討	風水害に特化したリーフレット等の普及啓発資料の作成及び普及啓発活動	普及啓発活動	普及啓発活動
		防災マイスターの派遣	防災マイスターの派遣 新たな事業の検討	防災マイスターの派遣 新たな事業の実施	防災マイスターの派遣
		計画的な事業の実施	→	→	→
		市内事業者等へ防災マイスター制度の周知	防災マイスター同士の連携支援	市内事業者等へ防災マイスター制度の周知	
		災害時要援護者避難支援に関する自治会アンケートの実施	自治会アンケート結果を踏まえた取組の促進	→	→
			風水害対策訓練		
2	対応方針及び改善工程スケジュールの評価 記載欄内の番号は「対応方針1」の番号と一致している	取組結果に対する分析・評価(第2四半期までの取組状況)			
		取組結果により得られた具体的な成果及び第4四半期終了時点で見込まれる効果			
3	(2に対する)総合計画審議会のモニタリング評価				
4	3(総合計画審議会からの評価)を受けての改善策				

基本目標 学びあい 人と地域をはぐくむ教育・文化都市

施策名	No. 17	家庭や地域における教育環境の向上	所管局	教育局	局長名	小林 輝明
-----	--------	------------------	-----	-----	-----	-------

平成30年度実績データ

指標 No.	指標名	目標値 (a)	実績値 (b)	達成率(%) (b/a 又は a/b)	評価	
成果指標 1	子どもとのコミュニケーションが図られていると感じる保護者の割合	89.8	91.5	101.9%	A	
成果指標 2	親が自分のことを理解してくれていると思う子どもの割合	78.8	81.5	103.4%	A	
成果指標 3	地域における子どもの育成活動に参加した市民の割合	19.6	15.0	76.5%	C	
成果指標 4	地域行事に参加している子どもの割合	80.4	72.3	89.9%	B	
業績評価指標 1	家庭教育事業へ参加した保護者の割合	4.2	3.3	78.6%	C	
業績評価指標 2	青少年を対象とした事業への参加人数	42,867	35,179	82.1%	B	
1次評価 (所管局による内部評価)		B		2次評価 (総合計画審議会による外部評価)		B

対応方針

No.	項目	内容
1	建議書における総合計画審議会からの意見	<p>成果指標「地域における子どもの育成活動に参加した市民の割合」は4年連続で目標達成しておらず、また業績評価指標「家庭教育事業へ参加した保護者の割合」は2年間連続で目標達成されず、しかも最新年度でB評価からC評価に落ち込んでいる。また、成果指標「地域行事に参加している子どもの割合」は9年連続B評価で目標達成されておらず、業績評価指標「青少年を対象とした事業への参加人数」はA評価からB評価に落ちており、いずれも目標達成されていない。これらは、施策の最終的な成果としてその達成を市民と約束し、「教育局」自ら設定した指標及び目標値であり、市民に対する説明責任を果たすためにもその達成を図りたい。実施する様々な事業は、成果達成のための手段という位置づけにあり、事業実施の結果としてどれだけ成果を達成したかが問われるということを十分に留意してその目標達成を図りたい。</p> <p>成果指標「地域における子どもの育成活動に参加した市民</p>



No.	項 目	内 容
1	<p>建議書における総合計画審議会からの意見</p>	<p>の割合」、「地域行事に参加している子どもの割合」の改善策として、小中学校の部活動の顧問に地域の有志に参加してもらい、または地域の有志が行う活動に小中学生を参加させることを検討されたい。</p> <p>地域学校協働活動の円滑な推進のためにも、「地域で子育てをする」という意識の醸成に向けた事業を検討されたい。</p> <p>児童虐待相談件数を6年間の推移で見ると、H25年度の1,359件からH30年度の2,332件と急増しており、「泣き声通告」などへの丁寧な対応や保護者との信頼関係の維持に努めるとともに、より一層丁寧な対応に向けて、可能な範囲内で民間活力を活用するなど、体制整備の充実について検討されたい。</p> <p>家庭教育事業の参加を増やすため、講演内容の精査や開催日時の再検討を図られたい。</p> <p>子どもの登下校時における安全確保は重要な課題であるため、子ども安全見守り活動に携わる方々への助成・支援は継続されたい。また、子ども安全見守り活動の啓発と更なる普及を推進されたい。</p> <p>学校と地域の協働推進事業について、学校支援のみならず、今後は学校と地域がパートナーとして教育に携わる人材を地域に求めるという趣旨を念頭に、地域人材に対する適切な支援を図られたい。</p> <p>年次の教育課程に組み込まれる活動に継続して携わる地域人材の人選には、教育的責任の一端を講師にも共有していただく意味からも、学校を巡回する新たな講師委嘱制度のような人員確保施策も含め、事業名称を「地域教育力活用事業」から「学校地域パートナーシップ事業」とするなど、配慮と工夫を図られたい。</p> <p>平成29年度改正の地方教育行政法における「学校運営協議会（コミュニティスクール化）」をすべての学校で目指すべきとの規定を踏まえ、現モデル校を含む市内小中学校での更なる取組を推進されたい。</p> <p>地域学校協働活動推進員の質的向上に向け、学校の支援や社会教育について専門的な知識を有する人材育成に努められたい。</p>
2	<p>課題の分析</p> <p>記載欄内の番号は「1」の番号と一致している</p>	<p>「地域における子どもの育成活動に参加した市民の割合」については、地域のコミュニティに対する考え方が多様化し、地域の子どもの育成活動に関わる機会が減っていると考えられる。</p> <p>「家庭教育事業に参加した保護者の割合」については、他の行事等との日程が重なったことや、定員に対する参加率は高いものの定員を制限した事業の実施などにより参加人数が減少となった。</p> <p>「地域行事に参加している子どもの割合」については、地域のコミュニティに対する考え方が多様化していることや、塾や習い事に通っている子どもが増加していることから、地域行事に参加する子どもが減少していることも一因と考えられる。</p> <p>「青少年を対象とした事業への参加人数」については、清新公民館において大規模改修期間中に事業を縮小して実施したことなどにより、減少となった。</p> <p>従来、顧問教諭の協力者として地域の人材を活用した中学校部活動技術指導者の派遣を行っていたところであるが、平成31年度（令和元年度）より、大会への引率等が可能な部活動指導員の配置を行ったところである。部活動指導員の配置に当たっては、人材確保や学校の希望種目との調整といった課題がある。</p>

No.	項 目	内 容
2	<p>課題の分析</p> <p>記載欄内の番号は「1」の番号と一致している</p>	<p>また、小中学生の地域活動への参加については、学校・家庭・地域で情報共有し、子どもの参加を促す必要がある。</p> <p>地域学校協働活動については、これまで地域に関わりの無かった新たな地域人材を掘り起こし、地域や学校で活躍する担い手として育成していくことが求められており、その取組を推進する必要がある。</p> <p>増加する児童虐待に対応するため、職員の適正な配置及び体制の構築を図る必要がある。</p> <p>また、民間活力を活用するなど、さらなる体制整備の充実を図る必要がある。</p> <p>家庭教育事業については、PTA全11ブロック協議会が実施したが、他の行事等との日程の重複や、定員を制限した事業の実施などにより参加人数が昨年度を下回っている状況にある。</p> <p>地域住民で子どもを見守る意識が高まっているものの、子ども見守り活動団体の人員、参加者の減少が課題となっている。</p> <p>見守り活動の担い手の拡充に向けた効果的な普及、募集の方法など、新たな取組を研究する必要がある。</p> <p>人材確保に課題があることから、新たな地域人材の掘り起こしや、人材の育成に取り組む必要がある。</p> <p>現在、教育課程に組み込まれる活動を補完する人材として、地域に在住する知識・経験の豊かな方を指導協力者として依頼し、地域と学校の連携を深め、教育活動の創意工夫並びに学習指導、実技指導者の充実を図っている。一方、講師として教育課程に基づいた教育活動を実施し、学習評価を行うには、教員免許状が必要であるといった法制度上の課題がある。</p> <p>また、巡回での講師派遣は、地域人材を活用するという観点から考えた場合に巡回先となる学校が限定される可能性がある。</p> <p>現在、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）のモデル事業として市内各区に1つずつ中学校区単位でコミュニティ・スクールを設置している。小学校と中学校は同一地域をもとにしていることから、小学校と中学校とを合わせた中学校区での設置としているが、地域の教育力を学校の課題解決に生かすというコミュニティ・スクールの目的を考えた場合、小学校と中学校では、学校の課題は異なることが多く、中学校区で協議をしても焦点化されずに活動につながりにくいという問題が浮き彫りとなった。このため、中学校区ではなく学校単位でのコミュニティ・スクール設置が効果的手法の一つであると考えており、そのための整備が必要である。</p> <p>地域学校協働活動推進員となる人材の育成は、地域学校協働活動の推進にあたり重要であることから、研修等の充実を図る必要がある。</p>
3	<p>対応方針（改善内容）</p> <p>記載欄内の番号は「1」の番号と一致している</p>	<p>「地域における子どもの育成活動に参加した市民の割合」及び「地域行事に参加している子どもの割合」については、目標達成はされていないものの、数値は前年度から微増しており、引き続き、参加しやすい事業内容や開催時期、時間帯等の検討を行う。</p> <p>「家庭教育事業へ参加した保護者の割合」については、駅から近い公共施設で開催するなど参加しやすい環境づくりに努めているが、新たに市ホームページへ情報を掲載するなど多くの方が参加できる事業となるよう、周知方法や事業内容、日程、会場などについて検討する。</p>

No.	項 目	内 容
3	<p>対応方針（改善内容）</p> <p>記載欄内の番号は「1」の番号と一致している</p>	<p>「青少年を対象とした事業への参加人数」については、清新公民館の大規模改修が終了し、平成29年度と同程度の事業数となることから、目標達成は可能と考えられる。</p> <p>顧問として地域住民等を活用する仕組みである部活動指導員について、人材確保が課題となっており、資格要件の緩和などを検討する。</p> <p>また、小中学生の地域活動への参加については、コミュニティ・スクール等の場を活用して、学校・家庭・地域が地域活動に関する情報を共有するなどの方策について研究していく。</p> <p>現在、策定を進めている次期相模原市総合計画基本計画において、学校・家庭・地域の連携による教育力の向上を図るため、「地域全体で子どもの成長を支える取組を推進する」こととしており、地域学校協働活動については、今後策定予定の次期相模原市総合計画実施計画において位置付ける予定としており、具体的な内容については、実施計画の策定に合わせて検討する。</p> <p>増加する児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、改正児童福祉法や「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づいて、児童相談所職員の適正な配置を図るとともに、令和2年度からは、児童相談所内に3つの課を新設し、各所管分野において、これまで以上に専門性を発揮できる体制を構築する。</p> <p>また、担当区域が広範囲に渡る緑区内のケースへの迅速な対応や、継続的な相談で来所される市民の利便性向上のため、緑区を担当する職員を緑区合同庁舎内に配置する。</p> <p>さらに、警察や関係機関との連携強化や、民間活力を活用した平日夜間及び休日における児童虐待に関する電話相談の継続実施及び一時保護専用施設の開設などにより、より一層丁寧な対応に向けて体制整備の充実を図る。</p> <p>家庭教育事業については、駅から近い公共施設で開催するなど参加しやすい環境づくりに努めているが、新たに市ホームページへ情報を掲載するなど多くの方が参加できる事業となるよう、周知方法や事業内容、日程、会場などについて検討する。</p> <p>見守り活動団体に対して活動費助成を継続するとともに、広報による活動の周知、団体への表彰や意見交換会を通じて、活動の支援を行う。</p> <p>また、見守り活動の更なる普及・啓発について研究し、参加者増加につながる新たな取組を推進する。</p> <p>地域人材に対する研修などの支援について、地域学校協働活動と併せて実施することなどを検討していく。</p> <p>地域人材の活用方法について、効果的な手法を研究していく。事業名称については、事業内容により適切に対応していく。</p> <p>現在、市内各区に1つずつ設置している中学校区単位でのコミュニティ・スクールモデル校の成果・課題の検証結果を踏まえつつ、今後、学校単位でのコミュニティ・スクールの設置とその効果についても研究する。</p> <p>地域学校協働活動については、次期相模原市総合計画実施計画において位置付ける予定としており、地域学校協働活動推進員に関することなど、具体的な内容については、実施計画の策定に合わせて検討する。</p>

No.	項目	内容				
4	<p>改善によって見込まれる効果 【対応方針の目的・意図】 記載欄内の番号は「1」の番号と一致している</p>	<p>参加割合が増え、家庭や地域における教育環境の向上を図ることができる。</p> <p>学校教育活動への地域住民の参加機会の充実や地域での体験・活動を通じた子どもたちの学習機会の充実を図ることができる。</p> <p>地域と学校がパートナーとして連携・協働するための仕組みづくりが推進される。</p> <p>児童虐待への迅速かつ的確な対応・支援を図ることができる。</p> <p>家庭教育事業へ参加しやすい環境づくりが促進され、家庭教育に関する啓発を図ることができる。</p> <p>子どもの登下校時における安全確保のため、見守り活動の更なる啓発と普及が推進される。</p> <p>各学校での活動の充実を図ることができる。</p> <p>H28.12の中央教育審議会答申で「社会に開かれた教育課程」という理念が示されており、学校と地域の連携・協働による取組を推進することにより、「地域とともにある学校づくり」が進むものと考ええる。</p> <p>コミュニティ・スクールの設置により、地域の力を活用しながら、共に教育活動にあたることができ、地域総がかりでの教育が期待できる。</p> <p>地域と学校がパートナーとして連携・協働するための仕組みづくりが推進される。</p>				
5	令和2年度当初予算へ反映した内容	<p>家庭教育啓発費、PTA育成費、 部活動指導支援事業、地域教育力活用事業、 学校安全活動団体設立支援事業、学校と地域の協働推進事業、 児童相談所運営費</p> <table border="1"> <tr> <td>令和元年度 当初予算</td> <td>73,055千円</td> <td>令和2年度 当初予算</td> <td>77,338千円</td> </tr> </table>	令和元年度 当初予算	73,055千円	令和2年度 当初予算	77,338千円
令和元年度 当初予算	73,055千円	令和2年度 当初予算	77,338千円			

改善工程表

No.	項目	内容			
		第1四半期 [R2.1月~3月]	第2四半期 [R2.4月~6月]	第3四半期 [R2.7月~9月]	第4四半期 [R2.10月~12月]
1	<p>スケジュール(工程)</p> <p>記載欄内の番号は「対応方針1」の番号と一致している</p>	<p>実施事業の検討 (内容、開催時期等)</p>	<p>実施事業の詳細の検討、事業の実施</p>	<p>事業の実施</p>	
		<p>部活動指導員の確保策の検討 学校・家庭・地域の情報共有に係る研究</p>			

No.	項目	内容			
1	スケジュール(工程) 記載欄内の番号は「対応方針1」の番号と一致している	導入に向けた庁内調整	研修会の開催		
		職員の適正配置及び体制構築 民間活力の活用、関係機関との連携強化			
		アンケートの集計等の実施事業の振り返り、課題の整理	前年度の課題を踏まえた事業内容の検討	事業計画の策定	事業の実施
		広報さがみはら特集記事掲載	助成金交付申請受付・決定・支出	情報交換会の開催 広報さがみはら見守り隊募集記事掲載	設立後10年間継続して活動している団体に対し、教育委員会感謝状を贈呈
		地域人材への適切な支援について、関係各課と調整しながら検討			
		地域人材の活用方法について、他自治体の事例等を研究			
		地域連携の在り方について、モデル事業をもとに研究			
		地域学校協働活動推進員の導入に向けた庁内調整	導入に向けた庁内調整、研修会の開催など導入に向けた周知		
2	対応方針及び改善工程 スケジュールの評価 記載欄内の番号は「対応方針1」の番号と一致している	取組結果に対する分析・評価(第2四半期までの取組状況)			
		取組結果により得られた具体的な成果及び第4四半期終了時点で見込まれる効果			
3	(2に対する)総合計画審議会のモニタリング評価				
4	3(総合計画審議会からの評価)を受けての改善策				

施策名	No. 20	文化の振興	所管局	市民局	局長名	樋口 一美
-----	--------	-------	-----	-----	-----	-------

平成30年度実績データ

指標 No.	指標名	目標値 (a)	実績値 (b)	達成率(%) (b/a 又は a/b)	評価	
成果指標 1	文化・芸術に親しんでいる市民の割合	69.0	67.4	97.7%	B	
業績評価指標 1	市民文化祭への参加者数及び入場者数	11,660	10,927	93.7%	B	
業績評価指標 2	市内文化施設で行っている自主事業の入場者数	55,700	96,699	173.6%	A	
業績評価指標 3	文化財普及活動へのボランティア参加者数	765	733	95.8%	B	
業績評価指標 4	市内の文化芸術施設(ホールや公民館等)を利用している人の割合	-	-	-	-	
1次評価 (所管局による内部評価)		A		2次評価 (総合計画審議会による外部評価)		B

対応方針

No.	項目	内容
1	建議書における総合計画審議会からの意見	<p>成果指標「文化・芸術に親しんでいる市民の割合」及び業績評価指標「市民文化祭への参加者数及び入場者数」は3年連続B評価、業績評価指標「文化財普及活動へのボランティア参加者数」は2年連続B評価で、いずれも目標達成されていない。「市民局」が施策の最終目標として自ら設定し、その達成を市民と約束した目標値・指標であり、市民に説明責任を果たすためにも目標達成されたい。実施する様々な事業は、成果達成のための手段という位置づけにあり、事業実施の結果としてどれだけ成果を達成したかが問われるということ十分に留意して、成果達成に焦点を合わせた事業推進を図られたい。</p> <p>業績評価指標「市内文化施設で行っている自主事業の入場者数」はA評価で目標達成されているものの、5年連続で実績値が目標値を大きく上回っており、市民からすれば次年度の目標値がなぜ今年度の実績値よりも低いのかという疑問が生じる。設定した目標値を再検討し、その根拠、その妥当性を明らかにされたい。</p> <p>総合評価が自己評価でAとされている。だが、施策の最終的な成果を示すものとして設定された成果指標「文化・芸術に親しんでいる市民の割合」が3年連続で目標達成されていないという事実からすれば、あまり改善が進んでいずB評価</p>

No.	項 目	内 容
1	<p>建議書における総合計画審議会からの意見</p>	<p>にとどまる。施策の最終的な成果を示すものとして「市民局」が自ら設定した成果指標が目標達成されていず、またそれを補完する業績評価指標の結果も前述のようである。文化担当セクションの実施するさまざまな事業は、最終的な成果達成のための手段という位置づけにあり、事業実施の結果として市民と約束した成果目標及び業績目標をどれだけ達成したかが問われるということを十分に留意して、成果達成に焦点を合わせた事業推進を図られたい。</p> <p>「改正文化芸術基本法」はまちづくり、産業、観光など多様な分野と連携して地域振興と結びつけた文化政策の推進を求めている。また「文化経済戦略」(内閣府、文化庁)は文化関連産業の発展や文化活動の経済的波及効果に着目して芸術・文化の継承・発展を図る文化政策の推進へと舵を切っている。その狙いは、従来の保護最優先から地域振興に結びつけて次世代に受け継ぐ文化の振興にある。こうした近年の文化政策の動向に注目すると、単に芸術・文化サービスの充実にとどまらず、文化産業の振興により多様な文化産業の集積を図り、活気のある文化を次世代に引き継ぐという文化政策の推進が求められる。</p> <p>文化財等は他の自治体と同様なものが見られる。事業費が毎年増加している中、保存整備については保存物の精査と事業費の課題を鑑みつつ実施されたい。</p> <p>大学などとの連携により文化活動への参加を促進していくとされているが、近隣の美術・芸術関連大学へのヒアリング等を実施し、課題を明確にした上で事業推進を図られたい。また、文化財については市立博物館と連携した分析も実施されたい。</p> <p>JAXA は国の最先端技術研究機関であり、本市は JAXA から文化・教育における最高の恩恵を得ることができ、その活用に向けて積極的な連携を推進されたい。</p> <p>文化・芸術に親しんでいる市民の割合を高めるには、総合的な美術館の整備は効果的である。事業の推進にあたっては、美術系大学とのヒアリングを実施し、さらに、既存の美術館の運営管理調査の実施を考慮した上での推進を検討されたい。</p>
2	<p>課題の分析</p> <p>記載欄内の番号は「1」の番号と一致している</p>	<p>市民文化祭への参加者数等の減については、主管団体の高齢化等により文化団体活動の活性化が困難であり、若い世代の参画を促す仕組みづくりが必要である。</p> <p>文化財普及活動へのボランティア参加者数については、平成 25 年度以降、前年度実績を上回る増加傾向が続いているが、目標値に達しておらず、登録者数を増加に加え、活動の場を広げる必要がある。</p> <p>また、市民意識調査(H30年実施)において、市民文化活動に関心があっても、実際の活動に繋がっていない人が一定程度おり、理由として「身近な地域での参加機会が少ない」「きっかけがない」「情報がない」ことなどが挙げられているほか、文化を担う次の世代の育成の必要性なども課題として把握されたところであり、こうしたことへの対応をより積極的に進めていく必要がある。</p> <p>こうした中、既に新しい取組も着手しており、令和元年度の調査においては成果指標「文化・芸術に親しんでいる市民の割合」が71.1%と目標の69.6%を上回った。</p> <p>指定管理者の募集時に公募条件として掲げた目標値であり、5年間の契約により指定管理者に履行を求めているもので、指定管理制度の効果により大幅に目標を上回ったもの。</p> <p>文化経済戦略は、アニメ等の「クールジャパン」戦略などとして国レベルでの取組が始まっているが、自治体レベルで</p>

No.	項 目	内 容
2	<p>課題の分析</p> <p>記載欄内の番号は「1」の番号と一致している</p>	<p>の取組事例はまだまだ少ない状況である。</p> <p>「改正文化芸術基本法」においては、地域での取組の推進が求められており本市においても対応を図る必要がある。</p> <p>文化財の指定・登録については、市条例に基づく基準や、文化財保護審議会への諮問等を通じて、適切に行っているところであるが、保存整備事業は多額な事業費や経常的な維持管理費・維持補修費などの確保が課題となっている。</p> <p>女子美術大学、多摩美術大学、東京造形大学、桜美林大学とは、アートラボはしもとにおいて、専門性の高いワークショップの実施や若手作家の支援事業などの事業実施について連携をしており、年に数回協議会を開催して意見交換を行っている</p> <p>また、博物館については、現在、津久井城の調査など、連携し実施しているが、連携をさらに強化する必要がある。</p> <p>本市では、JAXA のほか国立映画アーカイブとの文化事業等協力協定を締結しており、既に様々な事業展開を行っているほか、銀河連邦サガミハラ共和国事業にも JAXA からの協力を得て連携して実施している。</p> <p>これまで、市収蔵美術品展を市民ギャラリーや民間美術施設等で定期的に開催するとともに、文化団体による展覧会や鑑賞事業を文化施設で実施するなど、文化芸術を身近に感じる環境づくりに取り組んできたが、市民意識調査からはより身近な環境で鑑賞ができる機会の充実や、市内で行われる催しの更なる情報の発信が求められている。</p> <p>しかしながら、美術館の整備、運営には多額の経費が見込まれることから、短期的には整備が難しい状況である。</p>
3	<p>対応方針（改善内容）</p> <p>記載欄内の番号は「1」の番号と一致している</p>	<p>市民文化祭については、新たに駅前デッキに横断幕を設置し市民周知と集客力の強化を図るとともに、令和2年度より舞台パフォーマンスの部門を新設し、若年層の参加を促進するなど、より幅広い方々に参加いただけるよう改善を図る。</p> <p>文化財普及活動を行うボランティアについては、令和元年度に新たに15名が登録された。目標の達成に向け、登録者数の増加と文化財公開施設等における活用事業の充実を図る。</p> <p>身近な地域での文化活動の活性化に向け、専門職を活用し市民文化団体への活動支援を強化するほか、市HPでの市民団体のイベント情報の掲載（R元年実施済）やSNSを活用し、文化情報全般の情報発信の強化を図る。</p> <p>また、芸術家を学校に派遣する学校訪問事業等の地域文化教育についても充実を図る。</p> <p>平成31年度の目標値については、指定管理者と協議の上、近年の実績（平成27～30年度の平均。ただし、平成29年度については周辺ホールが複数改修工事を行ったなどの外部要因で急増したため外れ値として除外）に基づき90,000人へと上方修正する。</p> <p>文化資源と大学や企業等を結び付け、新たな価値や魅力を創出する取組を進めるため、アートラボはしもとや市民文化財団など専門機関においてニーズの把握に努めるとともにマッチング機能の強化を図る。</p> <p>文化を支える様々な主体と連携し、市内に存在する文化資源を活用した地域振興を図るとともに、集客が見込まれるイベント等と連携して文化事業を実施する。</p> <p>文化財の指定・登録については、引き続き市条例に基づく基準や、文化財保護審議会への諮問等を通じて、その価値を適切に評価した上で行う。また、保存整備事業については、個々の文化財の保存状態や活用の状況等を鑑み優先順位を</p>

No.	項 目	内 容
3	<p>対応方針（改善内容）</p> <p>記載欄内の番号は「1」の番号と一致している</p>	<p>精査した上で実施していく。</p> <p>現在、アトラボの再整備に向けた新しい連携の在り方について各大学と協議を進めている。</p> <p>また、オリンピックパラリンピック競技大会を契機とした写真文化の振興における新たな連携事業も検討を進めている。</p> <p>文化財については、津久井城の調査などにおける、文化財の調査研究や保存・活用について、発掘調査成果の展示など博物館とさらに連携を強化する。</p> <p>JAXA の研究者を招いた講演会やワークショップなどを市内文化施設で実施していく。</p> <p>また、連携強化に向けた協議会を実施する予定であり、協力強化に向けた要請を行っていく。</p> <p>収蔵美術品展については、昨年度から開催回数を大幅に増やす（年1回 年4回）など、既存の文化施設を用いて充実を図ったところ。</p> <p>また、こうした催しの情報を今後 SNS などを活用し、より広く周知していくことで、市民が身近な場所で優れた芸術に触れる機会を提供し、文化を身近に感じる環境づくりに努めるとともに、文化芸術鑑賞拠点の充実に向けた検討を進めていく。</p>
4	<p>改善によって見込まれる効果 【対応方針の目的・意図】</p> <p>記載欄内の番号は「1」の番号と一致している</p>	<p>市民が気軽に文化芸術活動を行う機会が増えることにより、市民が文化芸術活動に取り組みやすくなり長年にわたり住み続けたいと思える環境づくりと、文化を通じた地域への愛着が図られる。</p> <p>次代を担う子どもたちが文化に親しむことは、文化芸術の裾野の拡大や将来的に文化を支える人材を育てることにつながる。</p> <p>文化財普及活動の意義や魅力が広く伝わり、令和3年度以降の登録者増加が見込まれる。また、事業の充実により、活動の場が広がり、ボランティア参加者数が増加する。</p> <p>近年の実績値に基づいた目標値を設定することにより、指定管理者が実施する自主事業について、より多くの市民が優れた文化芸術事業へ参加機会が創出されるよう指定管理者の更なる努力が期待できる。</p> <p>各方面の連携の促進やマッチングの推進により、文化活動のみにとどまらず、街の活性化に寄与するとともに、文化産業の育成、集積といった将来の大きな目標に向けたノウハウの蓄積に努める。</p> <p>適切な価値の評価により、文化財の重要度が明確となる。また、優先順位が精査されることにより整備事業が効果的に行われる。</p> <p>より効果的な連携関係を築き、本市の文化振興や文化財の調査研究、保存・活用に一層寄与することが期待される</p> <p>宇宙にちなんだ様々な文化活動が一層活性化し、本市の文化振興に寄与することが期待される。</p> <p>多くの市民がより身近な場所で質の高い国内外の文化芸術を鑑賞することができ、鑑賞機会の充実が図られる。</p>
5	<p>令和2年度当初予算へ反映した内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校訪問事業 ・活動家支援事業 ・収蔵美術品等経費 ・フォトシティさがみはら事業費 ・アトラボはしもと再整備事業 ・文化財調査・普及員全体会の開催 ・文化財保護審議会の開催 ・小原宿本陣の保存活用計画策定準備作業

No.	項 目	内 容			
		<ul style="list-style-type: none"> ・津久井城の調査 ・「はやぶさ2」帰還関連事業（ただし実施場所未定）を実施する。 			
		令和元年度 当初予算	1,084,589千円	令和2年度 当初予算	826,317千円

改善工程表

No.	項 目	内 容			
		第1四半期 [R2.1月~3月]	第2四半期 [R2.4月~6月]	第3四半期 [R2.7月~9月]	第4四半期 [R2.10月~12月]
1	スケジュール(工程) 記載欄内の番号は「対応方針1」の番号と一致している	<ul style="list-style-type: none"> ・次期文化芸術振興プランの策定作業 ・ユニコムプラザさがみはらでの市収蔵美術品展の開催 ・フォトシティさがみはら 20周年事業の準備 ・活用事業の充実を図るための令和2年度事業計画の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・フォトシティさがみはら 20周年事業の開催 ・活動家支援事業の実施 ・学校訪問事業の充実 ・LINE公式アカウントの活用による情報発信 ・芸術家情報の蓄積・発信 ・活用事業の実施 ・ボランティア研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 ・同左 ・同左 ・同左 ・同左 ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民文化祭の実施（これまでの18部門に加え(仮称)パフォーマンスフェスティバルを開催) ・同左 ・同左 ・同左 ・和楽器コンサートの開催 ・同左 ・同左 ・文化関連特設サイト整備準備 ・同左 ・ボランティア研修

No.	項目	内容			
1	スケジュール(工程) 記載欄内の番号は「対応方針1」の番号と一致している	・指定管理者による事業の実施	・同左	・同左	・同左
		・SIC等との協議を行い、文化産業の振興に繋がる事業の在り方を検討する。	・企業訪問等によるニーズ調査とマッチングの実施。	・同左	・マッチングを行うための効果的な体制づくりに向けた検討
			・川尻石器時代遺跡用地取得交渉	・文化財保護審議会の開催 ・川尻石器時代遺跡用地取得交渉	・小原宿本陣の保存活用計画策定準備作業(耐震診断等) ・川尻石器時代遺跡用地取得交渉
		・美術系大学との連携協議 ・令和元年度津久井城発掘調査成果の展示(博物館)	・美術系大学との新たな連携事業の実施 ・津久井城市民調査グループ研修(博物館・県公園協会との連携事業)	・同左 ・津久井城市民調査グループ研修(博物館・県公園協会との連携事業)	・同左 ・津久井城の調査(博物館・県公園協会との連携事業)
			・「はやぶさの日」記念事業の企画・実施		・「はやぶさ2」帰還関連事業の企画・実施
		・市収蔵美術品展の開催		・市収蔵美術品展の開催	・同左 ・フォトシティさがみはら作品展の開催 ・芸術家協会展の開催
2	対応方針及び改善工程スケジュールの評価 記載欄内の番号は「対応方針1」の番号と一致している	取組結果に対する分析・評価(第2四半期までの取組状況)			
		取組結果により得られた具体的な成果及び第4四半期終了時点で見込まれる効果			
3	(2に対する)総合計画審議会のモニタリング評価				
4	3(総合計画審議会からの評価)を受けての改善策				

基本目標 やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市

施策名	No. 37	魅力ある観光の振興	所管局	環境経済局	局長名	岡 正彦
-----	--------	-----------	-----	-------	-----	------

平成30年度実績データ

指標 No.	指標名	目標値 (a)	実績値 (b)	達成率(%) (b/a 又は a/b)	評価	
成果指標 1	入込観光客数	1,452	1,156	79.6%	C	
成果指標 2	1人あたりの観光客消費額	1,450	1,257	86.7%	B	
業績評価指標 1	アンテナショップ(sagamix)の販売実績	191.0	206.7	108.2%	A	
業績評価指標 2	観光人材育成研修の参加者	250.0	-	-	-	
業績評価指標 3	相模原市観光協会ホームページアクセス数	250.0	158.3	63.3%	C	
1次評価 (所管局による内部評価)		B		2次評価 (総合計画審議会による外部評価)		C

対応方針

No.	項目	内容
1	建議書における総合計画審議会からの意見	<p>業績評価指標「観光人材育成研修の参加者」に対応する成果指標が設定されていないが、どのような成果を達成するために業績評価指標が設定されているのかが市民に分かるように体系の明確化を図りたい。</p> <p>成果指標「入込観光客数」が3年連続でC評価であり、しかも達成率は低下傾向にある。もう一つの成果指標「1人あたり観光客消費額」も3年連続B評価で目標達成されていない。また、業績評価指標「相模原市観光協会ホームページアクセス数」も3年連続で目標達成されず、最新年度はC評価に落ち、しかも達成率は低下傾向にある。これらは、「環境経済局」が自ら目標値・指標を設定し、市民とその達成を約束したものであり、施策の成果について市民に対してきちんとした説明責任を果たすためにも目標達成されたい。</p> <p>総合評価の自己評価はB評価となっている。だが、前述の成果目標、業績目標の達成状況から判断するとC評価が妥当であり、担当セクションの奮起を期待したい。</p>

No.	項 目	内 容
1	建議書における総合計画審議会からの意見	<p>個人旅行中心の時代で、体験型観光の増加や経験価値の重視など、観光ニーズは多様化している。外国人も含めて、魅力的な「シナリオ」を用意する必要がある。一方で、特定時期に特定イベントに観光客が集中すると、交通渋滞などにより十分に集客できないという課題もあるため、需要の平準化も重要であることに留意されたい。</p> <p>取組の方向「都市の魅力と豊かな自然資源を生かした観光振興」に、「自然や歴史、文化を生かした体験・交流型のプログラムの提供」とあるが、このような観光の質(魅力向上)に関する目標の設定を検討されたい。</p> <p>観光振興をどのように展開していくかという施策構造が明確になっていない。どのような効果を見込んでどのような取組を進めるのかという点を明らかにした上で、エコツーリズムやアグリツーリズムなど、観光振興に関する主体的な観光政策の立案により体系的な魅力づくり方策を検討されたい。また、観光振興では、“観光客の増加”は手段であり、“地域が潤うこと”が目的である点に留意されたい。様々な産業や施設、市民を含む担い手が一体となって観光振興に関わっていく事業展開を検討されたい。</p> <p>観光施策には、魅力的な景観の形成など、都市計画施策との関連性が強く、横断的な取組を具体化されたい。</p> <p>民間活力の活用について、より積極的な企業との連携によるプロモーション等を検討されたい。</p>
2	課題の分析 記載欄内の番号は「1」の番号と一致している	<p>人材育成事業に係る成果をどのように捉えるか、なにをもって測るのが難しい面がある。</p> <p>イベントや四季折々の自然等、観光交流に繋がる魅力を発信する力が弱いと感じており、情報発信力の強化が必要であるとともに、受入環境の整備が必要と考えている。</p> <p>本市には5つの湖(ダム湖)が存在し、豊かな自然を有しているが訴求力は乏しく、今までの計画に新たな視点を加えて、施策を検討する必要があると考えている。</p> <p>イベントについては、長い歴史をもつものも多く、その開催時期をずらして平準化を図ることは難しい面がある。イベント以外にも年間をとおして楽しめる観光プログラムの開発等が必要である。</p> <p>観光の質というのは、観光客の満足度であると考えますが、それらを図るためには、アンケート調査が適していると思うが、実施方法について検討が必要である。</p> <p>本市が観光振興に取り組む目的を明確にする必要があるとともに、観光振興に関する推進体制の構築を図る必要がある。</p> <p>検討部会のような、意見交換等を行える、庁内横断的な連携体制の維持。</p> <p>企業の協力を得るためにも、企業にもメリットのある連携を検討する必要がある。</p>
3	対応方針(改善内容) 記載欄内の番号は「1」の番号と一致している	<p>業績評価指標「観光人材育成研修の参加者」は、成果指標「入込観光客数」に対応するものとして、施策体系を明確化するよう表記を改める。</p> <p>2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、外国人観光客を主ターゲットに近隣都市と進めている広域連携事業や、市民協働提案事業を活用した高尾山登山客の誘客を促す環境整備事業等を進めており、今後も目標達成に向け引き続き取り組んでいく。</p> <p>なお、観光行事における天候等の影響などによる年ごとの増減があることから、中長期的な視点から成果を検証すべきものとする。</p> <p>今後、少子高齢化が進行する中、地域の再生や活性化の有</p>

No.	項 目	内 容												
3	対応方針（改善内容） 記載欄内の番号は「1」の番号と一致している	<p>力な手段として、観光に対する期待がますます高まり、訪日外国人観光客の増加などを背景として、国内外の観光客の獲得に向けた都市間の競争が激しくなることから、観光を産業の柱の一つと見据え、本市の個性を際立たせるような、新たな視点による観光施策を推進する。</p> <p>年間を通じて一定の観光客と観光消費を受け入れて需要を平準化させることは、観光客にとっては、ゆとりある快適な旅の実現のほか、受け入れ側としては、安定した収入の確保に繋がる等メリットがあることから、需要の平準化にも留意しつつ施策を推進していく。</p> <p>観光の質に関する目標の設定として、体験・交流型のプログラムの参加者に対するアンケート等の実施による満足度調査について検討する。</p> <p>現在、令和2年度を計画開始年度とする「第3次相模原市観光振興計画（案）」の策定を進めている。</p> <p>その中で、目指すべき将来像の一つとして、「国内外からの交流人口の増加に伴う、既存産業の発展や新たなビジネスチャンスの創出によって、地域経済の活性化が促進されている」ことを掲げているほか、目指すべき将来像の実現に向けた基本方針として、「地域主導型の推進体制づくり」、「多様な産業との連携による観光交流の創出」を定めており、これらの方針に基づき、多様な担い手と一体となって施策を推進することで、観光による交流人口を増加させ、地域経済の活性化を促進させていく。</p> <p>豊かな自然と調和し、点在する歴史的・文化的資源を生かした景観形成など、庁内横断的な取組を進めていく。</p> <p>民間企業も会員として多く在籍する市観光協会の協力を得ながら、企業との連携によるプロモーション等を検討する。</p>												
4	改善によって見込まれる効果 【対応方針の目的・意図】 記載欄内の番号は「1」の番号と一致している	<p>観光施策の効果を市民に分かりやすく伝えることができる。</p> <p>近隣市との連携による相乗効果により情報発信力を強化することができる。</p> <p>本市の個性を際立たせるような新たな視点による観光施策を推進することで誘客を促すことができる。</p> <p>年間を通じた需要の平準化により観光資源の多面的な活用に繋げることができる。</p> <p>満足度を調査することで、観光プログラム等の改善を図ることができ、更なる誘客に繋げることができる。</p> <p>新たな観光振興計画の着実な推進により、交流人口の増加による、地域経済の活性化が促進される。</p> <p>観光に資する魅力的な景観形成により本市への誘客が促される。</p> <p>企業等の協力を得ながら情報発信力の強化が図られる。</p>												
5	令和2年度当初予算へ反映した内容	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="646 1653 798 1713">広域連携事業の継続</td> <td data-bbox="798 1653 1037 1713">1,701千円（R1）</td> <td data-bbox="1037 1653 1197 1713">1,701千円（R2）</td> <td data-bbox="1197 1653 1410 1713"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="646 1713 798 1769">市民協働事業の継続</td> <td data-bbox="798 1713 1037 1769">3,227千円（R1）</td> <td data-bbox="1037 1713 1197 1769">3,227千円（R2）</td> <td data-bbox="1197 1713 1410 1769"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="646 1769 798 1865">令和元年度当初予算</td> <td data-bbox="798 1769 1037 1865">4,928千円</td> <td data-bbox="1037 1769 1197 1865">令和2年度当初予算</td> <td data-bbox="1197 1769 1410 1865">4,928千円</td> </tr> </table>	広域連携事業の継続	1,701千円（R1）	1,701千円（R2）		市民協働事業の継続	3,227千円（R1）	3,227千円（R2）		令和元年度当初予算	4,928千円	令和2年度当初予算	4,928千円
広域連携事業の継続	1,701千円（R1）	1,701千円（R2）												
市民協働事業の継続	3,227千円（R1）	3,227千円（R2）												
令和元年度当初予算	4,928千円	令和2年度当初予算	4,928千円											

改善工程表

No.	項 目	内 容			
		第1四半期 [R2.1月~3月]	第2四半期 [R2.4月~6月]	第3四半期 [R2.7月~9月]	第4四半期 [R2.10月~12月]
1	スケジュール(工程) 記載欄内の番号は「対応方針1」の番号と一致している	人材育成事業の見直し	見直し後の内容による人材育成事業の実施	同左	同左
		広域連携事業や市民協働事業の継続	同左	同左	同左
		新相模原市観光振興計画の推進	第3次相模原市観光振興計画の推進	同左	同左
		平準化に向けた考察・検討	同左	同左	同左
		観光プログラムの体験者アンケートの検討	アンケート実施	同左	同左
		第3次観光振興計画の策定	第3次相模原市観光振興計画の推進	同左	同左
		景観検討部会への参画	同左	同左	同左
		市観光協会等との協力による観光プロモーション	同左	同左	同左
2	対応方針及び改善工程スケジュールの評価 記載欄内の番号は「対応方針1」の番号と一致している	取組結果に対する分析・評価(第2四半期までの取組状況)			
		取組結果により得られた具体的な成果及び第4四半期終了時点で見込まれる効果			
3	(2に対する)総合計画審議会のモニタリング評価				
4	3(総合計画審議会からの評価)を受けての改善策				

基本目標 活力にあふれ多様な交流が生まれる広域交流拠点都市

施策名	No. 40	新たな産業拠点の形成と地域の拠点の活性化	所管局	都市建設局	局長名	田雑 隆昌
-----	--------	----------------------	-----	-------	-----	-------

平成30年度実績データ

指標 No.	指標名	目標値 (a)	実績値 (b)	達成率(%) (b/a 又は a/b)	評価
成果指標 1	インターチェンジ周辺の企業立地件数	16	14	87.5%	B
業績評価指標 1	土地区画整理事業等における使用収益開始面積	22.50	17.10	76.0%	C
1次評価 (所管局による内部評価)		C		2次評価 (総合計画審議会による外部評価)	
				C	

対応方針

No.	項目	内容
1	建議書における総合計画審議会からの意見	<p>成果指標「インターチェンジ周辺の企業立地件数」が3年連続B評価で推移している。これは、施策の最終的な成果として達成を市民と約束したものであり、目標達成を図りたい。</p> <p>業績評価指標「土地区画整理事業における使用収益開始面積」が目標未達成であり、しかもC評価である。目標達成を図りたい。</p>
2	課題の分析 記載欄内の番号は「1」の番号と一致している	<p>麻溝台・新磯野第一整備地区については、産業系共同売却街区（43街区）の立地事業候補者を平成30年4月に決定したが、平成30年度の地中障害物の調査において、想定外の量の地中障害物が発出し、工事に遅れが生じ、同街区の引き渡しの見通しが立っていない。</p> <p>麻溝台・新磯野第一整備地区については、平成30年度の地中障害物の調査において、想定外の量の地中障害物が発出し、工事に遅れが生じており、企業立地が可能となる土地の使用収益の開始はなかった。</p>
3	対応方針（改善内容） 記載欄内の番号は「1」の番号と一致している	<p>麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業については、大量の地中障害物の発出に伴い処理方法や費用負担等について現在の取扱方針では対応できない事例が生じたこと等から令和元年6月に一時立ち止まり、検証組織による検証を進めている。11月の検証経過の報告では、再開にあたっては事業計画の変更を検討したうえで慎重な判断が必要との方向性が示されており、事業計画の変更等に向け必要な課題の整理及び課題の解決に向けた取組を進める。</p> <p>また、相模原インターチェンジ周辺新拠点まちづくり事業については、地元検討組織とともに引き続き事業実施に向けた検討を進める。</p> <p>麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業については、大量の地中障害物の発出に伴い処理方法や費用負担等について現在の取扱方針では対応できない事例が生じたこと</p>

No.	項目	内容		
		等から令和元年6月に一時立ち止まり、検証組織による検証を進めている。11月の検証経過の報告では、再開に当たっては事業計画の変更を検討したうえで慎重な判断が必要との方向性が示されており、事業計画の変更等に向け必要な課題の整理及び課題の解決に向けた取組を進める。		
4	改善によって見込まれる効果 【対応方針の目的・意図】 記載欄内の番号は「1」の番号と一致している	企業立地件数の増が見込まれる。 使用収益開始面積の増が見込まれる。		
5	令和2年度当初予算へ反映した内容	当麻地区整備促進事業：換地処分に伴うシステム改修経費 麻溝台・新磯野地区整備推進事業：検証期間中も必要な経費 相模原インターチェンジ周辺新拠点まちづくり事業：予算なし		
		<table border="1"> <tr> <td>令和元年度 当初予算</td> <td>3,002,728 千円</td> <td>令和2年度 当初予算</td> <td>596,488 千円</td> </tr> </table>	令和元年度 当初予算	3,002,728 千円
令和元年度 当初予算	3,002,728 千円	令和2年度 当初予算	596,488 千円	

改善工程表

No.	項目	内容			
		第1四半期 [R2.1月~3月]	第2四半期 [R2.4月~6月]	第3四半期 [R2.7月~9月]	第4四半期 [R2.10月~12月]
1	スケジュール(工程) 記載欄内の番号は「対応方針1」の番号と一致している	検証結果の報告 課題の整理	課題の整理・検討	課題の整理・検討	課題の整理・検討
		検証結果の報告 課題の整理	課題の整理・検討	課題の整理・検討	課題の整理・検討
2	対応方針及び改善工程スケジュールの評価 記載欄内の番号は「対応方針1」の番号と一致している	取組結果に対する分析・評価(第2四半期までの取組状況)			
		取組結果により得られた具体的な成果及び第4四半期終了時点で見込まれる効果			
3	(2に対する)総合計画審議会のモニタリング評価				
4	3(総合計画審議会からの評価)を受けての改善策				

施策名	No. 45	安全で快適な住環境の形成	所管局	都市建設局	局長名	田雑 隆昌
-----	--------	--------------	-----	-------	-----	-------

平成30年度実績データ

指標 No.	指標名	目標値 (a)	実績値 (b)	達成率(%) (b/a 又は a/b)	評価	
成果指標 1	住環境のルールを定めている地区の数	60	60	100%	A	
成果指標 2	住宅の耐震化率	93.0	91.2	98.1%	B	
業績評価指標 1	戸建て住宅の耐震診断補助申請件数	50	32	64.0%	C	
業績評価指標 2	マンション管理セミナー参加者数	50	58	116.0%	A	
1次評価 (所管局による内部評価)		B		2次評価 (総合計画審議会による外部評価)		B

対応方針

No.	項目	内容
1	建議書における総合計画審議会からの意見	<p>業績評価指標「マンション管理セミナー参加者数」に対応する成果指標が設定されていない。どのような成果を達成するために業績評価指標が設定されているのかが市民に分かるように体系の明確化を図られたい。</p> <p>成果指標「住宅の耐震化率」が、3年連続B評価で目標未達成であり、市民と約束したとおり目標達成を図られたい。また、毎年成果を公表して市民に説明責任を果たさねばならず、評価時期に合わせて数値が得られるような成果指標を検討されたい。「住宅の耐震化率」は参考指標として調査年度ごとの公表が求められる。</p> <p>市営住宅の供給に力を入れるということであるが、今日、住宅総数が世帯総数を上回り空き家が増え、国も空き家を準公共住宅として活用するという方向を示している。今後、人口減少・高齢化で空き家、空き室の急増が予想される。空き家等の活用で建設コストを抑えたり、団地の空き室を介護支援施設、認知症支援施設等に切り替えたり、既存施設を活用するリノベーションの時代にあり、従来型の住宅政策の発想を切り替える必要がある。</p> <p>地区計画や建築協定は、良好な住環境の保護という面では大きな効果を持つが、一方で、住宅以外の用途を認めない住宅地形成となりがちである。今後、人口減少・高齢化が進行する社会においては、生活者のライフスタイルの変化に応じて必要となる福祉施設や店舗等の設置を阻み、柔軟な都市空間の形成の阻害要因となる可能性があるため、生活者のニ-</p>

No.	項 目	内 容
1	<p>建議書における総合計画審議会からの意見</p>	<p>ズに柔軟に対応できる地区計画制度の運用を図られたい。</p> <p>マンション管理について相談やアドバイザー派遣を中心に取り組まれているようであるが、今後はマンションの建替え問題が増加してくると予想される。住民の合意形成や資金負担などの難しい課題はあるが、成功例などを研究しつつ、今後は、他の大都市でみられるように老朽化するマンションの適正管理を促す条例を制定し、管理組合に管理費や修繕積立金の報告を義務付ける予防策の実施が求められる。</p> <p>住民主体の住環境のルールを定めることは重要であるが、それ自体を目的化するのではなく、行政と市民の連携による街の環境の質の担保など、実質的な協働の目標を設定することが重要である。行政だけでは対応が難しい地域課題に対して、何を実現していくのかという目的を明確にし、どのような住環境が形成・維持されているかという質的な成果を把握した上で、取組を推進されたい。</p> <p>地震の頻発が予想される昨今、住宅の耐震化は、住んでいる人だけでなく、地域全体に影響がある重要な課題であるので、市民への普及啓発を継続しつつ、効果的な住宅耐震化制度の導入も検討されたい。</p> <p>住まいのエコ・バリアフリー化への改修費補助申請が低下しているため、改善策を検討されたい。</p>
2	<p>課題の分析</p> <p>記載欄内の番号は「1」の番号と一致している</p>	<p>マンション管理セミナーは、マンション居住者等の自主的な維持管理に対する取り組みへの支援として実施し、セミナーを通じてマンション管理・運営意識の醸成を図ることを目的としているため、セミナー参加者数を業績評価指標として設定している。</p> <p>耐震化率は増加傾向にあるが、耐震診断の申請件数は、平成28年度の熊本地震の影響により一時的に急増したものの、年々減少している。旧耐震基準の住宅に住む補助対象者の高齢化が進み、耐震改修の費用負担が課題となっている。また、耐震化率の算定については、税務部門との基礎数値の抽出時期の調整を検討する必要がある。</p> <p>人口減少が見込まれる中で、公的賃貸住宅の大幅な増加を見込むことが困難である一方で、民間賃貸住宅では、空き家・空き室が増加傾向にある。</p> <p>管理戸数の削減に向けて、高齢者向け住宅である借上げ住宅の返還に伴い、現入居者の保護規定が担保されており、他の公営住宅へ住み替えができるように十分に配慮しなければならない。</p> <p>地区計画等の策定時から人口減少や高齢化など取り巻く環境が変化したことによる街づくりのルールとのミスマッチが生じている。</p> <p>マンション管理相談者数は増加傾向にあることから、相談内容の分析やマンション実態調査の結果を踏まえ、本市におけるマンションを取り巻く課題を整理する必要がある。</p> <p>街づくりのルールを定めた成果を検証する視点が欠如している。</p> <p>住宅の耐震化は、居住者の生命及び財産を守るだけでなく、災害時の避難にも寄与するものであることから、避難路沿道の住宅等についても耐震化を推進する必要がある。</p> <p>事業実施から7年が経過し、平成28年度の補助上限額引き下げ以降、申請件数は減少している。少子高齢化や空き家の増加など本市の状況に対応するため、既存住宅を活用した定住促進策など新たな取組が必要である。</p>
		<p>「マンション管理セミナー参加者数」はマンション管理・運営に対する意識の醸成・向上を図る指標として設定したものであるため、セミナー参加者の行動により自己のマンショ</p>

No.	項 目	内 容
3	<p>対応方針（改善内容）</p> <p>記載欄内の番号は「1」の番号と一致している</p>	<p>ンの管理等の改善が図られた事例を成果指標とするなど、成果と評価の設定が明確となるよう検討する。</p> <p>耐震診断等補助制度の広報を通じた市民全体への周知に加え、過去の耐震診断実施者への個別周知の実施とともに、耐震改修費用に負担を感じている補助対象者に対し耐震シェルター等の一部屋耐震に関する補助制度の周知方法を検討する。また、令和2年度の市耐震改修促進計画の改定に合わせ、税務部門と住宅の除却や建て替え時の課税にかかる課題の整理及び耐震化率の算定基礎情報の提供時期を調整し、評価時期に合わせた成果指標を検討する。</p> <p>民間賃貸住宅の空き家・空き室を活用し、低額所得者、高齢者などをはじめとする住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録を促進し、公的賃貸住宅との両輪による重層的な住宅セーフティネットの構築を図り、令和9年度までに500戸の登録を目指すため、年間約60戸の登録を目標とする。</p> <p>人口減少により市営住宅需要が減少すると予想されることから、適正な管理戸数へと削減しながら、今あるストックを総合的に活用し、供給できるよう見直す。</p> <p>令和5年度から15年度までの期間、ストック数削減のため、随時、契約期間満了となる借上げ住宅を返還していく。</p> <p>適正な管理戸数へと削減するため、従来型の住宅政策を切り替える。</p> <p>地区計画や建築協定は目指すべき街の姿に向け、地域住民が主体となって街づくりのルールを検討し、定めるもので、市は街づくり活動推進条例に基づき、それらの取組に対し、街づくりアドバイザーの派遣等の支援を行っている。街づくりアドバイザーからは専門的な見地で人口減少や高齢化への対応も含めた地域の将来を見据えた的確なアドバイスをいただいている。</p> <p>今後も引き続き、街づくり活動推進条例に基づき、地域の将来を見据えた住民主体の街づくりを推進していく。</p> <p>これまでのマンション管理相談における相談内容及び平成30年度の市内マンションへの実態調査の結果等を分析し、本市のマンションの課題を整理する。また、国のマンション施策や他市におけるマンション管理に係る条例等の制定状況を研究し、新たなマンション支援策について検討する。</p> <p>住民主体による街づくり活動の取組は、街づくりのルールを策定した後の運用や、その実効性が重要と考えており、その成果を把握し、共有することは自らの街への愛着につながるなど様々な効果があると捉えている。</p> <p>次期相模原市総合計画基本計画においては、より質的な成果を把握するため住環境に対する満足度等を指標化することとし、取組を進めていく。</p> <p>戸建住宅等の補助対象者への普及啓発活動とともに、避難路沿道の住宅等の所有者へ補助制度の周知及び申請サポートを実施する。</p> <p>中古住宅を購入し、リフォームする若年・子育て世帯に対する支援や高齢期を迎える世帯に対するバリアフリーや断熱改修等への支援等、新たな支援策について、令和3年度からの実施に向けて検討を進めていく。</p>

No.	項目	内容			
4	<p>改善によって見込まれる効果</p> <p>【対応方針の目的・意図】</p> <p>記載欄内の番号は「1」の番号と一致している</p>	<p>マンションセミナーの参加者への事後調査を通じたマンション管理組合等への体系的な支援により、マンションの適正な管理・運営が図られる。</p> <p>過去の耐震診断実施者からの耐震改修工事の申請が見込まれ、また住宅の除却や建て替えにより耐震化率が増加する。</p> <p>民間賃貸住宅の空き家・空き室をセーフティネット住宅として登録することによって、既存住宅の活用が図られる。</p> <p>真に住宅に困窮する世帯の居住を安定確保でき、空き家の余剰の発生を防ぐとともに、借上げ住宅の賃借料等のコスト削減ができる。</p> <p>街づくりのルールが地域の課題にマッチしたものに改善される。</p> <p>マンションの適切な維持管理が促進される。</p> <p>街づくりの成果が定量的に把握できる。</p> <p>避難路沿道の住宅等の耐震化を促進することにより、災害時における市民全体の生命及び地域の安全が図られる。</p> <p>若年・子育て世帯の定住促進や既存住宅ストックの有効活用、高齢期を迎える世帯が住み慣れた地域に健康で快適に住み続けることのできる住環境の創出が図られる。</p>			
5	令和2年度当初予算へ反映した内容	令和元年度 当初予算	181,601 千円	令和2年度 当初予算	467,682 千円

改善工程表

No.	項目	内容			
		第1四半期 [R2.1月~3月]	第2四半期 [R2.4月~6月]	第3四半期 [R2.7月~9月]	第4四半期 [R2.10月~12月]
1	<p>スケジュール(工程)</p> <p>記載欄内の番号は「対応方針1」の番号と一致している</p>	<p>市内対象マンションの抽出・整理</p>	<p>マンション管理セミナーのテーマ及び実施形態等の検討</p>	<p>セミナー周知、実施</p>	<p>参加アンケートの集計、事後調査の検討</p>
		<p>○耐震診断実施者情報の整理・対象者の抽出</p> <p>○税務部門との調整</p>	<p>○耐震診断実施者への制度の再周知</p> <p>○耐震改修促進計画の検討</p>	<p>○耐震改修促進計画の検討</p> <p>○税務部門との調整</p>	<p>○耐震改修促進計画の検討</p> <p>○税務部門との調整</p>
		<p>セーフティネット住宅の登録基準の緩和</p>	<p>○国・県と連携し、不動産関係団体等へセーフティネット住宅の登録を依頼</p> <p>○住替え用に直接建設の高齢者向け住戸の選定</p> <p>○住替え用に</p>	<p>○国・県と連携し、不動産関係団体等へセーフティネット住宅の登録を依頼</p> <p>○住替え用に直接建設の高齢者向け住戸の選定</p> <p>○住替え用に</p>	<p>○国・県と連携し、不動産関係団体等へセーフティネット住宅の登録を依頼</p> <p>○高齢者向け住戸改修の工法確立</p>

No.	項目	内容			
1	スケジュール(工程) 記載欄内の番号は「対応方針1」の番号と一致している		直接建設の一般向け住戸を高年齢向け住戸に改修するための調査・研究	直接建設の一般向け住戸を高年齢向け住戸に改修するための調査・研究	
		街づくりのルールの検討(改善を含む)中の地域(R2.1現在8地区)において、将来を見据えたアドバイス等支援の実施	街づくりのルールの検討(改善を含む)中の地域(R2.1現在8地区)において、将来を見据えたアドバイス等支援の実施	街づくりのルールの検討(改善を含む)中の地域(R2.1現在8地区)において、将来を見据えたアドバイス等支援の実施	街づくりのルールの検討(改善を含む)中の地域(R2.1現在8地区)において、将来を見据えたアドバイス等支援の実施
		マンション相談及びマンション実態調査結果の集計・分析	マンション相談及びマンション実態調査結果の集計・分析	他市条例及びマンション問題への取り組み事例の研究	新たな事業の検討
		街づくり活動等の取組の実施	新・総合計画基本計画における質的な成果を把握するための指標化と、達成に向けた取組の実施	成果指標の把握と、達成に向けた街づくり活動等の取組の実施	成果指標の把握と、達成に向けた街づくり活動等の取組の実施
		避難路沿道の住宅等所有者への補助制度周知及び申請サポート	避難路沿道の住宅等所有者への補助制度周知及び申請サポート	避難路沿道の住宅等所有者への補助制度周知及び申請サポート	避難路沿道の住宅等所有者への補助制度周知及び申請サポート
		既事業の評価・検証、本市の社会情勢に対する効果的な事業の検討	新たな事業の具体的な内容の検討	○新たな事業の具体的な内容の検討 ○関係機関との調整	○新たな事業の具体的な内容の検討 ○関係機関との調整
2	対応方針及び改善工程スケジュールの評価 記載欄内の番号は「対応方針1」の番号と一致している	取組結果に対する分析・評価(第2四半期までの取組状況)			
		取組結果により得られた具体的な成果及び第4四半期終了時点で見込まれる効果			
3	(2に対する)総合計画審議会のモニタリング評価				
4	3(総合計画審議会からの評価)を受けての改善策				

基本目標 市民とともに創る自立分権都市

施策名	No. 49	行政サービス提供体制の充実	所管局	市民局	局長名	樋口 一美
-----	--------	---------------	-----	-----	-----	-------

平成30年度実績データ

指標 No.	指標名	目標値 (a)	実績値 (b)	達成率(%) (b/a 又は a/b)	評価
成果指標1	求めている行政サービスが、必要なときに身近な場所で受けることができていると感じる市民の割合	89.7	84.3	94.0%	B
業績評価指標1	諸証明書交付の全体数に占める自動交付機等、窓口以外での交付件数の割合(諸証明:住民票、印鑑証明)	24.0	22.1	92.1%	B
1次評価 (所管局による内部評価)		B		2次評価 (総合計画審議会による外部評価)	
				B	

対応方針

No.	項目	内容
1	建議書における総合計画審議会からの意見	<p>「『施策』、『成果指標』、『事務事業』及び『総合戦略の位置づけ』の体系」において“道路情報管理システム再構築事業”、“公共建築物の長寿化計画の策定”の達成すべき成果、業績がなく、どのような成果、業績を達成するためにこれらの事業が設定されているのかが市民に分かるように体系の明確化を図りたい。</p> <p>成果指標「求めている行政サービスが必要なときに身近な場所で受け取ることができると感じている市民の割合」が8年連続でB評価であり、市民と約束した目標達成を図りたい。また、指標名が長すぎるので簡潔な表現にされたい。正確な指標名は注で処理されたい。</p> <p>業績評価指標「諸証明書交付の全体数に占める自動交付機等、窓口以外での交付件数の割合」も2年連続でB評価であり、これらの指標・目標値は「市民局」が自ら設定したものであり、目標達成を図りたい。また、指標名が長すぎるので簡潔な表現にされたい。</p> <p>窓口サービスの向上について、コンビニ交付もよいが、インターネット(スマホ)の使用だけで手続きが完結できるようなサービスの実現に向けた検討を図りたい。</p> <p>今後も、持続的な行政サービスを提供できる自治体運営を行っていくためには、隣接する地域や同じ課題を持つ地域と連携した対応も図りたい。</p> <p>証明書交付における自動交付機とコンビニ交付について、さがみはらカードとマイナンバーカードの使用区別の周知徹底を引き続き実施されたい。</p> <p>区役所などにおけるサービスの充実について、区役所や出先機関は言うまでもなく、各局が所管する“情報センター”や“支援センター”、“相談センター”などのセンター</p>

No.	項 目	内 容
		<p>機能についても、市民にきめ細かいサービスが提供できるよう改善・強化を目指されたい。</p> <p>城山総合事務所周辺の公共施設再編の推進について、全市的な「モデル事業」として重視し、公民の別なく、多様な市民や企業と連携し、協力し合って、地区の新たな拠点づくりを進めていくことを期待する。</p>
2	<p>課題の分析</p> <p>記載欄内の番号は「1」の番号と一致している</p>	<p><道路情報管理システム再構築事業> 総合計画期間中に成果が得られるものではないため、成果や業績の指標の設定が難しい。</p> <p><公共建築物の長寿命化計画の策定> 令和元年度策定され、計画の実現に向けての具体的な対応方法（財政、施設総量の削減、施設の在り方検討）については、今後全庁的に取組まなければならないものである。</p> <p>コンビニ交付の利用状況が6.3%と低い状況にあり、コンビニ交付を知っていても利用しない市民が多い。</p> <p>令和元年6月末の自動交付機の廃止により、窓口以外での交付件数が減少している。また、コンビニ交付サービスに必要なマイナンバーカードの普及率が18%と低い状況にある。</p> <p>インターネット（スマホ）から行政手続きの申込ができる仕組みはあるが、利用可能な行政手続き数が少ない状況にある。</p> <p>情報共有のために、他自治体との連携を進める必要がある。</p> <p>さがみはらカードが印鑑登録証としての機能があることを知らない市民が多い。</p> <p>市民に身近な場所で行政サービスを提供できることは、市民生活の利便性の向上などにつながるものの、職員配置など、一定のコストも必要となり、市民ニーズ等を十分に分析する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政サービスの窓口及び貸室の場所が分散している。 城山総合事務所と城山保健福祉センターの類似したサービスによって管理・運営が非効率となっている。 城山総合事務所本館が老朽化している。
3	<p>対応方針（改善内容）</p> <p>記載欄内の番号は「1」の番号と一致している</p>	<p><道路情報管理システム再構築事業> 市民サービスの充実を図るために、窓口のみで提供している各種図面をインターネットでも取得できるようにするための事業であるが、システムの更新自体は次期総合計画期間中に行うものであるため、次期総合計画の策定の際は、市民に分かりやすいよう成果や業績の指標の設定を検討する。</p> <p><公共建築物の長寿命化計画の策定> 令和元年度までの新・相模原市総合計画後期実施計画において、公共建築物の長寿命化計画の策定が事業内容となっていた。取組の方向や成果指標が明確になっていない部分があったが、次期総合計画においては、施策46「公共施設マネジメントの取組の推進」に移行し、取組の方向として「2 公共施設の長寿命化による効果的・効率的な保全」に位置付け、成果指標としては、「公共施設の適切な維持・活用に対する満足度」を設定した。</p> <p>証明書の交付については、コンビニ交付サービスを活用するよう、地域情報紙等、様々な媒体を利用し周知を図るとともに、利用に向けた実態を把握分析する。</p> <p>指標名を改め、次期総合計画において、令和9年度には満足度が73.1%になることを目標として、「行政サービスの利便性満足度」として指標を設定する。</p> <p>コンビニ交付サービスの普及の前提となるマイナンバーカードの取得促進として、申請補助説明会の開催回数を増</p>

No.	項 目	内 容
3	<p>対応方針（改善内容）</p> <p>記載欄内の番号は「1」の番号と一致している</p>	<p>やすとともに、各区に臨時交付窓口等を開設して交付時間を拡大する。</p> <p>指標名を改め、次期総合計画において、マイナンバーカードの普及によるコンビニ交付数の増加などを踏まえ、「住民票の写し、印鑑登録証明書を窓口以外で交付した割合」として指標を設定する。</p> <p>市民が市役所の窓口へ出向くことなく、インターネット（スマホ）の使用だけで手続きが完結できるサービス（電子申請等）の導入を推進する。</p> <p>戸籍住民事務運営協議会において、情報・意見交換を行うとともに、県内指定都市や隣接する自治体、同じ課題を持つ地域と必要に応じて情報共有や課題の解決に向けた調整を図る。</p> <p>令和元年6月末で自動交付機は廃止したが、引き続きさがみはらカードが必要となるため、広報やホームページを通じて周知を図るとともに、来所の機会をとらえて窓口での案内も進めていく。</p> <p>市民ニーズや効率的な行政運営など様々な観点から、提供する行政サービスや市民が求める利便性など、各局が所管するセンター機能なども踏まえて、区域における行政サービスのあり方について検討を進める。</p> <p>市公共施設マネジメント推進プラン及び「城山総合事務所周辺公共施設再編方針」に基づき、市民の利便性向上、公共施設の有効活用及び管理・運営の効率化を図るための拠点づくり（機能再編）とともに、城山総合事務所本館の解体に向け、地域や民間と連携し、持続可能な公共サービスを推進する。</p>
4	<p>改善によって見込まれる効果</p> <p>【対応方針の目的・意図】</p> <p>記載欄内の番号は「1」の番号と一致している</p>	<p><道路情報管理システム再構築事業> 事業の目的や効果が判りやすくなる。</p> <p><公共建築物の長寿命化計画の策定> 公共建築物の長寿命化を図り、計画的な維持・保全を行うことにより、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 財政の負担の軽減と平準化を図ることが可能となる。 2. 安全で快適な公共建築物の供用が図ることが可能となる。 <p>市民の求めているサービスについて、高い満足度が得られる。</p> <p>諸証明書の取得について、身近なコンビニ交付を利用することで、窓口の混雑解消にもつながり市民の利便性が向上する。</p> <p>市民等が行政手続等にかかる時間を、令和2年度から5年度までの4年間で1,000時間以上削減する。</p> <p>他自治体の状況を把握することで、より効率的・効果的なサービスを提供できるとともに、共通する課題については、国等への要望につなげることができる。</p> <p>さがみはらカードとマイナンバーカードの理解や適切な利用が可能となる。</p> <p>本市の実情や市民ニーズに合った区域における行政サービスが提供できるようになり、市民の利便性が向上する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城山保健福祉センターを公民館に用途変更し、市民活動スペース（貸室）の集約化・充実等により、市民活動の拠点性の向上が図られる。 ・窓口・事務室（関連団体含む）を城山総合事務所に集約し、サービスのワンストップ化を図るとともに、既存スペースを活用した行政サービスの充実が図られる。 ・集約化等により未利用となった土地は、市や地域としての有効活用が図られる。

No.	項目	内容			
5	令和2年度当初予算へ反映した内容	インフラ整備(端末設置等)申請補助説明会事務委託費、カード交付窓口非常勤職員賃金等 電子申請システムが、次期システムへ切り替わることに より負担金の見直しが行われる(1,073千円) ・城山総合事務所本館解体工事基礎調査 ・城山総合事務所第1別館空調設備改修工事			
		令和元年度 当初予算	92,380千円 内訳 2,222千円 117千円 4,684千円 85,357千円	令和2年度 当初予算	343,940千円 内訳 258,192千円 3,611千円 82,137千円

改善工程表

No.	項目	内容			
		第1四半期 [R2.1月~3月]	第2四半期 [R2.4月~6月]	第3四半期 [R2.7月~9月]	第4四半期 [R2.10月~12月]
1	スケジュール(工程) 記載欄内の番号は「対応方針1」の番号と一致している	<道路情報管理システム再構築事業> 成果や業績の指標の設定を検討 <公共建築物の長寿命化計画の策定> 計画の策定	成果や業績の指標の設定を検討 次期総合計画施策4.6により事業実施	次期総合計画施策4.6により事業実施	次期総合計画施策4.6により事業実施
		コンビニ交付サービスの更なる周知に向けた検討	コンビニ交付サービスの更なる周知	アンケートによる調査	結果分析・対応策の検討
		マイナンバーカード申請補助説明会の拡大に向けた検討 マイナンバーカード交付窓口拡大に向けた検討	マイナンバーカード申請補助説明会の実施	マイナンバーカード交付窓口の拡大	
		・電子申請システム次期システム稼働準備 ・手続き電子化に伴う関係課調整	・次期システムサービス開始 ・手続き電子化に伴う関係課調整	・手続き電子化に伴う関係課調整	・手続き電子化に伴う関係課調整

No.	項目	内容			
1	スケジュール(工程) 記載欄内の番号は「対応方針1」の番号と一致している	県内政令市との意見交換			
		さがみはらカードとマイナンバーカードの使用区別について周知の検討	広報・ホームページ等での周知 チラシの配架		
		区役所機能強化に向けた検討及び区域における行政サービスのあり方について検討			
		機能再編 ・窓口の集約 ・市民活動スペースの充実	・本館解体工事 基礎調査 ・第1別館空調 設備改修	・本館解体工事 基礎調査	・次年度実施事業内容の確認
2	対応方針及び改善工程 スケジュールの評価 記載欄内の番号は「対応方針1」 の番号と一致している	取組結果に対する分析・評価(第2四半期までの取組状況)			
		取組結果により得られた具体的な成果及び第4四半期終了時点で見込まれる効果			
3	(2に対する)総合計画 審議会のモニタリング評価				
4	3(総合計画審議会からの 評価)を受けての改善策				

(3) 平成30年度「改善工程表モニタリング」結果について(施策別各論)

*平成29年度実績に基づく平成30年度2次評価において、B評価の施策

基本目標 誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市

施策名	No. 1	地域福祉の推進	所管局	健康福祉局	局長名	熊坂 誠
-----	-------	---------	-----	-------	-----	------

平成29年度実績データ

指標 No.	指標名	目標値 (a)	実績値 (b)	達成率(%) (b/a 又は a/b)	評価
成果指標 1	地域で、住民が互いに支えあっていると感じる市民の割合	42.8	40.3	94.2%	B
業績評価指標 1	ボランティア登録制度(いるかバンク)の登録者数	929	745	80.2%	B
業績評価指標 2	ノンステップバスの導入率	35.6	35.1	98.6%	B
1・2次評価 (所管局・企画政策課による内部評価)		B		3次評価 (総合計画審議会による外部評価)	
				B	

対応方針




No.	項目	内容
1	建議書における総合計画審議会からの意見	<p>市民と達成を約束した成果指標「地域で、住民が互いに支えあっていると感じる市民の割合」及び業績評価指標「ボランティア登録制度の登録者数」「ノンステップバスの導入率」はいずれも目標未達成であり、その具体的な達成方策を実施されたい。</p> <p>成果指標「地域で、住民が互いに支えあっていると感じる市民の割合」の目標値の算出方法が市民には分かりにくい。次期総合計画では、アンケート結果とサロン設置数を分け、前者を成果指標、後者を業績評価指標で設定されたい。</p> <p>ノンステップバスの導入率とともに、市民の接する機会の多い道路・公園・駅のバリアフリー化の件数を業績評価指標として設定されたい。</p> <p>コミュニティソーシャルワーカーの活動について市民に分かりやすい業績指標や事業実施のガイドラインを設定し、定期的に評価されたい。</p> <p>サロンの活動実態や参加者数を把握しながら、サロンの地域での自主的な運営を促すように支援されたい。</p> <p>「地域ネットワーク会議」を有効に活用し、障害、高齢、子育て、教育などの庁内横断的な取組を進められたい。</p>

No.	項 目	内 容
2	<p>課題の分析</p> <p>記載欄内の番号は「1」の番号と一致している</p>	<p>「ボランティア登録制度の登録者数」については、平成26年度から平成28年度にかけて、減少若しくは横ばいで推移しており、達成率の上昇は見られたものの、目標値には達していない状況である。新たな担い手の確保が継続した課題となっている。また、ノンステップバスについては、当初の予定台数を導入することが出来たが、以前に導入したノンステップバスの耐用年数が超過したことによる、ノンステップバスからノンステップバスの更新があるなど、導入台数が純増しない要因があることから、目標値に達しない結果となっている。</p> <p>「地域で住民が互いに支えあっていると感じる市民の割合」の値は、地域の支え合い活動による取組であるサロンの数の増加に比例して、増えるものと見込んだが、相関性が低く、施策の達成状況を測る指標として、市民にとってわかりにくい状況にある。</p> <p>バリアフリー化は、対象となる施設や対策内容など多岐にわたるため、適切な評価指標の設定を検討する必要がある。</p> <p>第3期地域福祉計画においては、コミュニティソーシャルワーカーの配置による横断的な支援を重点的な取組として位置づけ、計画期間内に22地区に配置することを目標とした。コミュニティソーシャルワーカーの役割を「個別支援」「地域支援」「仕組みづくり」の3つと定めて、事業を実施しているが、業績指標については設定していない。</p> <p>サロンは、地域住民が自主的に活動しているものであり、サロンの数を強制的に増やすことができない状況である。また、参加者数や開催回数などについては、把握していない状況である。</p> <p>複合化・複雑化した地域の福祉課題の相談に対応し、解決を図るため、福祉をはじめ様々な相談窓口が連携する必要がある。</p>
3	<p>対応方針（改善内容）</p> <p>記載欄内の番号は「1」の番号と一致している</p>	<p>市社会福祉協議会が実施する、ボランティア養成講座や、若い世代へのアプローチを図るためのLINE@（登録いただいた方に一斉に情報を発信できるサービス）による情報提供への支援を行い、担い手の発掘に努める。</p> <p>ノンステップバスの導入については、運行事業者が導入するにあたり、市や国の補助制度も活用している。今後も目標値の達成のため、補助制度を継続し、導入促進に努める。</p> <p>次期総合計画の策定に当たっては、現在の成果指標及び業績評価指標を見直し、市民にとってわかりやすい成果指標となるよう、目標値の算出根拠や算出方法について検討する。</p> <p>市民に接する機会の多い道路・公園・駅等のバリアフリー化に関して事業を整理し、適切な業績評価指標を設定できるよう検討する。</p> <p>コミュニティソーシャルワーカーの配置については、市と市社会福祉協議会で連携して取り組んでいることから、業績指標や事業実施のガイドラインの設定について、今後、調整する。</p> <p>なお、コミュニティソーシャルワーカーの活動状況については、市の附属機関である地域福祉推進協議会に報告し、評価をいただいているところであり、今後も同様に実施する。</p> <p>サロンの自主的な運営には、運営に携わる人材の確保やサロンの活動がさらに活発になる必要があることから、市</p>

No.	項目	内容				
		<p>社会福祉協議会が把握しているサロンの活動内容を踏まえ、同会と連携して市民への周知を図る。</p> <p>「地域福祉ネットワーク会議」は、平成29年度から各区で開催している。障害、高齢、子育てなどの福祉部門の職員のほか、区役所職員やコミュニティソーシャルワーカー等を構成員として、今後とも、複合化・複雑化した地域課題の解決に向け、庁内にとどまらず横断的に取り組む。</p>				
4	<p>改善によって見込まれる効果 【対応方針の目的・意図】</p> <p>記載欄内の番号は「1」の番号と一致している</p>	<p>昨年度、登録者数を増やした取組を継続するとともに、新たなアプローチを加えることで、登録者の増加につながり、地域福祉の担い手の確保が期待できる。ノンステップバスの導入が進むことにより、バリアフリー化の推進等、バスの利便性向上につながる。</p> <p>現在の成果指標等の見直しにより、新たな成果指標を設定することで、市民にとって、地域福祉の推進の取組に関する評価が、よりわかりやすいものとなる。</p> <p>適切な業績評価指標を設定することで、進捗状況の見える化が図られ、更なる推進につながる。</p> <p>事業実施のガイドライン等を市と市社会福祉協議会で協議することで、コミュニティソーシャルワーカーの役割、業務内容の整理を行うことができ、かつ、市民にとって、コミュニティソーシャルワーカーの活動内容がわかりやすくなる。</p> <p>把握しているサロンの活動内容を踏まえた周知を行うことで、サロンの取組を知っていただく機会を増やすことができ、新たなサロンの開催・運営の促進につながる。</p> <p>縦割りによる弊害を減らし、複合化・複雑化した福祉課題の解決に向けた相談窓口の連携を生み出すことができる。</p>				
5	平成31年度当初予算へ反映した内容	<p>・地域福祉活動推進事業（市民福祉の集い開催費、社会福祉功労者、福祉作文等入賞者表彰費、社会福祉協議会活動助成金、福祉コミュニティ形成事業、地域福祉推進経費、地域福祉支援体制推進事業）を計上 ノンステップバスに対する補助金を計上</p> <table border="1"> <tr> <td>平成30年度 当初予算</td> <td>533,905 千円</td> <td>平成31年度 当初予算</td> <td>547,142 千円</td> </tr> </table>	平成30年度 当初予算	533,905 千円	平成31年度 当初予算	547,142 千円
平成30年度 当初予算	533,905 千円	平成31年度 当初予算	547,142 千円			

改善工程表

No.	項目	内容			
		第1四半期 [H31.1月~3月]	第2四半期 [H31.4月~6月]	第3四半期 [H31.7月~9月]	第4四半期 [H31.10月~12月]
1	<p>スケジュール(工程)</p> <p>記載欄内の番号は「対応方針1」の番号と一致している</p>	<p>・ボランティア養成講座の開催 ・LINE@を活用した、ボランティア活動に関する情報提供の実施 ・平成30年度補助金支払い (国・市)</p>		<p>・平成31年度補助金交付申請 (国・市)</p>	<p>継続して実施 ・平成31年度補助金交付決定 (国・市)</p>

No.	項 目	内 容			
1	スケジュール(工程) 記載欄内の番号は「対応方針1」の番号と一致している	・次期総合計画の成果指標及び業績評価指標の検討		・次期総合計画の成果指標及び業績評価指標(案)の決定	・次期総合計画の成果指標及び業績評価指標(案)に関するパブリックコメントの実施
		バリアフリー化を行っている事業の整理			指標設定の検討
		・コミュニティソーシャルワーカーの配置による横断的な支援の実施	・平成30年度の活動の集計、分析	・平成30年度の活動について検証(附属機関である地域福祉推進協議会で実施)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 継続して実施 </div> ・活動分析及び検証結果を踏まえて、コミュニティソーシャルワーカーの役割や業務範囲について、市社会福祉協議会と協議
		・サロンの活動の周知について、市社会福祉協議会と協議		・市及び市社協のホームページ等を活用したサロン活動の周知の実施	・地域福祉計画策定にかかるシンポジウム等の場を活用した周知の実施
		・平成30年度第2回地域福祉ネットワーク会議の開催	・平成30年度の開催結果を踏まえた、会議開催の効果についての検証	・平成31年度第1回地域福祉ネットワーク会議の開催	・平成31年度第2回地域福祉ネットワーク会議の開催準備
2	対応方針及び改善工程スケジュールの評価 記載欄内の番号は「対応方針1」の番号と一致している	取組結果に対する分析・評価(第2四半期までの取組状況)			
		<p>LINE@の活用は多くの方に効率的に情報発信ができる仕組みであり、担い手確保に向けて、新たな取組を開始したことは評価できる。</p> <p>現総合計画の成果指標(目標値)設定の考え方を見直し、次期総合計画の成果指標について検討を行った。</p> <p>現総合計画の成果指標(目標値)設定を見直すため、バリアフリー化を行っている事業を整理し、次期総合計画の成果指標について検討を行った。</p> <p>市社協と連携し、コミュニティソーシャルワーカーを市内22地区に配置し、困り事を抱える391人に対して個別支援を行うことができた。</p> <p>市社協との協議を通じて、サロン活動を広げる際の課題として、活動への理解、周知が必要であることを改めて把握した。</p> <p>平成31年2月に各区で第2回会議を開催し、各福祉相談窓口の連携を図ることができた。</p>			

No.	項 目	内 容
		<p>取組結果により得られた具体的な成果及び第4四半期終了時点で見込まれる効果</p> <p>広報誌、ホームページによる周知、ボランティア講座の開催に加えて、LINE@の開始により、市民がボランティア情報につながる手法が増えた。ボランティア活動を始めるきっかけの多様化により、参加者確保につながると考える。</p> <p>成果指標の設定や目標値の設定について、市民に分かりやすいものとなるよう、検討を行う。</p> <p>成果指標の設定や目標値の設定について、市民に分かりやすいものとなるよう、検討を行う。</p> <p>アウトリーチの手法を用い、福祉サービス等の支援に結びつかなかった方を必要な支援につなぎ合わせることができた。活動結果の分析、課題の抽出を行い、市社協との協議を重ねることで、より効果的な支援を実施することができる。</p> <p>地域福祉計画のシンポジウムや、ホームページを活用し、活動内容を周知することで、新たなサロンの担い手の発掘を図り、自主的な運営の継続につなげることができる。</p> <p>会議の開催により、各相談窓口が把握している課題や解決手法の共有を図ることができた。会議を重ねることで、関係者間の連携をより深めることができる。</p>
3	(2に対する)総合計画 審議会のモニタリング評価	<p>成果指標「地域で住民が支え合っていると感じる市民の割合」及び業績評価指標「ノンステップバスの導入率」がいずれも2年連続B評価で目標未達成であり、業績評価指標「ボランティア登録制度の登録者数」は前年度のB評価からC評価と落ち込み、目標未達成である。全く改善が進んでおらず、改善工程表を抜本的に見直されたい。</p> <p>地域共生社会の実現に向けて、どのような機関がどのような役割を担い、どのように連携していくかというシステムや仕組みのデザインが求められている。昨今の福祉課題では、援助が必要であるにもかかわらず自発的に困りごとを発信できない方に対して、積極的に声をかけ、ニーズを受け止める「アウトリーチ」が必要とされている。コミュニティソーシャルワーカー、民生委員、ひきこもりステーションなどの主体が、それぞれ縦割りに事業を推進するのではなく、総合的な観点から役割分担を整理し、早急に住民や関係者に説明する必要がある。</p> <p>バリアフリー化の達成率は、可能な限りバリアの種類ごとにバリアフリーの度合いを数値化することを検討されたい。</p> <p>サロンについては、設置数のもとより、開催回数も重要である。また、高齢者だけではなく誰でも気軽に足を運べる縦割りではない包括的なサロンも求められるため、こうしたことを評価できる指標の設定を検討されたい。</p> <p>サロンの継続的な運用に向けて、担い手の確保に向けた取組が重要となる。また、場の確保として自治会館の活用も期待されるところであり、促進に向けて担当部局の積極的な関与による組織内連携を図られたい。また、サロンの認知度の向上に向け、自治会回覧板の利用等により地域への周知を図られたい。参加の呼びかけは、地域拠点のスタッフがコミュニティソーシャルワーカーや民生委員等と協力して、地域住民のもとへ出向かれるといったアプローチを期待する。</p> <p>成果指標「いるかバンクの登録者数」について、市民意識の多様化などにより、有償ボランティアや地区ボランティアセンターへ移行する方がいる実態を踏まえると、現在の指標では「ボランティア意識の高まり」を測るのに不十分である。ボランティアの多様化も含めて実態と成果を測れる指標の設定について検討されたい。また、いるかバンクは、今後、福祉分野や関連する様々なボランティアの裾野を広げる意味からも、多分野にわたる全市的なネットワークバンクへと転換することも検討さ</p>

No.	項 目	内 容
3	(2 に対する) 総合計画審議会のモニタリング評価	<p>りたい。PRは市の各センターや窓口でも行うよう啓発・情報提供体制を強化されたい。</p> <p>福祉の窓口として様々な支援センターがあるが、市民にはわかりにくい。簡素化を図りつつ、縦割りの弊害を減らすため、高齢、障がい、児童福祉、所得保障など重層的な課題解決に向け、福祉総合窓口の設置を検討されたい。また、昨今の福祉課題の解決に向けては、申請主義で“窓口で待つ”のではなく、福祉圏域をまちづくり区域の小圏域と設定し、実質的に横断的連携がとれる支援体制の構築を図られたい。</p> <p>ボランティア活動希望者ニーズや支援を必要としている当事者のニーズに合った活動先の開拓やボランティア養成講座の開催を通じた担い手発掘の取組については、公民連携・当事者協働による取組に期待するとともに、ボランティアに関する総合窓口の設置などによるワンストップサービス化を図られたい。</p> <p>福祉コミュニティ形成事業の着実な取組は評価できる。今後、市の明確な方針を示すとともに、補助制度の精査や再検討を進められたい。</p> <p>地域ネットワーク会議は、社会福祉協議会で組織されているが、住民や専門機関が重層的に連携することが地域共生社会の核心である。市の主体的な取組が求められるとともに、より実効性を持たせるため、役割分担や連携方策のシステムや仕組みづくりを小圏域単位で構築するよう早急に整理されたい。また、会議の活性化に向け、障害当事者も参画できる仕組みを検討されたい。</p>
4	3(総合計画審議会からの評価)を受けての改善策	<p>これまでの改善経過等を踏まえ、次期総合計画の策定に当たっては、成果指標を見直し、新たに「地域住民による相談窓口」の機能を持つ地区の数を設けることとした。</p> <p>第4期地域福祉計画においては、重点的な取組として「包括的な支援体制の整備」を位置付け、地域住民の方だけでは解決が困難な複合化・複雑化した課題については、コミュニティソーシャルワーカーが支援につなげる役割を果たし、市は課題を解決に結びつける、より有効な仕組みの構築に取り組む。</p> <p>バリアフリー化は、対象となる施設や対策内容など多岐にわたるため、適切な評価指標の設定を検討した結果、次期総合計画では、「誰もが快適な日常生活を送ることができる福祉のまちづくりに向けた取組が進んでいるかを見る指標」として、「バリアフリー化に満足している市民の割合」を指標とした。</p> <p>サロンは、地域住民にとって身近な場所で、気軽に参加でき、楽しく心豊かに過ごせる場であり、地域住民自らが自主的に運営している貴重な取組である。サロンの設置数が増加することも重要であるが、開催頻度や内容の充実も大切と考える。第4期地域福祉計画にサロンの充実を位置付け、市民や職員への周知や会場確保の支援等、サロンを運営しやすい環境づくりに取り組んでいく。</p> <p>サロンの担い手の確保や活動の場の確保は、地域福祉の取組における課題となっていることは承知している。解決に向けては、地域における認知度を向上させる必要があると考えており、必要としている方に情報が届けることができるよう、市社会福祉協議会等と連携を図りながら、自治会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会を通じて、地域住民への周知を図っていく。</p> <p>ボランティア活動は多岐に渡り、また、地域ごとの活動も増加するなど、多様化が進んでいることなどを踏まえて、次期総合計画の成果指標については見直しを図った。いるかバンクの在り方については、必要に応じて、運営主体である市社会福祉協議会と協議を行っていく。</p> <p>令和2年度から、健康福祉局内の組織改編に伴い、高齢者福祉と障害者福祉の相談窓口を一本化するほか、地域包括支援体</p>

No.	項 目	内 容
4	3 (総合計画審議会からの評価)を受けての改善策	<p>制の充実に取り組むなど、複合化・複雑化した課題への対応を図っていく。</p> <p>ボランティアのニーズの情報共有等、ボランティア活動がしやすい環境の整備に向け、市社会福祉協議会等、ボランティア活動に関わる団体への働きかけを行う。</p> <p>福祉コミュニティ形成事業は、第4期地域福祉計画の重点的な取組として位置付けており、地域の困りごとを地域住民が把握する重要な取組と捉えている。今後の事業の在り方については、市社会福祉協議会及び市地区社会福祉協議会と協議し、より効果的な事業手法について検討を進めていく。</p> <p>地域福祉ネットワーク会議は、地域包括支援センター、障害者相談支援キーステーション、コミュニティソーシャルワーカー、市の各福祉相談窓口職員が参加して、地域の複合化・複雑化した課題の解決に向けて意見交換等を行うために区ごとに設置している。今後については、運営状況を踏まえて会議の活性化に向け取組む。</p>

施策名	No. 9	障害児の支援	所管局	健康福祉局	局長名	熊坂 誠
-----	-------	--------	-----	-------	-----	------

平成29年度実績データ

指標 No.	指標名	目標値 (a)	実績値 (b)	達成率(%) (b/a 又は a/b)	評価
成果指標 1	療育相談やリハビリテーションを行っている障害児の数(利用者数)	5,048	4,022	79.7%	C
業績評価指標 1	障害児通所支援の利用者数	12,296	19,848	161.4%	A
業績評価指標 2	ペアレントトレーニング参加者数	136	61	44.9%	D
1・2次評価 (所管局・企画政策課による内部評価)		B		3次評価 (総合計画審議会による外部評価)	
				B	

対応方針

No.	項目	内容
1	建議書における総合計画審議会からの意見	<p>市民と達成を約束した成果指標「療育相談やリハビリテーションを行っている障害児の数」、業績評価指標「ペアレントトレーニング参加者数」が目標未達成であり、その具体的な達成方策を実施されたい。</p> <p>公共・民間いずれの主体であっても障害児が必要なサービスを得られる体制を整備することが重要であり、公共・民間のサービスに関する共通のガイドラインを作成し、サービスの質の維持・向上に努められたい。</p> <p>民設児童発達支援センターの支援の質の確保に向け、保護者の評価・意向を把握、反映する方策を実施されたい。</p> <p>障害児の成長には家庭、学校、地域の障害への理解が重要であり、ペアレントトレーニングの実施に加えて教育委員会やこども・若者未来局とも連携して取り組まれたい。</p>
2	課題の分析 記載欄内の番号は「1」の番号と一致している	<p>第一陽光園の事業縮小により、民設児童発達支援センターに移行して実施しているリハビリテーション利用やペアレントトレーニングの実績等を集計して実績値に加えていなかった。また、民設児童発達支援センターは開所して間もないため、ペアレントトレーニングを含め保護者支援プログラムの充実が課題となっている。</p> <p>障害児通所支援事業所の数が急増しており、全国的にもサービスの質の確保が課題となっていることから、市内事業者においてもサービスの質の確保を図る必要がある。</p> <p>児童発達支援センターは地域の中核的な療育支援施設と位置づけられており、支援の質の確保を図る必要がある。</p> <p>障害のある児童の状況に応じて学校現場や福祉現場などの関係機関が適切な連携を図るため、相互の制度等を理解する必要がある。</p>

No.	項目	内容								
3	対応方針（改善内容） 記載欄内の番号は「1」の番号と一致している	<p>今後は、民設児童発達支援センターで実施してきたリハビリテーションやペアレントトレーニングを集計し、実績値に加える。</p> <p>また、民設児童発達支援センターへは、国が推奨するペアレントトレーニングに加え、発達障害支援センターで実施している、本市独自の保護者支援プログラムの技術支援を行い、民設児童発達支援センターにおける保護者支援の充実に努める。</p> <p>障害児通所支援事業については、国からサービスの質の確保などを目的とする「児童発達支援ガイドライン」が示されていることから、集団指導などの機会を通じて公共・民間問わず周知徹底を図る。</p> <p>民設児童発達支援センターの支援の質の確保に向けて、国が示している「児童発達支援ガイドライン」に基づき、保護者の意向を把握し、事業所全体としての自己評価を行い、公表する等の適正な運用ができるよう指導に努める。</p> <p>教育や福祉など関係機関が相互に制度を理解し、課題解決に向けた情報共有の場を設けるため、自立支援協議会において学校と福祉の連携に関する研修会を開催するなど、一層の連携を促進する。</p>								
4	改善によって見込まれる効果 【対応方針の目的・意図】 記載欄内の番号は「1」の番号と一致している	<p>民設児童発達支援センターの保護者支援の充実が図られる。</p> <p>障害のある児童の特性に応じた支援が可能となるなど、質の向上が図られる。</p> <p>事業所の自己評価当により支援内容などが可視化されることで、障害児やその家族に対するサービスの質向上が図られる。</p> <p>障害のある児童への切れ目のない支援に向けて、関係機関のより一層の連携が図られる。</p>								
5	平成31年度当初予算へ反映した内容	障害児施設措置・給付費 <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成30年度 当初予算</th> <th>3,167,274 千円</th> <th>平成31年度 当初予算</th> <th>3,226,226 千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	平成30年度 当初予算	3,167,274 千円	平成31年度 当初予算	3,226,226 千円				
平成30年度 当初予算	3,167,274 千円	平成31年度 当初予算	3,226,226 千円							

改善工程表

No.	項目	内容			
		第1四半期 [H31.1月~3月]	第2四半期 [H31.4月~6月]	第3四半期 [H31.7月~9月]	第4四半期 [H31.10月~12月]
1	スケジュール(工程) 記載欄内の番号は「対応方針1」の番号と一致している	民設児童発達支援センターへ、ペアレントトレーニング等プログラムの研修と技術指導	→	民設児童発達支援センターによるプログラムの実施	→
					検証 →
		障害児通所支援事業者への指導・助言	→		→

No.	項 目	内 容								
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="614 241 810 432">児童発達支援センターの適正な運用の指導</td> <td data-bbox="810 241 1013 432"></td> <td data-bbox="1013 241 1216 432"></td> <td data-bbox="1216 241 1414 432">→</td> </tr> <tr> <td data-bbox="614 432 810 613">教育と福祉の連携に関する研修等の企画・検討</td> <td data-bbox="810 432 1013 613">研修・会議の開催</td> <td data-bbox="1013 432 1216 613">→</td> <td data-bbox="1216 432 1414 613">事業の効果分析等</td> </tr> </table>	児童発達支援センターの適正な運用の指導			→	教育と福祉の連携に関する研修等の企画・検討	研修・会議の開催	→	事業の効果分析等
児童発達支援センターの適正な運用の指導			→							
教育と福祉の連携に関する研修等の企画・検討	研修・会議の開催	→	事業の効果分析等							
2	<p>対応方針及び改善工程スケジュールの評価</p> <p>記載欄内の番号は「対応方針1」の番号と一致している</p>	<p>取組結果に対する分析・評価(第2四半期までの取組状況)</p> <p>保護者支援の重要性、技術支援を行うこと、本市独自の保護者支援プログラムについて、民設児童発達支援センターから理解を得られた。</p> <p>H31年2月に事業者に対する集団指導を実施し、運営上の留意事項等に関して、国のガイドライン等を踏まえた助言・指導を行ったことで、適正な事業の実施や支援体制の確保が図られた。</p> <p>ガイドラインに基づき、保護者からの評価とその内容を踏まえた事業者による自己評価や改善の実施、さらにその結果の公表について義務付けたことにより、サービスの質の向上が図られた。</p> <p>平成30年12月に実施した福祉と教育の連携のあり方を考える研修会や、令和元年度から自立支援協議会を多職種が参画する体制に見直したことで、関係機関での相互の制度理解や情報共有の体制を構築した。</p> <p>取組結果により得られた具体的な成果及び第4四半期終了時点で見込まれる効果</p> <p>緑区の民設児童発達支援センターでは、通所児の保護者に対してペアレントトレーニングを実施することができた。また、他の民設児童発達支援センターにおいても、令和元年度にペアレントトレーニングの実施が計画されており、技術支援を行う予定であるとともに、本市独自の保護者支援プログラムについても実施に向けて検討されていることから、保護者支援の充実が図られる。</p> <p>適正な事業所運営が引き続き確保されるとともに、障害児の特性やニーズに応じた支援が提供されるなど、サービスの質の確保・向上が図られる。</p> <p>地域の中核的な機能を担う施設として、支援における透明性の確保や、家族支援等も含めた、より専門的な支援の提供が期待できる。</p> <p>自立支援協議会の体制の見直しにより、多職種の参画が図られたことから、関係機関での相互の制度理解や情報共有をはじめ、障害のある児童への切れ目のない支援に向けて、関係機関のより一層の連携が図られる。</p>								
3	(2に対する)総合計画審議会のモニタリング評価	<p>成果指標「療育相談やリハビリテーションを行っている障害児の数」はC評価からA評価へと大きく改善されており、業績評価指標「障害児通所支援の利用者数」は引き続きA評価であり、業績評価指標「ペアレントトレーニング参加者数」はD評価からB評価へと改善されている。改善工程表による取組が有効であり、今回のモニタリング対象施策で最も改善効果がみられる。</p> <p>障害があっても地域・社会から個々に適切なサポートがあれば、地域で安心して暮らし、様々な活動に参加できるという考</p>								

No.	項 目	内 容
3	(2 に対する) 総合計画審議会のモニタリング評価	<p>え方が重要とされている。そうした人間的な社会生活を大切にすることで、障害児者本人はもちろん保護者支援にもつながっていく支援・サービスの探究を推進されたい。また、こうした考え方に立ち、「遅れのある児」という表現は、「発達面で支援ニーズのある児」などといった、障害児本人・保護者等に寄り添った文言とすることが望ましい。</p> <p>小中学校において、障害を専門に勉強されている先生の数が少ないと感じているので、改善を図られたい。</p> <p>障害を負う側面で見ない視点を、公民双方の間の関係者一人ひとりに養い育んでいくことが大切であり、発達に障害がみられる児が“増加”したという現象面だけにとらわれず、もともと潜在的に暮らしていた人々(児)が“顕在化した”と捉え直すことが重要である。</p> <p>中央区と南区においてもペアレントトレーニングを実施されたい。</p> <p>地域で安心して暮らせる体制づくりに向け、老人医療で展開されている訪問看護、訪問医療を含む在宅医療ネットワークの普及を図られたい。</p> <p>子どもの成長段階に応じて専門性が必要となってくるので、一貫した支援(コーディネート力)ができる人材育成に取り組まれたい。</p>
4	3(総合計画審議会からの評価)を受けての改善策	<p>各区に設置された民設児童発達支援センターに対し、引き続き、本市独自の保護者支援プログラムを通して、保護者支援の重要性の助言や技術支援を行い、保護者支援の充実を図る。</p> <p>障害児通所支援事業者等に対する集団指導や実地指導等を実施し、適正な事業の実施や支援体制の確保を図るとともに、療育センター再整備基本計画に基づき、各区療育窓口の機能強化を進め、障害児本人・保護者等に寄り添った支援を実施する。</p> <p>学校に対して福祉制度・施策の周知を図るなど、「教育」と「福祉」の更なる連携強化への取組のほか、市社会福祉協議会の講座等を活用し、小中学校の教職員への障害等に関する理解の促進を図る。</p> <p>様々な機会を捉え、障害等に関する市民の理解促進を図るとともに、発達障害支援センターにおいて実施している支援者向け研修会や講演会の開催等の充実を図る。</p> <p>令和元年度には、緑区に加え、中央区及び南区の民設児童発達支援センターでもペアレントトレーニングを実施した。</p> <p>重症心身障害児者を対象とする訪問看護ステーションの更なる拡充を図るため、支援に必要な知識や技術の向上を目的とした重症心身障害児者看護研修事業の実施、重症心身障害児者が円滑に在宅療養に移行できるよう、北里大学東病院に設置されている「小児在宅支援センター」への支援等を引き続き行う。</p> <p>障害のある児童のライフステージに応じて、保健、医療、福祉、保育、教育、雇用などの関係機関との連携により、切れ目のない支援の実施に向けた取組を進めるとともに、研修の一層の充実を図り、人材育成に取り組んでいく。</p>

基本目標 学びあい 人と地域をはぐくむ教育・文化都市

施策名	No. 2.2	人権尊重・男女共同参画の推進	所管局	市民局	局長名	齋藤 恵司
-----	---------	----------------	-----	-----	-----	-------

平成29年度実績データ

指標 No.	指標名	目標値 (a)	実績値 (b)	達成率(%) (b/a 又は a/b)	評価
成果指標 1	人権の侵害を受けていると感じている市民の割合	7.2	7.5	96.0%	B
成果指標 2	家庭・地域・学校・職場などで男女平等であると思っている市民の割合	51.7	46.3	89.6%	B
成果指標 3	市審議会等における女性委員割合	37.5	34.1	90.9%	B
業績評価指標 1	人権問題についての関心や理解が深まったと感じた市民の割合	93%以上	90.9	97.7%	B
業績評価指標 2	男女共同参画の推進に関する講座の内容に満足した市民の割合	96%以上	96.9	100.9%	A
1・2次評価 (所管局・企画政策課による内部評価)		B		3次評価 (総合計画審議会による外部評価)	
				B	

対応方針

No.	項目	内容
1	建議書における総合計画審議会からの意見	<p>市民と達成を約束した成果指標「人権の侵害を受けていると感じている市民の割合」、「家庭・地域・学校・職場などで男女平等であると思っている市民の割合」、「市審議会等における女性委員割合」、業績評価指標「人権問題についての関心や理解が深まったと感じた市民の割合」が、いずれも目標未達成であり、具体的な達成方策を実施されたい。</p> <p>「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定数など、指標数を最大5指標以内として次期総合計画で市民に分かりやすい適切な指標を設定されたい。</p> <p>市民の意識啓発にとどまらず、社会教育における歴史や文化の学びを通じて人権意識を醸成するなど、教育部門との連携による取組を実施されたい。</p>
2	課題の分析 記載欄内の番号は「1」の番号と一致している	<p>【成果指標 42、成果指標 43、業績評価指標 22-1】市民の人権や男女共同参画に対する意識の高まりが、人権尊重の理念の深まりや不平等感の解消につながる必要がある。</p> <p>【成果指標 44】市審議会等における女性委員の登用については、推薦母体に女性が少ないことが要因と考えられる。主観的な指標と現状を客観的に把握することが可能な指</p>

No.	項 目	内 容			
		<p>標のバランスを取り、的確かつ分かりやすい指標の設定を検討する必要がある。</p> <p>すべての人の人権が尊重された社会をめざす上で、様々な機会をとらえ、人権尊重思想の普及を進める必要があることから、今まで以上に教育部門と連携し、取組を実施する必要がある。</p>			
3	<p>対応方針（改善内容）</p> <p>記載欄内の番号は「1」の番号と一致している</p>	<p>【成果指標 42、業績評価指標 22-1】社会情勢の変化や人権課題の顕在化に対応するため、今年度、人権施策推進指針の改定を予定しており、今後はこの指針に基づき、市民一人ひとりが人権に関する基本的な知識を深め、様々な人権問題を正しく理解していただけるよう、国や関係機関、民間団体等と連携し、対象者や課題に応じた幅広い啓発活動の推進に取り組む。また、市ホームページを更新し、人権に関する情報をより分かりやすいものとする。</p> <p>【成果指標 43】男女共同参画意識の普及高揚を図るため、男女共同参画推進週間に併せ、広報さがみはら及び市ホームページに男女共同参画推進の特集記事を掲載する。また、公民館活動における社会教育事業に男女共同参画に関する分野の専門家を講師として派遣するなどし、市民の理解を深める取組を進める。</p> <p>【成果指標 44】各審議会等への女性委員の登用が進むよう、所管課に対し改めて事前協議を徹底する。さらにその必要性が委員の推薦母体へ伝わるよう、市の取組について周知資料を作成し、各所管課が推薦母体へ委員選出を依頼する際に併せて周知する取組を進める。</p> <p>次期総合計画と同時期に策定する次期さがみはら男女共同参画プランは、新たに女性活躍推進法に基づく女性活躍推進プランを包含して策定することから、職業生活と家庭生活の両立の状況など、女性活躍に関する指標を含め、次期男女共同参画プラン策定において設定する指標と併せて検討する。</p> <p>公民館活動における社会教育事業に人権に関する分野の専門家を講師として派遣するなど、生涯にわたる人権意識の醸成などに取り組む。</p>			
4	<p>改善によって見込まれる効果</p> <p>【対応方針の目的・意図】</p> <p>記載欄内の番号は「1」の番号と一致している</p>	<p>【成果指標 42、業績評価指標 22-1】市民一人ひとりが人権問題を正しく理解し、豊かな人権感覚を身につけ、日常生活の中で、人権の尊重を当たり前のこととして行動することができ、人権が普遍的な文化として根付く社会が築かれる。</p> <p>【成果指標 43】公民館活動と連携することにより、市民の男女共同参画意識をより高めることが期待できる。</p> <p>【成果指標 44】推薦母体が市審議会等における女性委員の参画の必要性を認識することにより、女性委員の登用につながることを期待できる。</p> <p>現状を的確に把握することが可能な、分かりやすい指標とすることができる。</p> <p>公民館活動と連携することにより、人権に対する市民の意識を高めることが期待できる。</p>			
5	平成31年度当初予算へ反映した内容	平成30年度当初予算	59,183千円	平成31年度当初予算	57,120千円

改善工程表

No.	項 目	内 容			
		第1四半期 [H31.1月~3月]	第2四半期 [H31.4月~6月]	第3四半期 [H31.7月~9月]	第4四半期 [H31.10月~12月]
1	スケジュール(工程) 記載欄内の番号は「対応方針1」の番号と一致している	<ul style="list-style-type: none"> ・国、人権擁護委員と連携した講演会 ・人権施策推進指針の改定周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・国、人権擁護委員と連携した啓発活動 ・市ホームページの更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・国、人権擁護委員、ホームタウンチームと連携した啓発活動 ・人権団体と連携した講演会 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左
		<ul style="list-style-type: none"> ・各公民館への周知、公民館事業計画への反映 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進週間特集記事掲載(広報さがみはら、市ホームページ)及び啓発活動 ・社会教育活動への講師派遣、紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左
		<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等への女性の登用促進に係る事前協議の徹底(上半期改選対象課へ周知) ・取組の周知資料作成配布(上半期改選対象課へ周知) 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左(全庁へ周知) ・同左(全庁へ周知) 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左(下半期改選対象課へ周知) ・同左(下半期改選対象課へ周知) 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左(全庁へ周知) ・同左(全庁へ周知)
		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画プラン策定作業(国、県等の指標の確認) 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左(現在の指標見直し) 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左(次期計画の指標案作成) 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左(次期計画の指標確定)
		<ul style="list-style-type: none"> ・各公民館への周知、公民館事業計画への反映 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育活動への講師派遣、紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左
2	対応方針及び改善工程スケジュールの評価 記載欄内の番号は「対応方針1」の番号と一致している	取組結果に対する分析・評価(第2四半期までの取組状況)			
		<p>国、人権擁護委員と連携した啓発事業を実施し、結果を市ホームページへ掲載した。</p> <p>平成31年1月に人権施策推進指針の改定を行い、報道提供やホームページへの掲載等により広く市民への周知を図った。また、全庁において、指針を踏まえてあらゆる施策に人権尊重の理念を反映させるという基本姿勢の共有を図った。広報さがみはらに男女共同参画推進週間に係る特集記事を掲載し、固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行った。審議会等への女性の登用促進に係る事前協議に際し、市の取組を各関係団体へ周知できるよう資料を作成、配布し、各団</p>			

No.	項 目	内 容
2	<p>対応方針及び改善工程スケジュールの評価</p> <p>記載欄内の番号は「対応方針1」の番号と一致している</p>	<p>体への意識啓発を行った。</p> <p>次期総合計画の策定に併せ、次期さがみはら男女共同参画プラン及び女性活躍推進プランの策定を進めており、策定作業の中で、職業生活と家庭生活の両立の状況や、女性の活躍推進等に関する指標の設定を検討している。</p> <p>公民館職員の連絡会議において、講師の派遣事業の周知を図るとともに、人権について考える講座等の積極的な実施や啓発ビデオ等の教材の活用を呼びかけた。また、小中学校の人権教育担当者会議において、啓発冊子や啓発ビデオ等の情報提供を行うなど、教育委員会と連携を図り、人権意識の醸成につながる取組の拡大を図った。</p> <p>取組結果により得られた具体的な成果及び第4四半期終了時点で見込まれる効果</p> <p>人権施策推進指針の改定により、人権に関する市の基本的な考え方や基本姿勢及び施策の方向等が明確になった。また、男女共同参画推進プランの改定も進んでいる。これらを踏まえた今後の取組によって、さらに人権尊重や男女共同参画に対する市民意識が高まることが見込まれる。</p> <p>現時点では、指標の決定には至っていないが、次期総合計画及び次期さがみはら男女共同参画プラン等の策定時には、市民に分かりやすく適切な指標設定が可能な見込みである。</p> <p>学校、地域において、人権尊重意識がさらに高まることが見込まれる。</p>
3	<p>(2に対する)総合計画審議会のモニタリング評価</p>	<p>成果指標「人権の侵害を受けていると感じている市民の割合」は4年連続B評価、成果指標「家庭・地域・学校・職場などで男女平等であると感じている割合」は6年連続B評価、成果指標「市審議会等における女性委員割合」は9年連続B評価、及び業績評価指標「人権問題についての関心や理解が深まったと感じた市民の割合」は2年連続B評価である。また、業績評価指標「男女共同参画の推進に関する講座の内容に満足した市民の割合」はA評価からB評価に落ちている。改善が進んでおらず、目標達成に向けて改善工程表を見直されたい。</p> <p>学校のみ委ねる人権教育には限界があるため、生涯学習・社会教育を振興し、広く学びの機会の門戸を開く取組を推進されたい。</p> <p>地域共生社会の実現に向けて、障害理解や多文化共生に関する教育活動においては、当事者と協働して授業デザインを行う“当事者協働”の指導への転換を図られたい。</p> <p>「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」や、本市の人権施策推進指針にも提起された「心のバリアフリー」の指導と合わせた取組を図られたい。</p> <p>市審議会等における女性委員割合について、推薦母体に女性委員がないことが問題である。男女共同参画の意義を周知するなどの取組を行っているようだが、成果が達成されるよう改善を図られたい。</p> <p>男女共同参画推進事業について、性的少数者(LGBT等)が違和感なく受け入れられ、多様な性のあり方を認められる社会へと変わっていくことで、一人の人間として個性や能力を発揮し、あらゆる分野に参画できる社会を目指せるよう、男女共同参画推進事業の見直しを図られたい。</p>
4	<p>3(総合計画審議会からの評価)を受けての改善策</p>	<p>市民の人権に対する意識や男女共同参画に対する意識の醸成を図るため、啓発活動や講師の派遣等に取り組んでいるものの、目標を達成できていないことから、改善工程表に掲げる啓発活動や審議会への女性の登用等について、全庁的に取り組むべき項目を加え、関係各課機関等と連携しながら、目標の達成に向け取り組んでいく。</p> <p>市では、人権施策推進指針に基づき、あらゆる施策に人権尊</p>

No.	項 目	内 容
4	3 (総合計画審議会からの評価)を受けての改善策	<p>重の理念を反映させることとしている。人権教育及び人権啓発については、学校だけではなく、地域における生涯学習活動やサークル活動などにおいても実施され、人権に関する意識が育まれており、こうした取組に、より実効性を持たせるため、人権に関する条例を制定することとし、人権教育及び人権啓発をこの条例に位置付け取り組んでいきたいと考えている。</p> <p>障害理解や多文化共生に関する教育活動については、各小・中学校において地域と連携し障害への理解を図る「交流及び共同学習」等及び、外国人留学生等による多文化共生の大切さを学ぶ取組等を実施している。今後も、これらの教育活動を各学校に周知し、学校が地域と連携して実践することにより、児童生徒が多様性を正しく理解し、共に生きる意識をより育て取組を推進していく。</p> <p>学校におけるパラスポーツ交流事業などの「交流及び共同学習」の推進により、共生社会について考えるきっかけづくりを行うなど、今後も児童生徒がコミュニケーションを通じてお互いの理解を深め、相互に支え合う「心のバリアフリー」の推進に向けた教育に取り組んでいく。</p> <p>社会のあらゆる分野に女性が参画できるよう、意識啓発やセミナー等を開催するとともに、審議会委員推薦母体へ女性の参画が図られるよう、庁内各局への周知徹底を図り、関係機関や団体へ様々な機会を捉え働きかけを行う。</p> <p>現在策定中の第3次さがみはら男女共同参画プランに、新たに性的少数者への理解促進と支援に向けた取組を位置づけ、令和2年度には、パートナーシップ宣誓制度を導入し、多様な性のあり方について理解促進を図る。</p>

施策名	No. 23	世界平和の尊重	所管局	総務局	局長名	隠田 展一
-----	--------	---------	-----	-----	-----	-------

平成29年度実績データ

指標 No.	指標名	目標値 (a)	実績値 (b)	達成率(%) (b/a又はa/b)	評価
成果指標1	世界平和の実現に向けた取り組みに参加している市民の割合	31.4	19.8	63.1%	C
業績評価指標1	「市民平和のつどい」における市民の参加者数	2,200	1,452	66.0%	C
1・2次評価 (所管局・企画政策課による内部評価)		B		3次評価 (総合計画審議会による外部評価)	
				B	

対応方針

No.	項目	内容
1	建議書における総合計画審議会からの意見	<p>市民と達成を約束した成果指標「世界平和の実現に向けた取組に参加している市民の割合」、業績評価指標「市民平和のつどいにおける市民の参加者数」が、いずれも目標未達成であり、具体的な達成方策を実施されたい。</p> <p>市民平和のつどいの実施時期や場所の見直しなど改善が図られたことは評価できるが、成果指標、業績評価指標いずれも平成27年度から目標値が達成されていない。これらの指標は当該課の1年間の成績評価を決めるものであり、次期総合計画では成果指標、業績評価指標及びその目標値、成果の測定方法を見直されたい。</p>
2	課題の分析 記載欄内の番号は「1」の番号と一致している	<p>主要事業については、主にその企画内容によって、大きく参加者数が変動する傾向がある。</p> <p>成果指標の実績値を算出するに当たり、「世界平和に関する具体的な活動」について市民アンケート調査を実施しているが、選択項目数が少なく、具体的な活動内容の選択が困難になっていた。業績評価指標については、事業の効果等にかかわらず参加者数を単純に増加させることを目標に掲げており、実態に即した目標設定となっていない。</p>
3	対応方針（改善内容） 記載欄内の番号は「1」の番号と一致している	<p>平和思想普及啓発のため実施している「市民平和のつどい」については、市民団体選出や公募市民の方々に組織した実行委員会により、企画立案を行っているが、市民の関心を集めやすい事業の企画等に取り組む必要がある。</p> <p>また、開催にあたっては、市民が参加しやすい場所、時期について、検討していく。</p> <p>次期総合計画については、現行の総合計画の成果を踏まえつつ、成果指標等について、改めて検討していく。</p>
4	改善によって見込まれる効果 【対応方針の目的・意図】 記載欄内の番号は「1」の番号と一致している	<p>参加者数の増加が図られ、平和思想の普及啓発が推進される。</p> <p>成果指標については、世界平和に向けた市民レベルでの取組の実態が把握できる。業績評価指標については、事業の周知、認識が浸透し、着実に平和思想が市民の間に広がる。</p>

No.	項目	内容			
5	令和元年度当初予算へ反映した内容	市民にとって魅力ある事業を実施し、平和思想普及啓発を推進するため、約80万円増額した。			
		平成30年度 当初予算	2,015千円	令和元年度 当初予算	2,831千円

改善工程表

No.	項目	内容			
1	スケジュール(工程) 記載欄内の番号は「対応方針1」の番号と一致している	第1四半期 [H31.1月~3月]	第2四半期 [H31.4月~R1.6月]	第3四半期 [R1.7月~9月]	第4四半期 [R1.10月~12月]
		31年度事業の検討、講師・会場の確保	事業開催に向けた調整、周知方法の検討	事業の周知・実施	
		次期総合計画の成果指標等の検討			
2	対応方針及び改善工程スケジュールの評価 記載欄内の番号は「対応方針1」の番号と一致している	取組結果に対する分析・評価(第2四半期までの取組状況)			
		「市民平和のつどい」の実施に当たり、集客の見込める夏休みに「映画上映会」として著名作品の上映を企画した。また、講演会については、東京オリンピック・パラリンピックの開催を目前に控え、従前にはない視点で企画することとし、陸上競技スプリント種目の世界大会で日本人として初めてメダルを獲得した為末大氏による講演(同氏の世界での経験を交えつつ、スポーツを通じて平和を考え、また、平和な世界を築いていく「スポーツの力」などについてお話しいただくもの)の実施を予定している。 次期総合計画の取組成果を図ることができるよう、また、事業の周知、認識が浸透し、着実に平和思想が市民の間に広がるように、指標を検討した。			
		取組結果により得られた具体的な成果及び第4四半期終了時点で見込まれる効果			
		新たな視点での事業の実施及び周知により、平和に関する取組を実施する 市民を増やすことができる。 適切な成果指標の設定により、次期総合計画に基づく事業として適切に進行管理を行いながら取り組むことができる。			
3	(2に対する)総合計画審議会のモニタリング評価	<p>成果指標「世界平和の実現に向けた取組に参加している市民の割合」は5年連続C評価であるが、業績評価指標「市民平和のつどい」における市民の参加者数はC評価からB評価へと改善されている。成果指標を中心に改善工程表を見直し、目標達成を図られたい。</p> <p>世界平和意識の啓発活動は今後も継続的に推進されたい。</p> <p>成果指標「世界平和の実現に向けた取組に参加している市民の割合」の増加では、実態を把握しづらい面があるため、「市民平和のつどいの満足度」、「参加した年齢別の人数」など、指標の見直しを検討されたい。</p> <p>民間活力を生かした取組について、相互主体で行う「協働性」を前面に出した表現に改められたい。</p>			

No.	項 目	内 容
4	3 (総合計画審議会からの評価)を受けての改善策	<p>「市民平和のつどい」において実施するアンケートの設問を工夫することにより、具体的にどのような「世界平和の実現に向けた取組」に市民が参加しているのかについて、より正確な実態の把握に努めていく。また、「市民平和のつどい」の内容の更なる充実を図ることにより、参加者数の増加及び満足度の向上、継続して世界平和の実現に向けて市民個人が取り組むという意識の醸成に努めていく。</p> <p>令和元年度は、陸上競技スプリント種目の世界大会で日本人として初めてメダルを獲得した為末大氏による講演(同氏の世界での経験談を交えつつ、平和な世界を築いていく「スポーツの力」などについてお話しいただくもの)を「市民平和のつどい」の事業の1つとして実施し、世界平和意識の啓発を図る取組を行うことができた。今後も世界平和意識の醸成を図る取組を検討し、継続していく。</p> <p>次期総合計画の策定に合わせ、具体的に実態を把握することができるよう、調査方法などの見直しを行い、成果指標を設定した。</p> <p>令和元年度「市民平和のつどい」においては、株式会社イトーヨーカ堂に協力をいただき、市内店舗内に平和ポスターコンテストの受賞作品を展示した。今後においても、市民団体選出や公募市民の方々に組織した市民平和のつどい実行委員会により企画立案を行う体制を継続しつつ、民間活力の導入及び民間との協働で行う事業の検討を重ねていく。</p>

基本目標 やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市

施策名	No. 24	地球温暖化対策の推進	所管局	環境経済局	局長名	岡 正彦
-----	--------	------------	-----	-------	-----	------

平成29年度実績データ

指標 No.	指標名	目標値 (a)	実績値 (b)	達成率(%) (b/a 又は a/b)	評価
成果指標 1	市全体の温室効果ガス総排出量	389	416	93.5%	B
業績評価指標 1	市が独自に取り組む施策によるCO2削減見込量	6.7	5.7	85.1%	B
業績評価指標 2	再生可能エネルギー等によるCO2削減見込量	0.9	1.0	111.1%	A
1・2次評価 (所管局・企画政策課による内部評価)		B		3次評価 (総合計画審議会による外部評価)	
				B	




対応方針

No.	項目	内容
1	建議書における総合計画審議会からの意見	<p>市民と達成を約束した成果指標「市全体の温室効果ガス総排出量」、業績評価指標「市が独自に取り組む施策によるCO2削減見込量」が目標未達成であり、再生エネルギーの普及啓発を図るとともに、具体的な達成方策を実施されたい。</p> <p>燃料電池自動車の普及啓発と併せて水素供給設備整備事業を引き続き推進されたい。</p> <p>相模原市の大きな資源である森林を生かした木質バイオマス発電事業で、市外に流出していた電力使用料を市内に再投資して循環させる地域内経済循環を図る再生エネルギー構想を検討されたい。</p>
2	課題の分析 記載欄内の番号は「1」の番号と一致している	<p>基準年度(平成18年度)と比較して、CO2排出量の増減率が最も高い民生家庭部門の更なる削減に向け、住宅用太陽光発電設備の導入促進や市内全域及び全世代に向けた温暖化対策の普及啓発が必要である。</p> <p>水素供給設備の整備は、通常の高圧ガススタンド建設経費の4倍程度と高額なため、整備費用にかかる支援が課題である。</p> <p>市の自然的特性を活かした効果的な再生可能エネルギーの導入を促進していく必要がある。</p>

No.	項目	内容				
3	対応方針（改善内容） 記載欄内の番号は「1」の番号と一致している	<p>住宅用太陽光発電設備の導入奨励制度を継続するとともに、国・県等と連携しながら、効果的な事業となるよう見直しを行っていく。また、CO2排出削減に向け、市民向けには、国の補助事業を活用した啓発事業を市内各地で実施する。</p> <p>イベント等を通じた燃料電池自動車の見学会の実施や購入補助制度を継続し普及促進を図る。また、水素エネルギー普及促進ビジョンに掲げる定置式水素供給設備の市内設置に向け、平成30年度に創設した補助制度を継続するとともに、九都県市と連携し国の補助制度の継続や水素供給設備設置にかかる規制緩和等について要望活動を行い事業の推進を図る。</p> <p>次期地球温暖化対策計画策定作業の中で、本市の自然的特性を活かした再生可能エネルギーの効果的な利活用や導入手法等を検討していく。</p>				
4	改善によって見込まれる効果 【対応方針の目的・意図】 記載欄内の番号は「1」の番号と一致している	<p>住宅用太陽光発電設備導入奨励制度の普及及びイベント等を通じた市民一人ひとりへの温暖化対策への意識向上を図ることにより、同設備導入の促進や創エネ、省エネ対策など、市民の具体的な行動につながり、家庭部門の更なる削減効果が見込まれる。</p> <p>燃料電池自動車の補助制度をPRすることで、導入促進が図られる。また、水素供給設備の整備については、補助事業のPR及び立地情報の提供等を行うことで、本市への同設備設置促進が図られる。</p> <p>新たな再生可能エネルギーの導入について、次期計画の中に位置付けていくことで、計画的に導入が図られることになる。</p>				
5	平成31年度当初予算へ反映した内容	<p>省エネルギー対策普及促進事業</p> <p>再生可能エネルギー等導入促進事業</p> <p>水素供給設備整備補助事業</p> <p>脱温暖化まちづくり推進事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">平成30年度 当初予算</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">67,482千円</td> <td style="width: 25%;">平成31年度 当初予算</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">61,822千円</td> </tr> </table>	平成30年度 当初予算	67,482千円	平成31年度 当初予算	61,822千円
平成30年度 当初予算	67,482千円	平成31年度 当初予算	61,822千円			

改善工程表

No.	項目	内容			
		第1四半期 [H31.1月~3月]	第2四半期 [H31.4月~6月]	第3四半期 [H31.7月~9月]	第4四半期 [H31.10月~12月]
1	スケジュール(工程) 記載欄内の番号は「対応方針1」の番号と一致している	普及啓発活動の実施 再エネ設備導入補助事業実施 九都県市等、広域連携事業の検討	国補助事業への申請 同設備導入補助事業のPR実施 広域連携事業の実施	同事業を活用した普及啓発実施 	同設備導入補助事業実施

No.	項 目	内 容			
1	スケジュール(工程) 記載欄内の番号は「対応方針1」の番号と一致している	規制緩和等にかかる要望書作成	燃料電池自動車の見学会実施 燃料電池自動車の購入補助事業実施 水素供給設備整備補助事業実施 国への要望活動の実施	  次年度における要望内容の検討	要望書(案)の作成
		再生可能エネルギー導入施策(既存施策)の評価・検証	既存施策の課題整理及び新たな施策の検討(庁内検討及び審議会等からの意見聴取)		次期計画案策定
2	対応方針及び改善工程スケジュールの評価 記載欄内の番号は「対応方針1」の番号と一致している	<p>取組結果に対する分析・評価(第2四半期までの取組状況)</p> <p>2月で終了した平成30年度のCOOL CHOICE普及啓発事業では、バスの車内や地域情報番組などでのCM放映や複数の市内イベント等への啓発ブースの出展を行ったほか、さがみはら地球温暖化防止フォーラム等を開催した。その中で、個人・団体等に対して、COOL CHOICEへの賛同を呼びかけ、当初目標の640件に対し、938件の賛同を得ることができた。それらの結果を踏まえ、引き続き地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」の取組の普及啓発を行うにあたり、準備作業として4月にプロポーザル方式により業務委託業者を選定し、普及啓発事業の具体的な検討を行い、国へ補助金を申請した。</p> <p>再エネ設備導入補助事業については、平成31年2月から3月に平成30年度第2期の募集を行い、太陽光発電設備241件、太陽熱利用設備12件に対して奨励金を交付決定した。4月には令和元年10月から始まる第1期の募集に向けて、広報紙やホームページへ今年度の募集内容を掲載するとともに、5月に開催したかんきょうフェアにおいて、奨励金制度のチラシを配布した。再生可能エネルギーの固定価格買取制度における買取価格の低下等により太陽光発電設備の年間導入件数は39件減少したため、再生可能エネルギーの普及に関する普及啓発の取組を充実させるとともに、設備導入に関しては、国・県等と連携しながら、効果的な補助メニューを検討する必要がある。</p> <p>広域連携事業については、九都県市で連携して「エコなライフスタイルの実践・行動」キャンペーンを実施して、市民・事業者に対して省エネ・節電を呼びかけるとともに、市内公共施設や事業者にキャンペーンポスターを送付した。また、町田市と連携してライトダウンイベントを実施した。</p> <p>5月に開催したかんきょうフェアにおいて、公用車として導入している燃料電池自動車を展示し、パネル展示やパンフレットの配布等を通じて、利用段階では二酸化炭素を排出しない水素エネルギーの有用性・安全性に関する理解促進を図った。</p> <p>燃料電池自動車の購入補助事業については、広報紙やホームページへの今年度の募集内容を掲載するとともに、5月に開催</p>			

No.	項 目	内 容
2	<p>対応方針及び改善工程スケジュールの評価</p> <p>記載欄内の番号は「対応方針1」の番号と一致している</p>	<p>したかんきょうフェアにおいて、奨励金制度のチラシを配布した。また、水素供給設備補助事業については、4月に募集を行い、1件に対して補助金の交付決定を行った。</p> <p>国への要望活動については、平27年度から九都県市で実施している。その結果として、水素ステーションの整備に対する国の補助制度の継続や一部の規制緩和につながっていると考えられることから、今年も九都県市で要望内容を検討し、5月22日に九都県市の連名で経済産業省、国土交通省及び環境省に対して水素ステーションの設置・運営に対する財政支援や規制緩和を要望した。今後も、水素社会の実現に向け、国に対して要望活動を行う必要がある。</p> <p>地球温暖化対策実行計画に位置付けた各取組の進捗状況や課題等について、庁内関係各課へ意見照会を行った。また、本市の附属機関である地球温暖化対策推進会議において、既存施策の取組状況や新たな施策について意見聴取を行った。5月14日に庁内関係各課の担当者会議を開催し、次期計画の施策体系や関連計画との整合について検討を進めた。昨年実施した市民・事業者アンケートでは、「設置に必要な経費が高い」が最も多くあげられたことから、効果的な補助メニューを検討する必要がある。</p> <p>取組結果により得られた具体的な成果及び第4四半期終了時点で見込まれる効果</p> <p>省エネ機器の買い換え促進、エコドライブの推進、照明機器の効果的な利用促進、低炭素物流の普及促進など、地球温暖化対策につながる国民運動「COOL CHOICE」の取組の普及啓発、再エネ設備導入補助事業などを通じて、市民一人ひとりの環境配慮行動への意識や認知度が高まる。</p> <p>補助事業の実施により、市内で新たに10台の燃料電池自動車導入されるとともに、定置式水素ステーションが整備されることにより、水素エネルギーの利活用が進む。</p> <p>新たな再生可能エネルギーの導入について、次期計画の中に位置付けていくことにより、計画的に導入が図られる。</p>
3	<p>(2に対する)総合計画審議会のモニタリング評価</p>	<p>施策の最終的な成果を示す成果指標「市全体の温室効果ガス総排出量」はB評価からA評価に移行しており、また業績評価指標「再生可能エネルギー等によるCO2削減見込量」も引き続きA評価であり、改善工程表での取組は有効であった。ただし、業績評価指標「市が独自に取り組む施策によるCO2削減量」では4年連続B評価で目標未達成であり、一層の改善を進められたい。</p> <p>全般に「実施したこと(アウトプット)」に留まる記述が多い。市全体の温室効果ガス排出量のうち、どこからどのような形で排出されているガスの量がどれくらいなのか、定量化されたい。その上で、量の多いところから削減するような、施策の優先順位を明らかにし、具体的な取組を検討されたい。</p> <p>全体的に、「再生可能エネルギー」との記載にとどまる記述が多く、具体的にどのエネルギーを指すのかが明確化されていない。「新たな再生可能エネルギー」については、木質バイオマス資源利用について検討されたい。</p> <p>改善工程表において「新たな再生可能エネルギーの導入について、次期計画の中に位置付けていくことにより、計画的に導入が図られる」とあるが、どのようなエネルギーがどのレベルで導入が図られるのか、見通しが得られておらず、具体性に欠けている。</p> <p>水素供給設備整備補助事業について、水素を日常生活や産業活動で活用する社会の実現に向け、水素技術の社会的意義を更に明確にしていく必要がある。</p> <p>多様な再生エネルギーを活用した電力の地域内循環や、それ</p>

No.	項 目	内 容
		<p>に伴う経済の地域内循環を図りたい。 公共交通の促進と併せて、カーシェアやシェアサイクルの促進も検討されたい。 市民への普及啓発の対応が多いが、企業とも連携し、街区・地区レベルでのエネルギー効率の低減に向けた取組を推進されたい。</p>
4	3(総合計画審議会からの評価)を受けての改善策	<p>温室効果ガスの排出削減は喫緊の課題であることから、次期地球温暖化対策計画に基づき、住宅用太陽光発電設備や次世代クリーンエネルギー自動車の導入促進、中小規模事業者向けの省エネルギー対策、森林の整備等による吸収源対策など市独自の取組をより一層進めていく。</p> <p>総合計画の部門別計画である環境基本計画やそのアクションプランである地球温暖化対策実行計画においては、市全体の温室効果ガス排出量に加えて、部門別排出量についても推計し、その増減要因分析を踏まえて取組を進めている。中でも民生家庭部門と民生業務部門における排出量は基準年度と比べて増加傾向にあることから、引き続き家庭や事業所における設備及び機器並びに建築物の省エネ化などを促進していく。</p> <p>再生可能エネルギーについては、太陽エネルギーの導入促進のほか、自然的特性を活かしたエネルギー資源の利活用策の検討を進めていく。また、木質バイオマス資源利用については、木質バイオマスエネルギーの公共施設への導入等について検討していく。</p> <p>次期地球温暖化対策計画においては、新たな温室効果ガスの削減目標を設定し、引き続き本市における温室効果ガス排出量の推移や削減目標の達成状況を分析するとともに、計画の達成状況については、住宅用太陽光発電設備の導入状況等を新たに進行管理指標として設定し、削減効果の把握・分析を行う。</p> <p>水素は、多種多様なエネルギー源から製造が可能であり、利用段階では二酸化炭素を排出しない「究極のクリーンエネルギー」として幅広い利用が期待されるとともに、災害時の非常用電源としても活用可能な次世代エネルギーである。水素社会の実現を目指し、水素エネルギー普及促進ビジョンに基づき、水素エネルギーの有用性・安全性の理解促進を図り、また、水素エネルギーを身近に感じていただくことを目的としたイベントの開催、水素ステーションの整備促進、燃料電池自動車や家庭用及び業務・産業用燃料電池等の普及促進を図っていく。</p> <p>次期地球温暖化対策計画に基づき、本市の自然的特性を生かしたエネルギー資源の利活用を促進するとともに、自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の普及促進により、エネルギーの地産地消を図っていく。</p> <p>民間事業者との連携によるシェアサイクル導入の検討やカーシェアリングの普及促進等を図ることにより、低炭素型まちづくりの推進を図っていく。</p> <p>将来を見据えた大規模なまちづくりの検討に併せて、企業等と連携しスマートシティ、エネルギーの地産地消など、効率的なエネルギーシステムについて検討する。また、電気自動車を活用した災害連携協定など企業等と連携した取組についても検討する。</p>

施策名	No. 28	水源環境の保全・再生	所管局	環境経済局	局長名	岡 正彦
-----	--------	------------	-----	-------	-----	------

平成29年度実績データ

指標 No.	指標名	目標値 (a)	実績値 (b)	達成率(%) (b/a 又は a/b)	評価
成果指標1	管理された森林面積の割合(水源の森林づくり事業)	75.3	69.0	91.6%	B
成果指標2	市域から津久井湖に流入するチッソ・リンの削減量(チッソ)	233	119	51.1%	D
成果指標3	市域から津久井湖に流入するチッソ・リンの削減量(リン)	29	14.7	50.7%	D
1・2次評価 (所管局・企画政策課による内部評価)		B		3次評価 (総合計画審議会による外部評価)	
				B	

対応方針

No.	項目	内容
1	建議書における総合計画審議会からの意見	<p>市民と達成を約束した成果指標「管理された森林面積の割合」、「市域から津久井湖に流入するチッソ・リンの削減量」が、いずれも目標未達成であり、具体的な達成方策を実施されたい。特に「市域から津久井湖に流入するチッソ・リンの削減量」がD評価であり、その原因分析を行い、具体的方策を実施されたい。</p> <p>チッソ・リンの削減量の目標値の達成のため、浄化槽設置数を業績評価指標として設定するなど、有効な方策を実施されたい。</p> <p>2024年度から市民税に上乗せした森林環境税が徴収されるが、国、県の方針を待つだけでなく、来年度から交付される森林環境譲与税も含めて相模原市としての独自の有効利用方策を十分に検討されたい。</p>
2	課題の分析 記載欄内の番号は「1」の番号と一致している	<p>「管理された森林面積の割合」については、森林整備の必要性などが所有者に十分に普及していないと考えられる。チッソ・リンの削減に有効である公共下水道の整備率が低い。</p> <p>高度処理型浄化槽については、県生活排水処理施設整備構想や市一般廃棄物処理基本計画の改訂に伴う目標値の再設定が必要である。</p> <p>また、法的強制力が無い中での個人宅地内への設置になるため、その費用負担や継続的に支払う使用料金などについて、市民の理解と合意が必要で、計画的な整備が難しい状況である。</p> <p>これまでは、県の水源の森林づくり事業を活用した森林整備に取り組んできたが、従来の方策では整備困難な森林や里山などの小規模な森林の整備、人材育成・担い手の確保などについては、対応ができていない。</p>

No.	項目	内容				
3	対応方針（改善内容） 記載欄内の番号は「1」の番号と一致している	<p>森林整備については、森林組合・林業事業者と連携しながら森林所有者への普及啓発に努め、新規整備箇所の確保を図ってまいります。</p> <p>チツソ・リンの削減に有効である公共下水道については、平成29年度に7件の事業の繰越があったため、評価への反映は行えなかったが、工事自体は、今後計画的に整備することにより、実績値の向上が見込めるため、適切な工事発注に努めます。</p> <p>チツソ・リンの削減に当たっては、市が把握する個人浄化槽管理状況データの中から、定期的維持管理を業者委託している個人を抽出し、登録業者が営業から施工までを行う工事店制度により、高度処理型浄化槽の設置を促すことが有効であることから、年間目標を立てた上で、その設置促進を図っていく。（営業目標年間約80軒該当）</p> <p>森林環境税の趣旨を踏まえ、森林整備や木材利用促進・普及啓発、人材育成・担い手確保について、現在、検討を進めている（仮称）さがみはら森林ビジョン後期実施計画において、適切な取組を位置づけてまいります。</p>				
4	改善によって見込まれる効果 【対応方針の目的・意図】 記載欄内の番号は「1」の番号と一致している	<p>適切な水源環境の保全につながる。</p> <p>高度処理型浄化槽設置基数の増加が見込まれ、チツソ・リン削減量に効果がある。</p> <p>さがみはら森林ビジョンがめざす、森林の保全・再生に向けた多角的な取組が可能となり、その着実な実現を図ることができる。</p>				
5	平成31年度当初予算へ反映した内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道整備 ・高度処理型合併浄化槽整備 ・森林整備(水源の森林づくり事業) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%;">平成30年度 当初予算</td> <td style="width:25%; text-align: center;">2,435,763 千円</td> <td style="width:25%;">平成31年度 当初予算</td> <td style="width:25%; text-align: center;">2,599,405 千円</td> </tr> </table>	平成30年度 当初予算	2,435,763 千円	平成31年度 当初予算	2,599,405 千円
平成30年度 当初予算	2,435,763 千円	平成31年度 当初予算	2,599,405 千円			

改善工程表

No.	項目	内容			
		第1四半期 [H31.1月~3月]	第2四半期 [H31.4月~6月]	第3四半期 [H31.7月~9月]	第4四半期 [H31.10月~12月]
1	スケジュール(工程) 記載欄内の番号は「対応方針1」の番号と一致している		<ul style="list-style-type: none"> ・当年度森林整備計画書を県へ提出(整備区域の確定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度の森林整備規模を取りまとめ県へ提出 	
		通年で森林組合、事業者と新規整備要望確保の調整			
		公共下水道整備 工事設計・積算準備(13件、L=6,145.0m)	全13工事中、 12工事発注予定(工期:H32年3月)	全13工事中、 1工事発注予定(工期:H32年3月)	現場施工管理 次年度施工予定 工事精査

No.	項 目	内 容			
		<p>上水道使用や浄化槽の維持管理状況を勘案し、設置促進の優先度を決定</p>	<p>登録業者と連携し、高度処理型浄化槽の設置について住民へ説明を行う(月間10軒) 【牧野地区】</p>	<p>登録業者と連携し、高度処理型浄化槽の設置について住民へ説明を行う(月間10軒) 【鳥屋地区】</p>	<p>登録業者と連携し、高度処理型浄化槽の設置について住民へ説明を行う(月間10軒) 【青野原地区】</p>
		<p>後期実施計画の検討</p>	<p>後期実施計画の答申受領</p>	<p>後期実施計画(案)の検討</p>	<p>後期実施計画(案)の作成及びパブリックコメントの実施</p>
2	<p>対応方針及び改善工程スケジュールの評価 記載欄内の番号は「対応方針1」の番号と一致している</p>	<p>取組結果に対する分析・評価(第2四半期までの取組状況)</p> <p>公共下水道整備工事については、第2四半期までに10工事の発注を見込んでいる。改善工程より多少の遅れが発生しているが、7月までに全工事の発注を行ない、適切な事業進捗を図る。高度処理型浄化槽の住民説明について、第2四半期の目標を上回る44軒の営業活動を実施している。森林環境譲与税の用途として定められている、森林整備、人材育成・担い手確保、木材利用の促進や普及啓発の取組を後期実施計画へ位置づけることについて、検討を進めることができた。後期実施計画策定に係る審議会からの答申については、7月に受けることとなった。</p> <p>取組結果により得られた具体的な成果及び第4四半期終了時点で見込まれる効果</p> <p>7月までに全13工事の発注が完了する見込みであり、年度内の工事完了が見込まれる。 住民に対する継続的な営業活動を行なうことで、浄化槽設置数の増加が見込まれる。 森林ビジョン審議会及び庁内検討会議等で後期実施計画の策定に向けた検討を行うことで、森林環境譲与税の活用について、共通認識を図ることができた。引き続き、実施計画の策定を進めるなかで、さがみはら森林ビジョンがめざす森林の保全・再生に向け、本市における森林環境譲与税の有効活用について、さらに検討を進めていく。</p>			
3	<p>(2に対する)総合計画審議会のモニタリング評価</p>	<p>成果指標「管理された森林面積の割合」は4年連続B評価、成果指標「市域から津久井湖に流入するチッソの削減量」及び成果指標「市域から津久井湖に流入するリンの削減量」は6年連続D評価であり、いずれも目標未達成であり、改善工程表を抜本的に見直されたい。</p> <p>成果指標「市域から津久井湖に流入するチッソ・リンの削減量」については、工事店制度の創設によっても高度処理型槽設置申請件数が低迷しており、目標達成に至っていない。改善に向けては、住民が高度処理型浄化槽の設置をする気になるか、メーカー側の技術革新により浄化槽の値段が各段に下がるか、市が投資をするか、以外に進展はないと思われる。普及啓発は引き続き、粘り強く実施しつつ、新たな行政的措置を検討するなど、津久井湖の水質改善の受益者が誰であるかという点も考慮しながら、手法を根本から変える必要がある。</p> <p>「水源の森林づくり事業」、「地域水源林保全・再生事業」、「市有林整備事業の推進」については、新規担い手の誘致等も含めた林業事業者の継続的確保に向けた取組の実施状況を把握し、</p>			

No.	項 目	内 容
		<p>進行管理を行うべきである。</p> <p>「水源の森林づくり事業」における協力協約締結について、新規での森林整備要望が少なくなった要因に対する対策が必要である。私有林に関する管理実態、営林可能性の実態把握を行い、具体的に協約対象の特定を実施されたい。</p> <p>森林環境譲与税の活用に関して検討されている木材利用の促進は、再生可能エネルギー関連施策と連携して検討する必要があるため、横断的な取組について検討されたい。</p>
4	3 (総合計画審議会からの評価)を受けての改善策	<p>水源の森林づくり事業については、県との連携により実施している事業であることから、県との協議会等を通じ、支援制度の課題について検討する。</p> <p>総合計画の当初において、平成31年度までに公共下水道と高度処理型浄化槽を整備完了する目標値として設定・評価していただいているが、期間内に完了させることが困難な状況であることから、次期総合計画においては目標値を再設定する予定。今後も高度処理型槽については、営業活動を行うなどして、浄化槽の設置数向上に努めていく。</p> <p>森林環境譲与税を活用した林業の人材育成・担い手の確保事業等の実施による、林業事業者の継続的確保に向けた取組の進行管理について検討する。</p> <p>令和元年度から運用を開始した林地台帳を活用し、森林組合および林業事業者との連携により、森林整備に係る支援制度について周知を図り、事業地の確保に努めていく。</p> <p>森林環境譲与税を活用した取組による「木材の利用促進」を図るため、教育委員会による児童机の天板交換事業の実施や民間事業者が行う公共性の高い建築物の木質化への支援等について検討するとともに、木質バイオマスエネルギーの公共施設への導入等について検討する。</p>

施策名	No. 33	地域経済を支える産業基盤の確立	所管局	環境経済局	局長名	岡 正彦
-----	--------	-----------------	-----	-------	-----	------

平成29年度実績データ

指標 No.	指標名	目標値 (a)	実績値 (b)	達成率(%) (b/a 又は a/b)	評価
成果指標1	製造品出荷額等	1,486,800	-	-	-
業績評価指標1	企業立地に係る事業計画認定数	10	8	80.0%	B
業績評価指標2	中小製造業技術者育成支援事業等により支援した人数	111	107	96.4%	B
1・2次評価 (所管局・企画政策課による内部評価)		B		3次評価 (総合計画審議会による外部評価)	
				B	

対応方針

No.	項目	内容
1	建議書における総合計画審議会からの意見	<p>総合計画の進行管理は毎年度の目標値達成により当該課の成績評価をするものであり、3年に1回の成果指標「製造品出荷額等」は業績評価指標に位置づけ、次期総合計画では毎年度評価できる成果指標を設定されたい。</p> <p>市民と達成を約束した業績評価指標「企業立地に係る事業計画認定数」及び「中小製造業技術者育成支援事業等により支援した人数」が、いずれも目標未達成であり、具体的な達成方策を実施されたい。</p> <p>地域経済の担い手の安定的な確保に向けて小学校でのプログラミング教育の推進など他部局との連携により、若者がものづくりに触れる機会の創出に努められたい。</p> <p>安定した雇用の確保に向けて製造業の立地促進とともに、第3次産業の誘致など多様で厚みのある産業集積を図られたい。</p> <p>地域経済の活力維持に向けて企業誘致とともに、高齢化に伴う中小事業者の廃業を食い止め、持続的経営を可能とする方策を実施されたい。</p> <p>さがみはら産業集積促進方策（STEP50）のフォローアップ調査とともに、その制度見直しを行う際には自然環境も視野に入れた景観形成の取組とも連携して多様な人や企業を引き付ける魅力的な都市形成を実施されたい。</p>
2	課題の分析 記載欄内の番号は「1」の番号と一致している	<p>統計データの公表時期、指標の妥当性等を考慮した成果指標の設定</p> <p>「企業立地に係る事業計画認定数」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場立地に繋がる投資案件の把握 ・工場立地可能な用地情報の収集 <p>「中小製造業技術者育成支援事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周知不足による制度の認知度の低さ

No.	項 目	内 容
		<p>若者がものづくりに触れる機会の充実 多様で厚みのある産業集積を目的とした企業誘致推進戦略のあり方の検討 高年齢経営者の事業承継に関する知識・事前準備不足 地域の景観特性を踏まえた企業誘致推進戦略のあり方の検討</p>
3	<p>対応方針（改善内容） 記載欄内の番号は「1」の番号と一致している</p>	<p>次期総合計画の進行管理において、毎年度の進行管理評価が適切に実施できるよう統計データの公表時期、指標の妥当性等を考慮しつつ、成果指標について検討いたします。 「企業立地に係る事業計画認定数」の目標達成に向け、過去にSTEP50を活用した企業や、平成27年度に実施した企業立地動向調査の対象企業の近況や投資意欲を把握すべく、企業訪問・電話連絡などを行うフォローアップ調査を実施するとともに、神奈川県や日本貿易振興機構、産業支援機関、金融機関等との連携を強化し、本市への工場立地に繋がる投資案件の掘り起こしや工場立地可能な用地情報の収集を積極的に行ってまいります。 「中小製造業技術者育成支援事業」につきましては、目標値には達成しておりませんが、実績値は少しずつ伸びております。周知不足が目標未達成の原因と考えられるため、今後はこれまでの周知手段である相模原商工会議所のホームページやメルマガに加え、企業訪問等での周知を市内産業支援機関と連携しながら、積極的に行ってまいります。 現在、市内小学生を対象としたロボットプログラミング教室を開催しているほか、小学校5、6年生を対象に起業プロセスを疑似体験する「子どもアントレプレナー体験事業」を実施しております。 将来のものづくり産業の担い手や起業家精神あふれる人材の育成・確保に寄与するため、他部局との連携を図りながら、地域の若者がものづくりにふれる機会のさらなる創出を検討してまいります。 少子高齢化の進行、経済のグローバル化など、本市を取り巻く社会経済環境の変化や、広域的な交通ネットワークの充実により首都圏南西部の広域交流拠点都市としての本市のポテンシャルを生かし、多様な産業の集積を図るとともに、人材、企業及び情報の集積・交流・連携によりビジネスチャンスの創出を目指した「新たな相模原の経済成長のための企業誘致推進戦略」を検討してまいります。 高齢化等に伴う事業承継につきましては、公益財団法人相模原市産業振興財団が実施する年間約500件の企業ヒアリングにおいて、事業承継に関する相談を受け、事業引継ぎ支援センターへの御案内を行うなど、持続的経営を可能とするよう支援を行っております。今後も適宜、支援機関との連携を図りながら、円滑に支援を行ってまいります。 STEP50の制度見直しの際には、フォローアップ調査等を実施し、現行のSTEP50の効果検証及びこれからの企業誘致施策に必要な支援内容等について検討を進めるとともに、地域の景観特性と調和した工場建設を誘導するなど、市の景観形成の取組との連携のあり方についても検討いたします。</p>

No.	項目	内容			
4	<p>改善によって見込まれる効果</p> <p>【対応方針の目的・意図】</p> <p>記載欄内の番号は「1」の番号と一致している</p>	<p>次期総合計画における適切な進行管理評価が実施できる。</p> <p>「企業立地に係る事業計画認定数」 投資案件と用地情報の迅速なマッチングによる企業立地に係る事業計画認定数の増加が見込める。</p> <p>「中小製造業技術者育成支援事業」 周知を広く行うことにより制度の認知度が向上し、支援対象者の増加を見込む。</p> <p>若者がものづくりに触れる機会の充実を図ることで、市内ものづくり産業への興味の醸成を行い、地域経済の担い手の安定的な確保につなげる。</p> <p>多様な産業の集積により、本市産業集積基盤の強化につながる。</p> <p>事業承継に関する知識・関心を得ることで、持続的経営を可能とする支援を行うことができる。</p> <p>多様な人や企業を引き付ける魅力的な都市形成に寄与することができる。</p>			
5	平成31年度当初予算へ反映した内容	平成30年度当初予算	<p>企業誘致等推進事業 1,249,677千円</p> <p>中小製造業技術者育成支援事業 1,000千円</p>	平成31年度当初予算	<p>企業誘致等推進事業 957,788千円</p> <p>中小製造業技術者育成支援事業 1,019千円</p>

改善工程表

No.	項目	内容			
		第1四半期 [H31.1月~3月]	第2四半期 [H31.4月~6月]	第3四半期 [H31.7月~9月]	第4四半期 [H31.10月~12月]
1	<p>スケジュール(工程)</p> <p>記載欄内の番号は「対応方針1」の番号と一致している</p>	<p>統計データの公表時期、指標の妥当性等を考慮した成果指標の設定</p>			
		<p>企業立地に係る事業計画認定数</p>			
		<p>フォローアップ調査、他機関との情報交換等</p>			
		<p>中小製造業技術者育成支援事業</p>			
		<p>セミナーの開催、産業支援機関等と連携しながら周知活動実施</p>			

No.	項 目	内 容			
		若者を対象としたものづくり産業への興味醸成に資する取組を検討		若者を対象としたものづくり産業への興味醸成に資する取組を実施	
		教育委員会等と連携しながら既存事業の周知活動を行う。			
		新たな企業誘致戦略の検討			
		現STEP50の効果検証及び次期STEP50の検討	庁内調整	パブリックコメント	議会上程
		産業支援機関等と連携し、企業訪問を通じてヒアリング			
		毎月4回事業承継等に関する相談窓口を設置(商工会議所内)			
		現STEP50の効果検証及び次期STEP50の検討	庁内調整	パブリックコメント	議会上程
2	<p>対応方針及び改善工程スケジュールの評価</p> <p>記載欄内の番号は「対応方針1」の番号と一致している</p>	取組結果に対する分析・評価(第2四半期までの取組状況)			
		<p>毎年度の進行管理評価が適切に実施できるよう統計データの公表時期、指標の妥当性等を考慮しつつ、成果指標について検討を進めている。</p> <p>市外から相模原市に立地した企業を中心に訪問によるフォローアップ調査を実施した。また、神奈川県や日本貿易振興機構、産業支援機関、金融機関とも連携し、現在立地に繋がる案件を複数調整中である。</p> <p>小学生向けに、ドローンの組立やロボットのプログラミングに関する教室、アントレプレナー体験のイベントについて、企画・調整中である。加えて、ロボットの実証実験を一堂に会したイベントを計画している。</p> <p>庁内ワーキングや有識者との意見交換、フォーラムへの参加、先進地視察を実施し、情報収集や内容の整理を進めることができた。</p> <p>企業訪問において17件の事業承継等の相談が寄せられているところ、他の専門機関を案内するなど、当該課題を持つ企業の解決に向けて、ハンズオン支援を行っている。</p> <p>STEP50の見直しについては、フォローアップ調査の結果やこれまでの費用対効果を十分に検証し、昨今の社会情勢に即応した制度設計を行う。</p>			
		取組結果により得られた具体的な成果及び第4四半期終了時点で見込まれる効果			
		<p>指標の妥当性から、現段階では、現行以上に適切な成果指標を見い出せていないため、今後も継続して検討を進めていく。</p> <p>本年度中に認定する立地相談案件を複数調整中。第4四半期終了時点で8件の立地件数を見込んでいる。</p> <p>企画している各種のイベント等は、若者に対して本市ものづくり産業への興味醸成を図っていくものとなっている。これらにより、延べ100人を超える子供達に、ものづくりに触れる機</p>			

No.	項 目	内 容
		<p>会を提供できる。</p> <p>収集した情報を基に「新たな企業誘致戦略」に繋がる、本市が目指す産業のコンセプトの整理が進んだ。今後は、庁内ワーキングや有識者等からの意見聴取などを通して、検討が進んでいくことが見込まれる。</p> <p>事業承継等については、企業の新陳代謝が重要であることから、今後も継続した取組を実施し、これにより経営者の高齢化による事業廃止を食い止めていく。</p> <p>これまでのSTEP50より経費を削減するとともに、企業の立地ニーズに対応し、昨今の経済情勢に即応したより効果の高い戦略的な企業誘致施策を検討中。</p>
3	(2に対する)総合計画審議会のモニタリング評価	<p>業績評価指標「企業立地に係る事業計画認定数」は前年度のB評価からA評価に移行しており、改善効果がみられる。業績評価指標「中小製造業技術者育成支援事業等により支援した人数」は5年連続B評価以下であり、一層の改善が求められる。なお、毎年評価可能な指標の設定が重要であり、成果指標「製造品出荷額等」については参考指標として調査年度に合わせて公表するようにされたい。</p> <p>製造業中心の施策であるが、情報産業やサービス業の振興が必要である。産業振興財団、商工会議所、さがみはら産業創造センターなどとともに、起業促進に力を入れるべきである。また、職住近接の実現によるワークライフバランスの改善に向けて、サテライトオフィス整備やテレワークの促進とともに、市内事業所での雇用増加に一層取り組まれない。</p> <p>企業の立地計画達成率100%を獲得した理由は、問い合わせのワンストップ受け入れ化によるものか、あるいは、他に何らかの要因があるのか、明確に分析されたい。</p> <p>政令指定都市として、自立的な経済運営が求められるという前提に立てば、地域経済としてどのような産業クラスタが存在しているかという点を把握しておく必要がある。正確な統計数値や経済推計を行う必要はないが、手法の工夫により簡易的に市内GDPの傾向を把握するよう取り組まれない。</p>
4	3(総合計画審議会からの評価)を受けての改善策	<p>「中小製造業技術者育成支援事業等により支援した人数」については、制度の認知度向上による支援対象者の増加を見込み、今後も市内産業支援機関と連携しながら、相模原商工会議所のホームページやメルマガに加え、企業訪問等での周知を広く積極的に行っていく。</p> <p>成果指標については、毎年度の進行管理評価が適切に実施できるよう、現行以上に適切な成果指標や公表時期の検討を今後も継続して進めていく。</p> <p>情報産業やサービス業等の様々な産業の連携・交流の活性化を図るため、首都圏南西地域連携サポート事業や、新技術実用化コンソーシアム形成支援事業等に取り組んでおり、今後も関係支援機関等と連携し進めていく。</p> <p>市内事業所での雇用増加については、仕事と家庭両立支援事業等の事業を推進しながら、ワークスタイルやライフスタイルの多様化に対応できるよう取り組んでいく。</p> <p>産業政策課では立地企業や不動産情報の動向を常に注視するとともに、日頃から相模原市への立地を希望している企業の様々な要望に対してきめ細やかに対応しており、その結果が、立地計画達成率100%を獲得したことに結び付いたと分析している。</p> <p>市内のGDPの傾向の把握については、現在、本市で入手できるデータだけでは推計することができず、また、推計作業には多くの人員と時間を要するため、既存のデータの活用や市内の産業支援機関や企業との情報交換により、市内の経済動向を把握するよう取り組んでいく。</p>

施策名	No. 36	都市農業の振興	所管局	環境経済局	局長名	岡 正彦
-----	--------	---------	-----	-------	-----	------

平成29年度実績データ

指標 No.	指標名	目標値 (a)	実績値 (b)	達成率(%) (b/a 又は a/b)	評価	
成果指標 1	農用地区域内における耕作地面積の割合	99.0	94.6	95.5%	B	
成果指標 2	市内農業生産量	27,380	18,975	69.3%	C	
業績評価指標 1	新規就農者の人数(人/累計)	61	66	108.2%	A	
業績評価指標 2	JA 農産物直売所の来客者数	275	337	122.5%	A	
1・2次評価 (所管局・企画政策課による内部評価)		B		3次評価 (総合計画審議会による外部評価)		B

対応方針

No.	項目	内容
1	建議書における総合計画審議会からの意見	<p>市民と達成を約束した成果指標「農用地区域内における耕作地面積の割合」及び「市内農業生産量」が、いずれも目標未達成であり、具体的な達成方策を実施されたい。</p> <p>業績評価指標「JA 農産物直売所の来客者数」の実績値が、最終年度の平成31年度目標値を大きく上回り推移しており、市民からすると次年度以降も実績値より低い目標値が設定されていることは疑問であり、次期総合計画では適切な目標値を設定されたい。</p> <p>営農者の高齢化や耕作放棄地の増加が見込まれる状況にあり、JAや民間企業と連携した農業振興方策を早急に進められたい。</p> <p>地産地消に加えてSNSを活用した新鮮な農作物の情報発信など製品のブランド化を図る販売方法や消費者の健康志向、安全志向に応える市場づくりなど、消費者ニーズに即した農畜産物の販売方策を実施されたい。</p> <p>直売所は車がないと行けないところもあり、駅のコンコースや桜まつり等のイベント時に野菜販売をしながら、相模原野菜やその直売所をPRし、認知度を上げる方策を実施されたい。</p> <p>市民の生活満足やコミュニティ形成、さらに潤いのあるまちの形成に大いに役立つ都市農園を、今後増加の見込まれる空き地、空き家の活用により整備されたい。</p> <p>都市環境と自然環境の調和した魅力的なまちづくりにおいて農業の担う役割は大きく、農業の多面的効果を視野に入れたまちづくり方策を実施されたい。</p>

No.	項 目	内 容								
2	課題の分析 記載欄内の番号は「1」の番号と一致している	<p>農用地区域内の耕作放棄地に関する耕作が放棄された時期・状況、当該耕作放棄地を借り受けた者がいるか等の情報収集が不十分。</p> <p>年間来客者数実績値が目標を上回っている。</p> <p>農業の担い手の高齢化が進んでいる。また、鳥獣被害により営農意欲が減退してしまう。</p> <p>HP に掲載しているが、SNS による情報発信を行っていない。</p> <p>各種イベントへの出展、直売所マップ作成・配布等を行っているが、十分に認知されていない。</p> <p>市として空き地、空き家の有効的な活用に向けた検討が必要である。</p> <p>都市農地の位置付けが転換されたことについて対応が必要。</p>								
3	対応方針（改善内容） 記載欄内の番号は「1」の番号と一致している	<p>農業委員会との連携により耕作放棄地の情報を得るとともに、規模拡大を図りたいと考えている農家の情報収集もを行い、随時に対応する。</p> <p>5年間の来客者数実績等から、次期総合計画における目標値を設定する。</p> <p>人・農地プランの積極的な活用を行う上で、市内両農協などとの連携は欠かせないため、今後も連携を密にしながら規模拡大を図る農家への農地の集積や、法人や新規就農者の参入を推進することにより農業振興を図っていく。</p> <p>PR 販売や協議会 HP 等を通じ、消費者ニーズにも十分配慮しながら、市内産農畜産物の販売促進を引き続き図っていく。また、SNS による情報発信についても検討する。</p> <p>市民朝市の開催、桜まつり等各種イベントへ出展や、直売所マップの作成・配布、また、市 HP への掲載などを通じて、引き続き PR に努めていく。</p> <p>市民農園が多いという本市の優位性をいかしつつ、空き地、空き家その他の地域資源を活用することで、市民の生活満足度の向上や、潤いのあるまちづくりに役立てる。</p> <p>農業体験の場や緑地空間の提供、災害対策機能など農地が多面的機能を有すること、また都市農地が保全すべき農地であることを明確に位置付けるため、市内農家等の意見を聞いた上で、都市農業振興計画を策定する。計画に基づき、農地の多面的機能を都市環境においても発揮する農業振興施策を展開していく。</p>								
4	改善によって見込まれる効果 【対応方針の目的・意図】 記載欄内の番号は「1」の番号と一致している	<p>時機を逃すことによりまともななかった利用権の設定がまとまることにより、農用地内の耕作地面積が広がる。</p> <p>適切な目標による進行管理が可能となる。</p> <p>耕作放棄地の増加を抑制する。</p> <p>市内産農産物のブランド化が推進される。</p> <p>市内産農産物及び直売所の認知度が上昇する。</p> <p>市民が直接「農」にふれあい、農業に対する理解を深めることができ、生活満足度の向上やコミュニティの形成につながる。</p> <p>生活により身近な都市部においても、農と触れ合うことのできる環境が整う。都市環境における農業への理解が醸成されることで営農環境が改善し、都市農地の保全が図られる。</p>								
5	平成31年度当初予算へ反映した内容	<table border="1"> <tr> <td colspan="4" data-bbox="644 1861 1412 1951">(仮称)新・都市農業振興指針策定事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="644 1951 798 2042">平成30年度 当初予算</td> <td data-bbox="798 1951 1037 2042">0千円</td> <td data-bbox="1037 1951 1197 2042">平成31年度 当初予算</td> <td data-bbox="1197 1951 1412 2042">440千円</td> </tr> </table>	(仮称)新・都市農業振興指針策定事業				平成30年度 当初予算	0千円	平成31年度 当初予算	440千円
(仮称)新・都市農業振興指針策定事業										
平成30年度 当初予算	0千円	平成31年度 当初予算	440千円							

改善工程表

No.	項 目	内 容			
		第1四半期 [H31.1月～3月]	第2四半期 [H31.4月～6月]	第3四半期 [H31.7月～9月]	第4四半期 [H31.10月～12月]
1	スケジュール(工程) 記載欄内の番号は「対応方針1」の番号と一致している	農業委員会等から耕作放棄・規模拡大についての情報収集(随時)	→		
		目標値の検討	新たな指標の検討	→	
		法人や新規就農者の就農相談や規模拡大を図る農家への情報提供(随時)	→		
		HPの作成	SNSによる情報発信の検討	→	
		市民朝市の開催、桜まつり等各種イベントへ出展、直売所マップの配布、市HP掲載によるPR	→		
		次年度市民農園利用者の申し込み受付、決定	レクリエーション農園の利用者説明会		
		計画策定に向けた情報収集	→		計画策定に向けた協議会の設置
2	対応方針及び改善工程スケジュールの評価 記載欄内の番号は「対応方針1」の番号と一致している	取組結果に対する分析・評価(第2四半期までの取組状況)			
		<p>耕作放棄地の発生や規模拡大を志向する耕作者を早期に発見するだけでは不十分。当該耕作放棄地の耕作者の円滑な交代のための取組が必要。</p> <p>年度別の実績値の推移から、次期総合計画時の目標値素案を作成。計画最終年度である今年度の実績値を随時集計し、最終的な目標値を設定する。</p> <p>法人や新規就農者の就農相談を随時で受け付けた。また、経営管理の知見や農業技術の向上のため、新規就農者向けの研修</p>			

No.	項 目	内 容
		<p>会を実施する等、新規就農者の定着・規模拡大に向けた取組を実施した。</p> <p>協議会HPの更新を行った。また、SNSによる情報発信の検討を行った。</p> <p>市民朝市の開催、さがみはらのめぐみ あぐりツアーの実施、市民まつりへの出店を行った。また、機会を捉えて直売所マップの配布を行った。</p> <p>次年度市民農園利用者の申し込み受付、決定を行った。</p> <p>計画策定に向けた情報収集を行うとともに、法令解釈の整理を行った。</p> <p>取組結果により得られた具体的な成果及び第4四半期終了時点で見込まれる効果</p> <p>耕作放棄地の解消に資することが見込まれる。</p> <p>次期総合計画において、実績値から導き出したより適切な目標値の設定が行える。</p> <p>規模拡大を図る農家への農地の集積や、法人や新規就農者の参入を推進することにより、耕作放棄地の増加の抑制が見込まれる。</p> <p>HPのほかSNSにより地場農畜産物のPRを図ることができる。</p> <p>地場農畜産物や直売所の認知度を向上することができる。</p> <p>市民の生活満足やコミュニティ形成等を図ることができる。</p> <p>引き続き、情報収集と協議会設置準備を行う。協議会設置後には、協議会での議論を始めることができる。</p>
3	(2に対する)総合計画審議会のモニタリング評価	<p>施策の最終的な成果を示す成果指標「農用地区内における耕作面積の割合」は9年連続B評価であり面積の減少速度も速く、農地保全・農業振興の総合的指標と考えられる成果指標「市内農業生産量」も5年連続C評価と改善がみられない。業績評価指標「JA 農産物直売所の来客数」は引き続きA評価であるが、業績評価指標「新規就農者の人数」はA評価からB評価に落ちている。平成30年度実績に基づく総合評価もC評価とすることが妥当な程度の達成度であり、改善工程表を抜本的な見直し、目標達成を図りたい。</p> <p>高齢化が進展する中、耕作地面積のみにこだわらず、農業生産量の増加や作物に付加価値を高めるために、人工知能やロボットなどの技術革新による取組を研究し、農業全体を活性化させる取組を推進されたい。</p> <p>耕作地面積の割合について、「明確な上昇トレンド」とあるが、耕作放棄地の営農可能性に関する情報が洗い出された効果なども考えられる。割合だけでなく、実際の面積として把握する必要がある。</p> <p>直売所への来客が増えている点は評価できる。引き続き、地産地消の推進に向けた取組を推進されたい。健康、食べること、調理することに関心が高まらなければ、地産地消の促進にはつながらないように思えるため、中高年男性や若者を対象にした取組を検討されたい。また、市民朝市は南区と中央区では行っているが、緑区では実施されていないため、市民が行きやすい場所で開催し、市内農産物等の認知度を上げる取組を実施されたい。</p> <p>市街化区域内の生産緑地の減少問題に対する取組を検討されたい。</p> <p>農地の保全・活用については、都市計画分野と連携した取組について早急に具体化されたい。</p>
4	3(総合計画審議会からの評価)を受けての改善策	<p>「農用地区内における耕作面積の割合」については、農業委員会等からの情報収集を行い、耕作放棄地面積等の把握に努めるとともに、耕作放棄地解消に向けて連携を図っていく。「市内農業生産量」については、農業従事者の高齢化や離農等のマイ</p>

No.	項 目	内 容
		<p>ナス要素を補うべく、新規就農者の確保や農作業の効率化を図る取組について研究し、少しでも改善できるよう努める。また、「新規就農者の人数」については、県農業アカデミーの学生に本市の魅力をPRするなど、就農に結び付くような取組を行う。</p> <p>農作業の効率化に資する技術等の研究に努めるとともに、付加価値を高める取組として、6次産業化の促進を図る。</p> <p>農業委員会等と連携し、耕作放棄地面積等の把握に努める。</p> <p>地産地消の推進に向けた取組については、食育をテーマにしたイベントの開催等を新たに検討していく。また、緑区の朝市については、民間主体の野菜市が定期的開催されており、市内産農産物の認知度を上げる取組としては、直売イベントの実施主体に対する支援などを行っていく。</p> <p>平成30年9月に始まった生産緑地の貸借制度について、令和2年度策定予定の都市農業振興計画の中で取り上げること検討する。</p> <p>都市農業振興計画の策定に向けて市内農家等との意見交換を行い、具体策を検討したい。</p>

基本目標 市民とともに創る自立分権都市

施策名	No. 48	皆で担うまちづくりの推進	所管局	市民局	局長名	齋藤 恵司
-----	--------	--------------	-----	-----	-----	-------

平成29年度実績データ

指標 No.	指標名	目標値 (a)	実績値 (b)	達成率(%) (b/a 又は a/b)	評価	
成果指標 1	地域活動への参加率	36.2	27.9	77.1%	C	
成果指標 2	市民活動への参加率	33.3	31.6	94.9%	B	
成果指標 3	市内のNPO法人数	250	273	109.2%	A	
業績評価指標 1	街美化アダプト制度の実施団体数	503	494	98.2%	B	
業績評価指標 2	さがみはら市民活動サポートセンターの利用登録団体数	400	383	95.8%	B	
業績評価指標 3	地域活動・市民活動ボランティア認定制度における活動認定者数	80	120	150.0%	A	
1・2次評価 (所管局・企画政策課による内部評価)		B		3次評価 (総合計画審議会による外部評価)		B

対応方針

No.	項目	内容
1	建議書における総合計画審議会からの意見	<p>市民と達成を約束した成果指標「地域活動への参加率」、「市民活動への参加率」、業績評価指標「街美化アダプト制度の実施団体数」、「さがみはら市民活動サポートセンターの利用登録団体数」が、いずれも目標未達成であり、具体的な達成方策を実施されたい。</p> <p>市全体でのボランティア数等について把握されていないが、全般的なボランティアの現況把握こそ市民と連携して共に担うまちづくりの出発点であり、そうした基礎情報を蓄積し、部局の枠を超えてボランティアの抱える問題、課題を踏まえた市民活動政策を積極的に実施されたい。</p> <p>非営利団体を対象とした事業推進ということであるが、今日、子どもの福祉や認知症事業等で金銭的利益と社会的利益を両立させる社会的企業を育成する「社会的インパクト投資」が進められており、NPOやボランティア団体の範囲にとどまらず、より広い視野で各部局と連携して市民活動方策の充実に取り組まされたい。</p>

No.	項 目	内 容
		<p>地域づくり大学、あじさい大学、市民大学と3つの大学が開講しており、市民にとって学習の場がたくさんあることは良いことだが、同時に地域の大学が実施する公開講座や講義の地域開放の活用も含め、講義内容等の重複を避けた効率的な運営やそれらの統廃合、連携も視野に入れた方策を進められたい。</p>
2	<p>課題の分析 記載欄内の番号は「1」の番号と一致している</p>	<p>地域活動、市民活動団体等が行う公益的な活動の必要性、重要性の認識が薄い市民が増加しており、活動を知り更に理解してもらう必要がある。</p> <p>自治会活動について、その根底にある、旧来型の社会貢献意識をもっている人が少なくなっている。</p> <p>街美化アダプト制度については、新規活動団体が増加した一方で、高齢化などで活動の継続が困難になっている団体がある。</p> <p>サポートセンターの登録団体数については、相談会の機会等を活用して利用登録を促すことで新規登録団体は一定数あるが、リーダー及び実働部隊双方の担い手不足により解散する団体もあるため目標を達成するまでには至っていない。</p> <p>これまでは主に団体への支援が中心となっており、個人で活動をしている方については着目していなかった。</p> <p>今まではNPO、ボランティア団体への支援にとどまっており、企業への働きかけについては行ってこなかった。</p> <p>大学修了後に担い手として活動につなげる効果的な仕組みとなっていない。</p> <p>地域づくりの担い手育成を目的とする地域づくり大学と、生涯学習系講座の区別をせずに受講する方がいる。</p>
3	<p>対応方針（改善内容） 記載欄内の番号は「1」の番号と一致している</p>	<p>目的や活動の公益性、重要性、必要性などを市民に周知するため、対象者、周知方法や時期等を含め、効果的な情報発信の方法等について検討する。</p> <p>団体等への加入や活動への参加などに対し、やりがいやメリットを感じてもらえるよう、魅力向上を検討する。</p> <p>また、街美化アダプト制度については制度の周知の強化を図るとともに、活動しやすい制度となるよう制度の運用方法を検討し、団体数の増加を図る。</p> <p>市民活動サポートセンターについては、市民・大学交流センターとの連携を図る仕組みや、団体の活動継続を支援する方法について検討する。</p> <p>市民活動団体や個人として様々な事業に参加している方が抱える課題等について、市民活動サポートセンターとも連携して把握を行う。</p> <p>抱える課題を分析し、庁内の横断的な組織である市民協働推進会議等において情報の共有を図るとともに、対応等について検討する。</p> <p>様々な主体が市民活動を行っていくためNPOやボランティア団体のほかに、企業が関心を持つような市民活動を紹介し、活動に関わり、担い手となることを目指した仕組みづくりについて検討を行う。</p> <p>地域づくり大学の運営については、これまでの実績を踏まえてターゲットやカリキュラム等の検証を行い、担い手育成という目的に沿った講座を実施する。</p> <p>また、あじさい大学、市民大学と重複する講座等がある場合は関係課及び関係機関と検討・調整を行うとともに、効果的な連携型情報提供について検討する。</p>
4	<p>改善によって見込まれる効果 【対応方針の目的・意図】 記載欄内の番号は「1」の番号と</p>	<p>地域活動、市民活動団体等の公益的な活動の魅力が向上し、理解が進むことで、活動への参加する人の増加が期待でき、地域の活性化につながる。</p> <p>街美化アダプト制度の実施団体が増えることで、団体の活</p>

No.	項目	内容			
	一致している	<p>動が活発化するとともに、地域への愛着心や責任感が生まれる。</p> <p>団体の活動継続のための支援を行うことで解散に至る団体数が減少し、団体の継続的な活動につながる。</p> <p>団体に加え個人で活動する方の現状や課題を把握することで、活動を支援する対象が広がり、更なる担い手の確保の効果が期待できる。</p> <p>企業が市民活動に関わることで、市民活動団体との連携や財政的な支援につながることを期待できる。</p> <p>講座終了後の活動につなげる方策が充実することで担い手の確保が期待できる。</p>			
5	平成31年度当初予算へ反映した内容	平成30年度 当初予算	404,346千円	平成31年度 当初予算	409,730千円

改善工程表

No.	項目	内容			
		第1四半期 [H31.1月~3月]	第2四半期 [H31.4月~6月]	第3四半期 [H31.7月~9月]	第4四半期 [H31.10月~12月]
1	スケジュール(工程) 記載欄内の番号は「対応方針1」の番号と一致している	活動の周知方法の検討	活動の周知		→
		地域活動ポイント制度の周知及びマイナンバーカード取得促進		地域活動ポイント制度導入による効果等の検証	→
		アダプト制度周知方法の検討	アダプト制度周知		→
		担当課へのアンケート等による現状把握	団体数増加に向けた検討及び担当課との調整		→
		団体からの相談時にサポートセンターへの登録を勧奨			→
		サポートセンターと市民・大学交流センターとの連携方法の検討		サポートセンターと市民・大学交流センターとの連携の実施	→
		団体活動の支援		団体活動の継続支援方法の検討	→

No.	項 目	内 容			
		活動団体等の把握方法等についての検討	把握の実施及び結果の分析	→	推進会議等での情報共有
		企業と関わる仕組みづくりについて検討		市民活動フェスタでの企業との連携を検討	市民活動フェスタの実施 サポートセンター利用者懇談会での企業との連携を検討
		地域づくり大学事業実施に向けた準備	→	地域づくり大学事業の実施	→
		関係各課機関との検討・調整			→
2	<p>対応方針及び改善工程スケジュールの評価</p> <p>記載欄内の番号は「対応方針1」の番号と一致している</p>	<p>取組結果に対する分析・評価(第2四半期までの取組状況)</p> <p>地域活動をけん引する方にポイントを付与する「地域活動ポイント」制度について、市ホームページ等で周知するほか、必要に応じて各地区に出向いて制度の周知及びマイナンバーカードの申請補助説明会を行った。</p> <p>麻布大学主催の環境カフェにおいて、街美化アダプト制度の周知を行った。</p> <p>サポートセンター利用者懇談会において、団体運営の基盤強化を目的とした講演及びワークショップを行う等、団体の活動支援を行った。</p> <p>市民活動サポートセンターで実施しているたすかるバンク等、各課・機関で所管している人材の登録制度についての情報共有を行った。</p> <p>次期市民協働推進基本計画の策定作業において、企業等と関わる体制の構築について検討を行った。</p> <p>さがみはら地域づくり大学運営委員会での意見を踏まえ、平成31年度以降に指定管理者が実施する事業への反映について検討を行い、順次対応することとした。また、コース修了者の受講後の受け皿として「まちづくりモデル事業」を活用することとした。</p> <p>取組結果により得られた具体的な成果及び第4四半期終了時点で見込まれる効果</p> <p>制度の周知により、地域活動ポイント付与事業への理解が深まった。マイナンバーカードの普及促進事業により、平成31年4月末までに182人の方に57,600ポイント付与ができた。今後、制度導入による効果等の検証を行うことで、更なる活動者の増加につながるが見込まれる。環境カフェに参加したことにより、アダプト制度の周知が図れ、活動に興味を持つ団体と意見交換を行い、担当課とつなぐことができた。サポートセンターにおいて、団体の基盤強化支援を行うことで、活動の継続に寄与することが期待できる。</p> <p>各種の人材バンクが連携することで、それぞれが登録している人材の情報を共有することができ、担い手の確保につながる。企業等との連携を検討することで、市民活動団体と新たな交流が生まれ、団体への支援につながる。</p> <p>市民・大学交流センターが行う「まちづくりモデル事業」等を活用することで、活動の担い手確保につなげることができる。</p>			

No.	項 目	内 容
3	(2 に対する) 総合計画審議会のモニタリング評価	<p>施策の最終的な成果を示す成果指標「地域活動への参加率」は2年連続C評価であり、成果指標「市民活動への参加率」も2年連続B評価で、業績評価指標「街美化アダプト制度の実施団体数」及び業績評価指標「さがみはら市民活動サポートセンターの利用団体数」は、いずれも4年連続B評価であり、改善がみられない。一方、成果指標「市内のNPO法人数」は9年連続A評価で、業績評価指標「地域活動・市民活動ボランティア認定制度における活動認定者数」は5年連続A評価であり、改善効果がみられる。今後、C評価、B評価の指標を中心に改善工程表の見直しを図られたい。</p> <p>まちづくりにおける重要な事業（協働事業提案制度、サポートセンター事業、市民・大学交流センター事業、地域づくり大学事業、街美化アダプト事業、NPO法人支援など）について、今後も継続した改善活動を期待する。</p> <p>市民活動サポートセンターについて、その強みや特徴が活かされるよう、市全体の視点から、各分野の中間支援組織との役割分担や位置づけを明確にしたうえで、それを具現化する連携強化の仕組みづくりなどに取り組みられたい。</p> <p>市民協働推進大学事業については、他の事業と重複する内容を整理し、効率的な運営方策を進められたい。</p> <p>昨今、企業も社会貢献しなければ投資家から資金獲得ができず、また顧客から選ばれないという時代となっており、SDGsを重視するESG投資を意識した企業経営に変わってきている。社会・経済の仕組み自体が変わりつつあり、市民活動でも金銭的利益と社会的利益を両立させるまちづくりの担い手の活動が活発化する時代にある。「社会的企業(Social Enterprise)」や企業の地域貢献活動の取り込みを積極的に検討されたい。</p>
4	3(総合計画審議会からの評価)を受けての改善策	<p>地域活動をけん引する方にポイントを付与する「地域活動ポイント制度」の対象事業の拡大に向けて、田名地区をモデル地区として実証実験を行い、更なる検討を行う。</p> <p>地域活動への参加率については、自治会加入率の低下もあり、直ちに参加率が上昇するとは考えにくく、長期的な取り組みが必要と考える。</p> <p>このため、第2次市民協働推進基本計画において、新たに自治会運営への支援の在り方等の検討を位置付けて取り組んでいく。</p> <p>街美化アダプト制度については、更なる制度の周知を行うとともに、団体数の増加に向けた制度運用や課題の整理について担当課と調整検討を行う。</p> <p>市民活動サポートセンターについては、団体が活動を継続するための基盤強化につながる講座等の充実や、団体の活動を紹介するガイドブックを作成するなど、団体の活動を継続する支援を行う。また、引き続き市民・大学交流センターでの相談業務を実施する。</p> <p>協働事業提案制度の効果的な運用の検証や検討など、市民との協働によるまちづくりに向けた主要な事業の改善充実について、第2次計画に位置付け継続的に検討を行う。</p> <p>市民活動サポートセンターについては、その機能強化や新たな活動の場の設置等について検討するとともに、市民と大学等との連携により、地域課題の解決等を図る拠点であるユニコムプラザさがみはらや公民館等の多様な主体が連携できる仕組みについて検討する。</p> <p>地域づくり大学事業については、その設置目的を明確に周知するとともに、受講内容やカリキュラム等の検討を行うなど充実を図り、協働の担い手づくりに取り組む。</p> <p>企業のSDGsの達成に向けた取組や「社会的企業」など、企業が行う地域貢献に対する社会・経済の仕組みの変化を踏まえつ</p>

No.	項目	内容
		つ、企業の地域貢献活動等についての事例を収集するとともに、地域活動や市民活動の情報を企業へ紹介するなど、企業が地域活動の担い手となる仕組みづくりの検討を行う。

(4) 地方創生推進交付金活用事業を含む施策に係る意見に対する対応方針

施策番号	34	施策名	新産業の創出と中小企業の育成・支援
施策所管局	環境経済局	局・区長名	岡 正彦

No.	意見 (check)	対応方針 (act)
1	産業用ロボットだけではなく、サービス業向けロボットにも注目し、事業を推進されたい。また、新産業の創出に向けては、ビッグデータやAIまで範囲を広げた取組を推進されたい。	介護施設等における生活支援ロボットの活用に関する実証実験や市内中小企業等により開発する掃除ロボットのPR等、サービス業向けロボットについても様々取り組んでおり、また、ビッグデータを用いるIoTやAI等に関する講座や研究会については、随時開催している。 引き続き、継続して取組を推進していく。
2	SDGsに貢献するような新産業創出を検討されたい。	現在、実施するロボット産業の振興は、地域における新たなビジネス機会の創出につながることから、SDGsのゴール「8.働きがいも経済成長も」、「9.産業と技術革新の基盤をつくろう」に貢献するものと考えている。 引き続き、SDGsに貢献する新産業創出に努めてまいりたい。
3	新規開設事業所数の大幅な増加は、相談のワンストップ化環境を設けたことが理由かどうか、分析を明確にすべきである。	新規開設事業所数の増加は、コワーキングスペースの増加やネット環境の充実など社会情勢の変動により、起業しやすい条件が整ってきたことが大いに関係するものと考えている。こうした中、創業相談会等への参加者は確実に増加していることに加え、ワンストップ窓口を含む創業支援に関する取組が、その増加に寄与したものと考えている。
4	創業相談会への参加者数の増加や企業支援事業の相談数の増加は評価に値する。	引き続き産業支援機関等と連携しながら、創業者や創業希望者のニーズに応えていく。

2 総括評価等に対する対応方針

(1) 成果指標に係る主要な意見

成果指標及び業績評価指標に係る主要な意見は4点あり、その意見の内容と本市の対応方針は次のとおりです。

No.	評価に係る意見	対応方針
1	<p>市民と達成を約束した成果目標・指標は、達成した程度ではなく目標を達成したか否かという結果を重視する成果志向の視点の下、施策・事業の生み出す成果について市民への説明責任を果たすべきものである。実施する様々な事務事業は、成果達成のための手段という位置づけであり、施策・事務事業を実施した結果として、どれだけ成果を達成したかが問われるということを十分留意されたい。</p>	<p>目標の達成に向けては、事務事業実施結果と施策目標達成度を的確に分析し、分析に基づく改善策の検討・反映を行うPDCAサイクルを確実に実施することが重要である。EBPM（証拠に基づく政策立案）の観点からも、目標を達成していない施策については、その原因分析や改善策の検討に注力するよう、次期総合計画の進行管理手法の仕組みの検討を行うとともに、職員の意識改革に向けた検討を行う。</p>
2	<p>毎年度実績を測れない成果指標については、施策・事業の達成状況を市民へ説明できないだけでなく、十分な評価、改善活動を行うことが困難となるため、次期総合計画においては、毎年度実績を捕捉することが可能な指標を設定するよう努められたい。また、社会経済情勢の変化などの外的要因の影響を完全に排除できないことを理由にアウトカム指標が設定されない傾向がみられる。行政活動の多くは、外部環境の影響を受けざるを得ないという面をもっている。出生率の向上にしても経済力の向上にしても暮らしやすい都市の実現は市民の代表機関である自治体に基本的責任があり、またその政策努力次第で長期的に大きく変わりえるものであることから、単に実現可能性で判断するのではなく、発想を切り替えて意欲的に取り組まれたい。</p>	<p>次期総合計画においては、毎年度実績を捕捉することが可能な指標を設定し、かつ、原則、アウトカム指標を設定することとしている。また、目標値の設定に当たっては、実現可能性から判断するのではなく、バックカスティング的思考のもと、基本構想に掲げた概ね20年後の「目指す姿」を数値化し、その数値を達成するため、基本計画の最終年度である令和9年度の理想的な水準を勘案して目標値を設定することとしている。</p> <p>市民が暮らしやすい都市の実現に向け、次期総合計画に掲げる施策を確実に推進するよう、上記の考え方にに基づき設定した成果指標の達成度の確認による進行管理を確実に行っていく。</p>

No.	評価に係る意見	対応方針
3	各指標の最終目標値を既に達成している指標が見受けられるが、市民からすると次年度以降も実績値より低い目標値を設定していることは疑問に感じるはずである。次期総合計画では適切な水準の目標値を設定されたい。	次期総合計画においては、目標値設定の基本的な考え方を整理し、適切な水準の目標値を設定するとともに、目標を早期に達成した場合には、事務事業の効率化を図りながら目標値を維持する方向で取組を推進していく。
4	各指標の目標設定の考え方が適切でないものが散見される。次期総合計画においては、市民にとって取組の成果がより分かりやすい適切な指標を設定されたい。	次期総合計画においては、施策を推進することによる成果を適切に測るため、原則、アウトカム指標を設定することとしている。また、目標値の設定に当たっては、基本構想に掲げた概ね 20 年後の「目指す姿」を数値化し、その数値を達成するため、基本計画の最終年度である令和 9 年度の理想的な水準を勘案して目標値を設定する。

(2) 施策の総合評価の結果

施策の総合評価に係る主要な意見は 6 点あり、その意見の内容と本市の対応方針は次のとおりです。

No.	評価に係る意見	対応方針
1	事務事業の実施にあたっては、漫然と前例踏襲するのではなく、各施策の実現しようとするまちの姿、つまり成果指標の達成に向けて、どのような効果を見込んでいるのかを常に意識しながら事業の改善を図る「成果重視」の都市経営を展開されたい。	「成果重視」の都市経営に向けて、次期総合計画においては、E B P M の観点も踏まえ、事務事業実施結果と施策目標達成度の関係性を的確に分析し、より有効性の高い事業を選択できるよう進行管理手法の仕組みを検討する。
2	施策・事業の立案において、国や県が示す基準を満たした取組を実施すれば十分であるという意識が感じられる。しかし、国や県が示す基準は最低限度のものであり、地域特性を踏まえた市独自の政策に基づく施策・事業の立案が政策運営の基本であると、発想を転換することが求められる。地域の実態の把握・分析を踏まえた上で、創意工夫により地域特性を生かした独自の価値を付加した施策・事業の推進に努められたい。	次期総合計画においては、分野横断的に取り組む重点テーマを設定しており、重点テーマの目標の達成に向けては、国や県が示す基準に依ることなく、地域の実情に則した取組を分野横断的に推進する必要があることから、地域の実態把握・分析に基づき本市の特性や地域の資源を生かした事業を推進していく。

No.	評価に係る意見	対応方針
3	<p>部局横断的な連携や多様な民間活力の活用については、これまでの指摘を踏まえた改善が徐々に進んできているように感じられるが、未だ十分とは言い難い状況である。引き続き、各部局のスキルや資源等を互いに生かし合いながら、施策のめざす姿の実現に向けて事業を推進されたい。</p>	<p>引き続き、施策進行管理シートへの庁内横断的な取組や民間活力を活用した取組の記載などを通じて、庁内の意識付けを進めながら、更なる連携・協働を図っていく。</p>
4	<p>急激な高齢化を伴う人口減少や、ICT技術の急速な進展など、今後も社会情勢が変化していくことが想定される中、単に法令に従って事業実施を行うだけではなく、基礎自治体として地域の実情に則した創意工夫のもと、課題解決に向けた主体的な政策立案を進め、市民の支払った税金に見合った価値あるサービスを提供し続けられる持続可能な都市経営を展開されたい。</p>	<p>今後、予測困難な時代を迎える中、一層、地域の実情に則した政策立案が求められることから、EBPMの観点に基づく取組を推進し、地域の実態把握・分析に基づいた創意工夫による本市の特性や地域の資源を生かした、費用対効果、市民満足度の高い行政サービスを提供していく。</p>
5	<p>本年度は、50施策のうち34施策は2次評価を実施せず、当審議会からの意見を付していないが、改善は絶えず必要とされることから、施策所管局が本年度の1次評価において記載した改善策を着実に実施されたい。</p> <p>また、本年度の建議において指摘した総括的な改善を要する事項については、全庁において十分に配慮し事業に取り組まれたい。</p>	<p>本年度の建議における総括評価について、対応方針を作成するに当たり全庁に周知しているところであるが、来年度の評価に当たっても再度周知し、意識付けの徹底を図るとともに、本年度2次評価を実施しなかった施策を含む全50施策の改善策の実施状況についても検証していく。</p>
6	<p>審議会における評価は、効率的に作業を進めるため、基本計画に掲載されている全50施策のうち、毎年16～17施策を抽出して実施してきており、新・相模原市総合計画の計画期間内では、各施策3回の2次評価を受けることとなっている。これに加えて、各施策の2次評価結果の推移を確かめることで、改善活動の進捗度が明らかになるとともに、課題の洗い出しが可能となることから、施策・事務事業の選択と集中を推進するため、各施策の評価結果の経年比較が可能となるよう対応されたい。</p>	<p>来年度の進行管理においては、新・相模原市総合計画の最終年度の評価を行うことから、総括的な意味合いからも、各施策の評価結果の経年比較が可能となるよう対応する。</p>

(3) 総合戦略の評価の結果

施策の総合評価のうち、総合戦略に係る主要な意見は次の4点であり、総合計画の施策の総合評価等で指摘された意見とほぼ共通したものとなりました。その意見の内容と本市の対応方針は次のとおりです。

No.	評価に係る意見	対応方針
1	<p>部局横断的な連携や多様な民間活力の活用については、これまでの指摘を踏まえた改善が徐々に進んできているように感じられるが、未だ十分とは言い難い状況である。引き続き、各部局のスキルや資源等を互いに生かし合いながら、施策のめざす姿の実現に向けて事業を推進されたい。(再掲)</p>	<p>引き続き、施策進行管理シートへの庁内横断的な取組や民間活力を活用した取組の記載などを通じて、庁内の意識付けを進めながら、更なる連携・協働を図っていく。(再掲)</p>
2	<p>急激な高齢化を伴う人口減少や、ICT技術の急速な進展など、今後も社会情勢が変化していくことが想定される中、単に法令に従って事業実施を行うだけではなく、基礎自治体として地域の実情に則した創意工夫のもと、課題解決に向けた主体的な政策立案を進め、市民の支払った税金に見合った価値あるサービスを提供し続けられる持続可能な都市経営を展開されたい。(再掲)</p>	<p>今後、予測困難な時代を迎える中、一層、地域の実情に則した政策立案が求められることから、EBPMの観点に基づく取組を推進し、地域の実態把握・分析に基づいた創意工夫による本市の特性や地域の資源を生かした、費用対効果、市民満足度の高い行政サービスを提供していく。(再掲)</p>
3	<p>総合戦略に基づく地方創生推進交付金を活用した事業は、KPI(重要業績評価指標)を概ね達成しており、評価できる。今後も引き続き目標達成に向けて事業を推進されたい。</p>	<p>地方創生関連交付金を活用した事業については、引き続きその着実な推進を図るとともに、設定したKPIの達成状況などを十分に分析した上で、交付金支給期間後における事業のあり方について、検討していく。</p>
4	<p>総合戦略におけるKPI(重要業績評価指標)は、総合計画の進行管理に合わせて把握し、個別施策の改善活動には生かされてきたが、分野横断的に取り組んだ重点プロジェクトに掲げる課題が、施策推進の成果として、どの程度改善されたかを明確にすることも重要である。</p> <p>複数の施策を束ねた重点プロジェクトの進捗状況を把握することで、選択と集中をすべき項目が明らかになることから、第2</p>	<p>第2期総合戦略の進行管理においては、重点テーマを構成する施策を体系化して示すことなどにより、各施策の取組結果がどのように重点テーマの目標達成に貢献したかが把握できるような仕組みとするよう手法の検討を行う。</p>

No.	評価に係る意見	対応方針
	期の総合戦略においては、重点プロジェクトの目標ごとに進捗状況が把握できるような仕組みを構築されたい。	

(4) 改善工程表モニタリングの結果及び評価

改善工程表に関する主要な意見は次の3点であり、その意見の内容と本市の対応方針は次のとおりです。

No.	評価に係る意見	対応方針
1	指標及び総合評価のいずれにおいても昨年度より評価が向上しているものもあるが、いまだ十分な改善がなされているとは言い難い状況である。引き続き原因分析を進め、改善工程表を抜本的に見直すなどし、目標達成方策を検討、実施されたい。	改善を要する施策・事業については、目標達成に向けて再度課題の分析と改善方策の検討を進め、また、既に一定の改善効果を得ている施策・事業についても、より良い効果が得られるよう、事業改善に取り組んでいく。
2	改善に当たっては、部局を超えた横断的な取組や民間活力の活用など、多様な主体との連携も意識しながら、創意工夫した取組を進められたい。	目標達成に向けては、既成概念にとらわれることなく、他部局や民間との連携による事業実施など、柔軟な発想により改善方策を検討し、その実現に向けて取り組んでいく。
3	今回の改善工程表のモニタリング評価において指摘のあった事項については、早急はその具体的な対応策を検討し、改善プロセスを重ねられたい。	指摘事項のうち、直ちにに取り組むことが可能な項目については、早急に対応を図り、改善まで時間を要する項目については、審議会からの指摘に十分に留意しながら継続的に改善に取り組む。

相模原市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進行管理について

1 相模原市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進行管理について

平成27年度に策定した相模原市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、総合計画の進行管理において、一体的に進行管理を実施しています。本市総合戦略においては、3つの重点プロジェクトを設定しており、この重点プロジェクトについて、「新・相模原市総合計画 施策の実施状況に関する建議書」を踏まえ、令和元年度の取組を取りまとめました。

2 各重点プロジェクトの進行管理について

(1) 少子化対策プロジェクト

検討部会名	子どもを生き育てやすい環境の充実検討部会		
施策所管局	こども・若者未来局	施策所管局	こども・若者未来局

基本的視点

- ・安心と喜びを感じながら、子どもを生き育てることができる社会の実現に向け、出産・子育てに関する様々な支援等に取り組みます。
- ・結婚・出産・子育ての希望をかなえる社会の実現に向け、安定した雇用の確保や、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)等に取り組みます。

進捗度と主な取組事項

進捗度	順調に進行
<p>本年度取り組んだ主な事項</p> <p>安心して子どもを生き育てることができる社会の実現に向けた取組として、妊婦と胎児の健康管理の充実を図る妊婦健康診査事業、乳児がいる全家庭を訪問し育児等に関する相談や支援を行うこにちは赤ちゃん事業、保育所や児童クラブにおける待機児童対策に関する事業など、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を推進し、子育て環境の充実を図った。</p> <p>また、若年世代の地域定着を促進させるため、地元企業へ就職を希望する学生等の就労支援を行うとともに市内企業への就業促進を図った。</p>	

主な実施事業と取組結果

No.	事業名	連携に取り組んだ結果	結果の評価と分析
1	保育所待機児童対策推進事業	認可保育所等の新規整備や認定保育室の認可化により受入枠の拡大を図った。	待機児童数を減少させることができたが、保育需要の増加傾向は、当分の間、続くものと考えられることから、引き続き地域毎のニーズを踏まえた受入枠の拡大を行っていく。
2	子ども・若者未来基金	多くの市民や企業から基金への寄付をいただき、その基金を教育委員会で実施している給付型奨学金など、子どもの貧困対策や学力保障などの取組に活用し、支援の充実を図った。	多くの市民や企業から基金の趣旨に賛同いただいております。今後も効果的な周知を行い、寄附を募っていく。また、今後も基金の活用による子どもに関する取組のより一層の充実を図っていく。
3	就労支援事業	採用活動を行う市内企業と市内で働きたい学生等をマッチングすることができた。	市内企業と連携したことで、若年世代の地域定着の促進に寄与した。

重点プロジェクトの今後の課題等

平成29年度から子育てに関する支援の拠点として各区に子育て支援センターを開設し、関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を推進しているところである。今後はSDGsの視点も加え、多様な主体がそれぞれの能力を発揮しつつ連携することで更に子どもを生み育てやすい環境となるよう、引き続き施策を推進していく必要がある。

また、生産年齢人口の減少が社会問題となっている中、地元企業の採用活動支援とともに、学生等の若年者や就労意欲を持ちつつも就職に困難を抱える方に対する就労支援に取り組む必要がある。

次年度以降の連携推進の検討（考え方）

No.	事業名	事業概要	期待する効果（改善内容）
1	保育所待機児童対策推進事業	待機児童の解消を図るため、保育ニーズの高い地域を重点に、既存資源の活用や必要な施設の整備などに取り組み、受入枠の拡大を図るもの。	都市建設局等と連携し、大規模な共同住宅の建築予定の情報把握等を行い、地域ごとの保育需要の傾向を把握しつつ、民間事業者と連携して受入枠を拡大することにより、待機児童の解消を図り、仕事と子育ての両立を支援し、子育てがしやすい環境づくりを推進することができる。

2	子ども・若者未来基金	<p>市民・企業・団体からの寄附を「子ども・若者未来基金」へ積み立て、子どもの貧困対策や学力保障のほか、子育て支援や若者の自立支援などの事業に活用するもの。</p>	<p>総合教育会議を活用した教育委員会との連携をはじめとする庁内横断的な施策により、基金の効果的な活用を図り、子育てがしやすい環境づくりを推進することができる。</p>
3	就労支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある市内企業の求人情報の発信や、就職活動中の学生とのマッチングを行う。 ・総合就職支援センターにおいて、就労支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地元企業、大学等との連携により、市内での雇用機会を確保することができる。 ・ハローワークや市の就労支援機関等が連携することにより、きめ細かな就労支援を行うことができる。

(2) 雇用促進プロジェクト

検討部会名	雇用促進プロジェクト		
施策所管局	環境経済局（経済部）	局・区長名	岡 正彦

基本的視点

企業立地の促進による雇用の創出や就労支援などにより、安定した雇用の確保を図り、就職・住宅購入世代の地域定着を促進します。

進捗度と主な取組事項

進捗度	順調に進行
<p>本年度取り組んだ主な事項</p> <p>雇用の創出のためには、地域経済を支える産業基盤の確立が必要である。そのため、重点的に立地の促進を強化する産業として位置づけたロボット関連企業に対する誘致など、戦略的な企業誘致を促進した。また、国や業界団体、産業支援機関等と連携を図りながら、産業用ロボット導入や国内外の販路開拓などを支援し、市内ものづくり企業の更なる競争力強化に取り組んだ。</p> <p>併せて、若年世代の地域定着を促進させるため、地元企業へ就職を希望する学生等の就労支援を行うとともに市内企業への就業促進を図った。</p>	

主な実施事業と取組結果

No.	事業名	連携に取り組んだ結果	結果の評価と分析
1	就労支援事業	採用活動を行う市内企業と市内で働きたい学生等をマッチングすることができた。	市内企業と連携したことで、若年世代の地域定着の促進に寄与した。
2	産業用ロボット導入支援事業	企業の生産性向上のための支援について、実施体制の拡充をはかることができた。	国や業界団体等とも連動した取組となっており、市内ものづくり基盤のより一層の強化につながった。
3	グローバル展開事業	現地産業支援機関や大学等との連携により、海外での販路開拓や外国人材の確保に関する支援体制を構築できた。	特に外国人材の確保については、今後の事業のベースとなることが期待される。

重点プロジェクトの今後の課題等

安定した雇用の確保を図るため、より強固な産業集積基盤を形成し、製造業及び業務系企業等の立地の促進に取り組むとともに、企業へのロボットの導入や国内外の販路開拓などを支援し、引き続き、ものづくり企業の競争力強化を促進していく。

また、生産年齢人口の減少も社会問題となっている中、地元企業の採用活動支援とともに、学生等の若年者や就労意欲を持ちつつも就職に困難を抱える方に対する就労支援に取り組む必要がある。

次年度以降の連携推進の検討（考え方）

No.	事業名	事業概要	期待する効果（改善内容）
1	就労支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 魅力ある市内企業の求人情報の発信や、就職活動中の学生とのマッチングを行う。 総合就職支援センターにおいて、就労支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 地元企業、大学等との連携により、市内での雇用機会を確保することができる。 ハローワークや市の就労支援機関等が連携することにより、きめ細かな就労支援を行うことができる。
2	産業用ロボット導入支援事業	産学金官の連携を強め、実効性の高い支援手法を検討しながら、さがみはらロボット導入支援センターにおける相談対応等を行う。	連携密度を高めることで、地域ものづくり企業の生産性向上と競争力の更なる強化につながる。
3	グローバル展開事業	これまで培ったネットワークを活用し、現地での商談会やマッチング等により、海外販路開拓や外国人材確保等の支援を行う。	現地の産業支援機関や大学等との連携により、確度の高い海外販路開拓と外国人材の確保等が可能となる。

(3) 中山間地域対策プロジェクト

検討部会名	津久井地域の高齢化・過疎対策に資する施策検討部会		
施策所管局	緑区役所 都市建設局	局・区長名	中島 伸幸 田雑 隆昌

基本的視点

<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏内の中山間地域を含む津久井地域の特性や多様な地域資源等を活用し、地域の維持・活性化を図るため、生活・福祉サービス機能(医療・介護、福祉、教育、買物、公共交通等)を一定のエリア内に集め、各地域を交通ネットワーク等で有機的に結ぶ「小さな拠点(コンパクトビレッジ)」(新規)の形成について検討します。 ・津久井地域において、地域コミュニティの維持のため、地域の実情に応じた土地利用の誘導について検討します。 ・高齢化などにより地域活動や地域団体の担い手が不足している状況がある中、若い世代などの担い手の育成・確保に取り組むとともに、人と人の「つながり」を生かした支え合いなど、地域住民による創意工夫を生かした協働による地域づくりを目指します。
--

進捗度と主な取組事項

進捗度	順調に進行
<p>本年度取り組んだ主な事項</p> <p>○人口減少下における新たな都市計画制度の検討</p> <p>今後の人口減少や少子高齢化を踏まえた持続可能なまちづくりを進めるため、「社会情勢等の変化に柔軟に適応した集約連携型のまち」を本市の基本方針とし、次期都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定を進めた。</p> <p>具体的には、市民、事業者、近隣都市の意見を聴取したほか、都市計画審議会からの答申を受け、次期都市計画マスタープランについては全体構想、区別構想をとりまとめ、立地適正化計画については災害が想定される区域なども加味して分析を行い、都市機能誘導区域、誘導施設、居住誘導区域についてとりまとめ、両計画の策定に至った。</p> <p>中山間地域対策や地域振興策の検討</p> <p>緑区区民会議における議論を踏まえ、台風第19号による災害からの復興と災害対策の強化、中山間地域における人口減少や少子高齢化を大きな課題と捉え、中山間地域対策として、地域資源や交通ネットワークを生かした交流人口や関係人口の拡大、移住・定住の推進、新たなビジネススタイルの創出による人や企業の誘因を柱とする緑区基本計画の策定を進めた。</p> <p>また、中山間地域の人口減少への対策や地域振興を推進し、持続可能なまちづくりを進める基礎資料として、中山間地域の実態や課題及びまちづくりの取り組みを把握するため、市民意識調査を実施し、方針(案)及び方策の検討を行う。</p>	

地域活性化事業交付金の実施

市民参加と協働による地域づくりを図るため、地域活性化事業交付金を交付した。また、地域活性化の取組をまとめた事例集を市ホームページへ掲載し周知を図っている。

民間活動の支援

相模原市緑区地域既存住宅リフォーム・改築推進協議会における中古住宅の活用に向けた取り組みの支援を行っている。

津久井地域里山体験ツアーの実施（協働事業提案制度事業）

地域資源を活用した体験型ツアーの充実と、観光交流の促進と地域活性化を図るため、実施団体（地域団体等）の意見交換や交流を目的とした組織の立ち上げとともに専用ホームページ「リトリト」を開設した。

広報活動

緑区特設サイトをはじめ、SNSを活用し、緑区の地域資源や情報など緑区の魅力発信を行っている。

主な実施事業と取組結果

No.	事業名	連携に取り組んだ結果	結果の評価と分析
1	都市計画マスタープラン等の策定に向けた検討	庁内検討部会や都市計画審議会小委員会での検討を進め、都市計画審議会からの答申を受けて原案を作成した。 区民会議、まちづくり会議、各種団体等への個別説明を経て計画に対する意見を聴取した。	都市計画マスタープランの全体構想、区別構想及び立地適正化計画の都市機能誘導区域、誘導施設、居住誘導区域の説明を通して市民、関係団体との連携が図られた。
2	緑区基本計画の策定に向けた検討	緑区区民会議からの答申を受けて、関係各課との検討を進め原案を作成した。 区民会議を中心として、各種団体等から意見を聴取した。	緑区の目指す姿・取組目標、中山間地域の振興に関する説明を通して市民、関係団体との連携が図られた。
3	緑区内の大規模プロジェクト等に係る合同説明会	津久井地域の資源等を活用した大規模プロジェクトについて、庁内各局と連携し、地域との情報の共有を図った。	情報を共有する場を設けたことで、地域の課題や取り組みについても意見交換ができ、地域の活性化につながる事が期待できる。

4	緑区のPR事業	移住者や観光客の増加を図るとともに定住意識の醸成を図るため、転入者向けのファイルバックや市外でのPRグッズを作成し、各課・機関と連携し配布した。	目的にあった各課・機関等と連携を図ることで、効果的な啓発につながった。
5	津久井地域里山体験ツアー	地域住民や地域活動団体と協働することで、ニーズに対応した、より詳しい情報発信ができた。	協働により事業を実施することで、効果的な情報発信ができた。また、地域住民による創意工夫のまちづくりにもつながることが期待できる。

重点プロジェクトの今後の課題等

- 都市部と中山間地域という2つの異なる地域特性を有する本市において、非線引き都市計画区域（相模湖津久井都市計画区域）における集落と拠点の連携、災害想定区域を踏まえた安全・安心の取組が課題である。

少子高齢化・人口減少が進む津久井地域においては、地域住民との協働により交流人口や転入者の増加につながるような取組を進めていく必要があるが、どうやって地域を巻き込んでいくかが課題である。

台風第19号による災害からの復旧・復興に最優先に取り組み、地域住民の安全安心を確保する必要がある。

少子高齢化・人口減少が進む中山間地域においては、特に地域住民との協働による様々な取組みが不可欠となるため、定住人口を確保し、地域コミュニティの維持・強化を図るとともに、関係人口の拡大などにより、新たな担い手の育成・確保に取り組む必要がある。

次年度以降の連携推進の検討（考え方）

No.	事業名	事業概要	期待する効果（改善内容）
1	都市計画マスタープラン等の実現に向けた取組	次期都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の実現に向け、中山間地域における台風第19号の被害状況も踏まえ、継続すべき施策、新規・拡充を検討すべき施策を庁内連携して取り組んでいく。	進行管理上の各種指標の達成に向け、継続的に取り組む。
2	情報発信の強化	緑区特設サイト「すもうよ緑区」やSNSを活用するとともに、津久井地域里山	様々な連携により、情報発信をすることで、多様なニーズへの対応と認知度の向上につ

		体験ツアー実施団体の専用サイト「リトリト」など関係団体と連携し、魅力的な情報発信に取り組む。	ながり、関係人口及び交流人口の拡大を図ることができる。
3	移住促進に向けた民間団体等との連携	「ふるさと回帰支援センター」や「相模原市緑区地域既存住宅リフォーム・改築推進協議会」等の民間団体と連携し、移住促進に取り組む。	移住希望者への相談対応や、住宅の紹介など、移住促進に向けた具体的かつ適切な対応を図ることができる。
4	復旧・復興ビジョンを踏まえた中山間地域対策及び地域振興策の検討	災害からの復旧・復興を含め、中山間地域の住民や地域団体と連携し、地域の課題や地域振興の方針・方策について検討する。	中山間地域の課題を整理するとともに、地域の特性を生かした地域振興策を検討することができる。

【付属資料】相模原市総合計画審議会の開催経過（令和元年度進行管理）

月 日	議 事
7月30日	令和元年度の総合計画等進行管理について 1次評価の結果等について
8月23日	2次評価について （2次評価：施策3、10、12、14、17、19、20、49） （モニタリング：施策1、9、22、23、48）
9月10日	2次評価について （2次評価：施策29、30、32、37、39、40、45、46） （モニタリング：施策24、28、33、36） （地方創生推進交付金関連：施策34）
10月29日	施策の実施状況に関する建議書（案）について